

然るにそれは操典、要務令等に定めて有つて、法令に書くべき事項では無いから書かないのであるから、此の兵器使用の事のみを法令に書く譯にはゆかぬのである。之に反して衛戍勤務令の方は前にも述べた如く、一部職務権限を定めた所もあるが、衛戍勤務の執行に關しては別に操典、要務令等も無いから、其の職務上の軌範たる細部を主として定めた規則である。そのことは衛戍勤務令第四十八に「衛兵ノ勤務ニ關シテハ本款ノ外作戰要務令前哨勤務ノ規定ヲ準用ス」とあるのでも解る。かゝる次第であるから、兵器使用に就ても其の心得を衛戍勤務令には書かねばならぬことに成るのである。而して衛戍勤務の兵器の使用は、衛戍勤務なるものが屢々論せし如く警察的のものであるから、成るべく相手を殺傷せぬ様にせねばならぬのである。之れが衛戍勤務令に兵器使用制限の條文のある理由である。

然るに翻つて軍隊の性質を考へるならば兵器の使用こそ其の本能であるから、之を警察的に使用するのが抑も本筋で無いのである。然かも已むを得ず之を使用するならば、それは其の軍隊が兵器を使用すると謂ふ本能の力そのものに倚賴するのであるから、其の本能

を法的に制限すると謂ふことは不當であるとも考へられるのである。處が世の中の實際は甚だ複雑で甲ならざれば乙、乙ならざれば甲と謂ふ様に明確に行くものでは無い。甲でも乙でも無い兩者中間的のものが多いのである。そこで警察的にも軍隊を使い、其の使ふ内でも或場合は兵器使用を制限した方が良いと思はれ、或場合は特に制限せず寧ろ指揮官の裁量に委す方が良いと思はるゝこともあるのである。先づ憲兵隊も軍隊であるが之を警察的、否純然たる警察に使用する。此は純然たる警察であつて見れば、兵器使用の制限を行ふのは寧ろ當然である。次に一般の軍隊に衛戍地の警備を行はしむる、之も衛戍勤務そのものは警備と謂ふ警察的行爲が本務であるから、兵器使用に制限を加へることが適當である。衛戍勤務令の兵器使用制限は即ちそれである。次に治安維持上已むを得ぬ場合には師團長の兵力をも使用することがある。此の場合は全く其の本務で無いのであるから、豫め法的に兵器使用の制限を定める如きは、師團長を侮辱するものとも云へば謂ひ得るのである。それで師團司令部に基く兵力の使用には制限の規定が無いのである。戒嚴の際も警察的に軍隊を使用する。此の場合こそは所謂軍隊の武力其のものに倚賴して嚴重なる警

戒をやらうと謂ふのであるから、豫め兵器使用を法律的に制限するのは、戒嚴の目的達成上適當でないのである。乃ち此處の道理が師團司令部等に基く兵力使用に兵器使用の制限の規定が無くて、衛戍勤務令に兵器使用制限のある第二の理由である。

以上私は衛戍勤務令に兵器使用の制限が有つて、師團司令部等に兵器使用の制限の無い理由を二つ述べた。處が此の二つの理由には少しく撞著する點がある。第一の理由から云ふならば師團司令部に兵器使用制限の書いて無いのは、師團司令部なる法典の性質上載せられないのであつて、警察的兵力使用と謂ふ點は、師團司令部第六條と衛戍勤務令第六ノ三とは同様であると云ふのであるから、其の結果、師團司令部に書いては無くとも、其の第六條に基く治安維持の兵力使用は、實際に當り衛戍勤務令第十二同様な兵器使用制限の下に兵力を使用せねばならぬ道理となるのである。更に具體的に云へば、條文は無くとも師團長若くは其の命に依りて出動する部隊の總指揮官は治安維持上兵力を使用するに當り、衛戍勤務令第十二同様の程度に於て兵器を使用すべき旨の命令又は訓令を出さねばならぬことに成るのである。然るに第二の理由から云ふならば、衛戍勤務は警察的

行動が本務であるから、憲兵に兵器使用の制限があると同一理に因つて、兵器使用の制限があるのである。而して師團司令部の兵力使用に制限の無いのは、斯くの如き事項は師團長の自由裁量に委すべきものであるから規定しないのである。戒嚴令の兵力使用に兵器使用の制限の無いのは、嚴重なる警戒の目的達成上兵器使用を制限しないのであるが、師團司令部等の兵力使用は、憲兵の兵力使用よりも、寧ろ戒嚴の兵力使用の方に近いのであると謂ふ様なことも理由となつて、其の兵器使用を制限しないのであるとするならば、其の結果、師團司令部の兵力使用は、一般的に衛戍勤務令第十二の如き兵器使用制限を命令し又は訓令すると謂ふことは、却て適當でない。寧ろ時に應じ機に臨み各指揮官に適當に兵器を使用せしむる方が良いと謂ふ理論が生じて來るのである。此の二つの見解は果して孰れが正しいのであらうか。

此の判決は却々困難である。然し純粹法律問題としてならば、換言すれば適法違法の問題としてならば、兎に角、師團司令部等には兵器使用制限が書いて無いのであるから師團長以下各級指揮官が自己の考へに基いて兵器を使用すべきであると謂はなければならぬ

のである。唯だ適法、違法の問題でなく類似法令の比較研究上より見て、果して孰れが適當であるか不適當であるか、残る問題である。此の問題に對する私の考へは、師團司令部令等に兵器使用制限の無いのは、前述の如く多少撞著はするが二つの理由に基くのであるから、此の二つの理由の孰れにも餘り反せない様な中庸を得た所が正しいものと信ずるのである。即ち師團司令部令第六條に基いて治安維持の爲に出動した軍隊だからとて其の總指揮官が常に必ず衛戍勤務令第十二の兵器使用制限と同様の兵器使用制限を命令又は訓令せねばならぬと謂ふのは適當でない。然し又反對に、衛戍勤務令第十二の制限を眼中に置かず、兵器使用は常に出勤軍隊各級指揮官の勝手であると謂ふのも適當でないであつて、出勤軍隊總指揮官が概ね先づ衛戍勤務令第十二と同様の兵器使用制限を命令又は訓令し、騷擾の狀況が若し其の程度の兵器使用では到底鎮定の目的を達し難い時には、其の必要に應じて、已むを得ぬ程度だけ兵器使用制限を寛にして、以て之に臨むといふ具合にするのが適當であると信ずるのである。從來の實例を見ると、治安維持兵力使用に於ける上級指揮官の命令又は訓令には、衛戍勤務令第十二よりも兵器使用の範圍の廣いものも随分あつ

たのである。例へば「言語ヲ以テ解散ヲ命シ又ハ非行ヲ制止シ之ニ應セサレハ空砲ヲ發射シ尙ホ解散又ハ制止ニ應セサレハ兵器ノ使用ヲ許ス」又は「災害ニ乗シ非行ヲ敢テシ秩序ヲ紊ルカ如キモノアルトキハ之ヲ制止シ若シ之ニ應セサルモノアルトキハ警告ヲ與ヘタル後兵器ヲ用フルコトヲ得」「武器ヲ使用スヘキハ概ネ左ノ場合ト心得ヘシ。(1)暴民兇器棍棒等ヲ有スル場合(4)群衆説諭ヲ聽カス容易ニ解散セサル場合」等は何れも衛戍勤務令の制限を超越して居るのであつて、大正八年の朝鮮騷擾時の如き、斯かる程度にては目的を達し得ず遂に「自今暴民ノ集團ヲ見タル時ハ直ニ實彈ヲ以テ射撃スヘシ」とも命令されたことが有つたと謂ふことである。然して此等は何れも違法の命令又は訓令に非ざるは勿論、其の當時に於ては、それが適當なる命令又は訓令であつたらうと考へられるのである。尙ほ本節では衛戍勤務令の兵器使用制限條文の解釋をも行ふことが、節の題名にも相應することであらうが、之は憲兵の兵器使用等と比較研究することが説明上便宜であるから後述の限度を法律的に今少し深く研究して見度いと思ふのである。

(一〇) 兵器使用を制限せられざる軍人の兵器使用限度

前節に於て師團司令部令等に依る治安維持出兵には、其の總指揮官に於て、兵器使用の制限を訓令又は命令するのが適當であるが、法律論としては兵器使用に制限は無いものであるが如く述べた、又曩に(三)に於ても、軍隊の本質は兵器を使用するにあるから、軍隊が出動した以上は兵器を使用するのは當然である、而して軍隊を出動せしむるのは統帥權である。統帥權は立法、司法、行政の三權に對立する大權であつて、憲法上の臣民の自由保障は行政權に對してこそ保障すれ、統帥權に對しては保障の限りで無いことも論じて置いた。此等の理論からすると、軍隊が一旦軍令に基いて出動した以上、其の軍隊に屬する軍人は敵に對する場合は勿論、治安維持の爲め住民に對する場合であつても、其の上官より兵器使用の制限を命せられざる限り、自由に兵器を使用して住民を殺傷しても法律上差支ないと謂ふことになり、又指揮官としては、部下に如何なる程度に兵器使用を命令するも勝手であると謂ふ結論となる。例へば治安維持の爲め師團長から出動を命せられた一

隊が駈歩で進む途中祭禮か何かで群衆が道路を塞いで軍隊の通行の妨げとなる、道を開くべきことを通告しても騒がしくて徹底しない。其の時隊長は群衆に對し實彈射撃を命じて、之を解散させて目的地に急いでも差支ないか、又目的地到着時、騒擾した群衆が既に鎮靜に歸して居るに拘らず、再び騒擾せしめざる爲め懲戒の目的にて之を射撃しても差支ないか如何か。常識的に考へてそれでは餘り極端な様である。それならば何か其所には兵器使用の限度と謂ふものがあるのではないか、是が本節に於ける研究の目標である。

此の問題を研究するに當つて、先づ考へて置かなければならぬことは、法律上の適法、違法の問題と、實際上の適當、不適當の問題との區別である。實際上適當な行爲ならば、それは法律上にも適法であるべきことは勿論であるが、法律上違法でない即ち適法な行爲ならば、刑罰に處せらるゝと謂ふことは無いが、必ずしもその行爲が其の場合に於て適當であるとは限らない。或は不適當であるかも知れない。さうすると刑罰の責任は無くとも行政上懲罰を受けると謂ふことは有り得るのである。何も懲罰のみを彼れ是れ云ふのでは無いが、兎に角不適當な行爲を行つてはいけなから、我等は法律上の適法、違法を研究

するに止めず、進んで實際上の適當、不適當をも研究することが價值が多いのである。既に前節の終りに於ては、師團司令部令の治安維持出兵の兵器使用命令に就て、聊か適當不適當の問題に關し説明もしたのである。然しながら、此の適當、不適當と謂ふことは其の時々の狀況に因つて相違するものであるから、之が研究は甚だ複雑であつて、總ての場合に通ずる明確不動の標準は到底定めることが出來ず、個々の場合の適當、不適當は、實際問題に付て批判するか、或は對抗演習の様に何等かの方法で狀況を現出して研究するか又或は詳細なる具體的状況を想定して研究するかしなければ判からぬのであるが、斯かることは到底本論文の研究し得べき範圍では無いのである。依つて此處には、唯だ法律的に適法、違法の問題を目標として研究しようとするのである。

軍人が若し法律上違法に兵器を使用して、人を殺し又は負傷せしめたならば、其の行爲は、殺人罪又は傷害罪等の罪に該當して處置せらるゝのである。又軍隊指揮官が若し違法に兵器を使用すべく命令して人を殺傷せしめたならば、其の指揮官は矢張り殺人罪傷害罪等の罪に問はるゝのである。而して違法命令に基いて直接兵器を使用した部下も亦若し其

の兵器使用の違法であることが明瞭であつて、且つ之を知つて居たならば、上官と同様刑罰に觸るゝのである。

兵器使用を法令上制限せざる兵力使用は、戦争は言すと知れたことであるが、其の他に於ては前に(六)(七)(八)に於て説明した通り澤山な法令があつて、其の内憲兵と衛戍勤務とを除いては、皆な此の法令上兵器使用を制限せざる兵力使用に該當するのである。

扱て本論に掛かつて、先づ前に述べた如く、憲法上の臣民の自由保障は統帥權に及ばない。そこで統帥作用でならば、如何様に兵器を使用して臣民を殺傷しても憲法違反とはならぬ。然し統帥權なるものは、必要も無いのに無暗と臣民を殺傷するものでは無い。そこには自然と限度が有つて、其の限度内に統帥權が活動するのである。そこで其の限度外に出た行爲は統帥權の活動では無いと謂ふことになるのである。統帥權の活動でないことになると、其の行爲は國の行爲でなく個人の行爲である。軍隊の行爲でなく各個人の責任である。然らば統帥權の活動する限度は如何、これが研究問題である。統帥權の活動の方法を教へたものは陣中要務令、各兵操典等であつて、此等は勿論兵器の使用は無制限

なるのみならず、成るべく多く敵を殺傷する様使用すべく教へたものである。然るに此等は何れも敵に對する兵力使用であつて、治安維持の兵力使用には適用せられない。治安維持即ち警察的兵力使用は、敵に對する場合と反對に、成るべく相手を殺傷することなく目的を達すべきものである。此の目的が即ち統帥権活動の根源でなければならぬ。何故ならば、統帥権に限らず總て國權なるものが目的の爲に生じたもので、目的以外に存せぬものであるからである。そこで治安維持其他警察的兵力使用の兵器使用限度は、其の任務上最少限度であると信する兵器使用が適法なのである。更に詳しく云へば其の指揮官が「治安維持其他課せられたる警察的目的の爲め必要なる最少限度の殺傷を豫想する兵器の使用方法なりと信する」ことが兵器使用の法律の限度である。又戦闘上許されたる殺傷は敵に對するものであるが、警察の目的の自由制限は社會の安寧秩序を紊す者に對するのである。故に警察的兵器使用は、矢張り安寧秩序を紊す者に對してでなければならぬ。尤も安寧秩序を紊す者に對する兵器使用が、それに接近し在る者に危険を加ふることの有るべきは、目的上已むを得ぬ場合に限り、彼の刑法の緊急避難行爲（刑法第三十七條）と似通つ

た趣旨に因つて、許さるべきものである。此の事は敵に對する兵器の使用に於ても同様である。従つて前に掲げた例の如く、たとへ目的達成の爲めと雖、良民に向つて兵器を使用することは違法である。次に最少限度の兵器使用と謂ふことに就て今少し説明を加へたいと思ふ。

國家は安寧秩序を保持する必要がある。其の必要の爲に國家は人民の生命身體財産に危害を加ふる權力を有する。然しながら安寧秩序保持其他國家の目的上必要でないのに人民を殺傷すると謂ふが如き權力は國家は持つて居ないのである。従つて安寧秩序保持其他國家の目的達成の爲め必要なる最少限度の兵器の使用であると國家が考へる、其の考へが統帥権の活動すべき範圍である。國家が考へると謂ふても、國家そのものには意思が無いから、國家を代表する自然人が考へるのである、即ち第一は 天皇の御考へである。天皇の御考へは勅令又は軍令として現はるる、勅令軍令として命せらるれば軍人がそれに従ふべきは勿論である。憲兵令や衛戍勤務令の兵器使用制限は即ちそれである。所が 天皇が斯かる御考へを命令せられずして、唯だ例へば師團長に兵器使用を許さるゝならば、其

の師團長は兵器使用に就て、自己の意思が直接國家を代表することになるから、其の師團長が自ら考へて、其の與へられた任務達成上最少限度の兵器使用であると考ふれば、それが其の兵器使用の適法なる限度となるのである。師團長が自ら兵器を使用するにしても、部下に兵器使用を命令するにしても、又或は部下の兵器使用限度を訓令又は命令するにしても其の必要なる最少限と信する範圍に於て適法であり、其の考へを超越して兵器を使用し、又は使用すべく命令又は訓令するとき、それは國家統帥權の範圍を越えた違法行爲であつて、忽ち犯罪となるのである。

治安維持の爲兵器使用を許された師團長が、部下に其の任務を命じて、兵器使用上の制限を命令又は訓令しなかつた時、其の兵器を如何なる程度に使用すべきかの國家意思を代表する者は、其の任務を命ぜられた部下の考へであるから、其の者が治安維持上最少限の兵器使用であると思ふことが、適法の範圍となるのである。即ち此等は何れもそれ等の人の主觀的考へが適法の限界と成るのである。此處で初學者の爲に一寸斷つて置くが、兵器使用の適法なる限度が、兵器使用者の主觀的考へで決定するならば、兵器使用者は内心

どんなに考へても、法廷に出て「私はそれが任務達成上最少限の死傷を生ずべき兵器使用法であると考へたのであります」と陳述すれば、それで事は済むのであるから、實際はどんなに酷く兵器を使用しても良いと謂ふことに成るものであると考へてはならぬことである。或人の主觀的の考へが如何であつたかと謂ふことは、實際本人が自白せぬ限り他人が知ることは出来ぬものである。然し裁判は本人が自白しなくとも裁判官の認定で事實を斯くありしものと假定して、其れに對して刑罰を科するものであるから、自白せねば無罪と謂ふ譯にはゆかぬのである。本人は口に最少限度の兵器使用と信じて射撃を命じたと陳述しても、本人の平素の知識、判断力、當時の状況、その他種々様々な事柄を證據として、裁判官の自由なる判断に依つて、本人は當時任務達成上それまでにしなくとも良きことを認識しながら、不遜なる群衆の態度に激して射撃を命じたものであると認定されたならば之を法律に照せば統帥權活動の範圍を出たもので、違法の行爲である。従つて其の行爲は殺人罪に該當して處罰を免かれぬこととなるのである。

法令又は上官の命令或は訓令に依つて、兵器使用の制限を受けない場合の兵器使用は以

上の通りであるが、此等の制限を受けた場合は如何であるか、其の制限に従はなければならぬことは勿論であるが、制限其のものは主観的に解して差支ないか、それとも客観的に解すべきものであるか。こゝに主観的と謂ふのは行爲者本人の意思に依つて其の行爲の適法、違法が定まる事で、假令本人の考へ方が誤つて居ても本人が正しいと考へたら正しいとするのを主観的と謂ひ、之と反對に正非は其の事そのものに定つて居て、人の考へ方に依つて變化するものでない、従つて行爲者が誤つて認識すれば、行爲者が責任を負はなければならぬとするのが客観的解釋である。

先づ憲兵令及衛戍勤務令の兵器使用制限は客観的に解すべきものである。それは其の條文の文理解釋からも左様であるが、大體此の種の法規と謂ふものが客観的に解すべきものである。刑法第三十六條の正當防衛、同第三十七條の緊急避難、陸軍刑法第二十二條海軍刑法第十七條の軍事緊急行爲は、何れも無罪を原則とするが、程度を超えた場合は處罰する規定である。而して其の程度は客観的に定むべきものであることが定説である。此の此等規定を客観的に解すると謂ふ原則は、兵器を使用しても罪とならざることを定めた

規定である、衛戍勤務令第十二、憲兵令第五條、監獄法第二十條の解釋にも應用せらるゝのである。

次に例へば師團長が部下に兵器使用限度を命令した場合、其の限度は受命者の主観的に解すべきか又は客観的に解すべきかと問ふに、之は一概に答ゆることが出来ぬ。其の命令の趣旨に依つて孰れかを判断せねばならぬのであるが、上の人の命令であると謂ふことは勅令、軍令も同様であるから、客観的に解すべきものなることが多いのである。然らば訓令は如何と謂ふに、軍部の訓令なるもの、性質が受命者の心得であるから、此は主観的に解すべきものである。

右の如く兵器使用の制限は、主観的に解すべきものと客観的に解すべきものと二様あるが、孰れにしても統帥權の範圍を超越すべからざることとは勿論であるから、前に述べた如く其の任務達成の必要上最少限の死傷を豫想する兵器使用方法であると自ら信ずることの限度を超越してはならぬのである。而して勅令、軍令又は命令、訓令の制限は、更に其の範圍内の制限なのである。乃ち例へば主観的に考へて、此の騷擾は群衆が暴行するのを待

つて兵器を使用する様なことでは、到底鎮定することは出来ぬ、群衆が集まつた以上、直ちに射撃して解散させなければ駄目であると考へても、若し暴行せざれば兵器を使用してはならぬと謂ふ制限があるならば、暴行せぬ限り如何に喧噪しても又解散命令に服従しなくとも、之に兵器を使用することは出来ぬと謂ふことになるのである。前に實例として掲げた従來の兵器使用の命令又は訓令が適法であると謂つたのは、何れも法令又は上官よりの兵器使用制限の無かつた場合であつて、而かも其の命令者其の人が聊かの悪意も無く、騷擾を鎮定する爲、最少限の兵器使用であると考へて命令又は訓令したのであつたからである。然し其の命令が適當であつたか否かと謂ふと、それは命令者のみの意思で定まるのでなく、客觀的に定まるものであるから、今卒かに批判は出来難いのである。

(一一) 憲兵令の兵器使用制限規定

衛戍勤務令の兵器使用の規定は前に掲げたが、憲兵令にも略ぼ似た規定がある。衛戍勤務令は軍令であるが憲兵令は勅令である。衛戍勤務令が軍令でなければならぬ理由を前に

述べたから、茲に憲兵令が何故軍令でなく勅令であるかを述べねばならぬ。

憲兵令（勅令）第一條 憲兵ハ主トシテ軍事警察ヲ掌リ兼テ行政警察司法警察ヲ掌ル

(約文)

第五條 憲兵ハ左ニ記載スル場合ニアラサレハ兵器ヲ用ウルコトヲ得ス

- 一 暴行ヲ受クルトキ
- 二 其ノ占守スル土地若ハ委訪セラレタル場所又ハ人ヲ防衛スルニ兵力ヲ用ウルノ外他ニ手段ナキトキ又ハ兵力ヲ以テセサレハ抵抗ニ勝ツ能ハサルトキ

憲兵令は右條文の如く憲兵に警察を行はしむることを定めたものである。警察は云ふまでも無く行政作用の一つである。尙ほ詳しく云ふならば、憲兵の本務である。軍事警察は軍務行政の一部であり、又其の兼務である行政、司法の警察は内務行政及司法行政の一部である。國家が其の行政の一部を一つの機關に行はしむるとき、其の機關の組織及権限を定めたものを官制と謂ふのであつて、之を定むる権力は憲法第十條に 天皇は行政各部の官制を定むるとある所謂 天皇の官制大權である。従つて憲兵に警察を行はしむることを

定むる規則は官制でなければならぬ。官制は勅令でなければならぬ。依て憲兵令は勅令であるのである。而して其の勅令の内に憲兵の権限の一部である兵器使用のことを規定したのであるから、憲兵の兵器使用の規定は勅令で定められて居るといふことになるのである。尤も兵器使用に關する條文のみを考へるならば、之は軍人なるが故に統帥權に基いて當然兵器を使用し得る、其の使用し得る範圍を警察務なるが故に制限したと謂ふ筋合であるから、制限の規定も亦統帥權たる軍令で之を定むるのが純理に合するのである。然し前にも述べた如く、軍令と勅令とはしかく嚴格に區別せねばならぬものでは無くて、憲兵令の大部分が勅令事項であるから、中に軍令事項が含まれて居ても合せて之を勅令で定めたのである。

憲兵の兵器使用を何故統帥權に基いた權力であると云ふかと謂へば、それは前に(一)に於て論じた如く、憲法第二十三條の「日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ」とある趣旨からして、兵器使用は法律でなければ定めることの出来ぬもので、憲兵令の様な勅令で之を定めると謂ふことは憲法違反なのである。然るにそれ

が憲兵令を以て定めてあると謂ふのは、畢竟憲兵が軍人であつて統帥系統に依り當然兵器使用の権限を持つて居る。之に警察と謂ふ職務を與ふれば其の職務上必要なる際自己本來の力である兵器を使用すると謂ふことは當然である。然るにそれを唯だ職に當る者の主觀的判斷で使用せしむるのは適當でないと謂ふので、其の兵器使用の客觀的制限を定めたのが、憲兵令第五條の規定なのである。斯く解釋せねば道理が立たぬから、憲兵の兵器使用の根源が統帥權であると云ふのである。憲兵令に基く憲兵隊乃至憲兵には、主として警察官廳乃至警察官吏として、行政權が及んで居るのであるが、同時に又憲兵は固より大元帥陛下の軍人であり、憲兵隊は軍令で定められた平時編制で組織せられた軍隊であつて、此の兵器使用權や軍隊内務書所定事項等に於て統帥權が及んで居るのである。

(一) 憲兵と衛戍勤務との兵器使用の比較研究

一 憲兵の兵器使用のことは憲兵令第五條に定めてあり、衛戍勤務の兵器使用のことは衛戍勤務令第十二に定めてあつて共に「左ニ記スル場合ニ非サレハ兵器ヲ用ユルコトヲ得

ス」と書いて、次に兵器を用ひ得る場合が列挙してある。而して其の兵器を用ひ得る根據は兩者共統帥權に基くものである。従つて孰れも正當防衛の範圍を超越して規定されても憲法上差支ないのである。

二 警察的に活動する統帥權に基く兵器の使用は、既述の如く、使用者が其の任務達成上必要なる最小限度の兵器使用であると思料することが適法の範圍であるから、憲兵も衛戍勤務者も各其の規定に如何に定めてあつても、此の範圍を超越することは出来ぬものであつて、兩者の兵器使用制限は、此の主觀的制限に、更に客觀的制限を加へたのである。兩者の規定が客觀的に解すべきものであることは前に(一〇)に於て説明した通りである。

三 兩者の規定を見ると共に刑法の正當防衛の範圍を超越して居るが、其内でも憲兵の兵器を使用し得る範圍の方が少し廣いのである。何故憲兵の方が範圍が廣くしてあるか、其の理由は良くは判からぬが、或は軍隊の方は兵器の威力が憲兵よりも通常甚だ強いから、之が使用を一層慎重にせねばならぬとか、又或は憲兵は平素から警察に従事するのであるから、其の主觀的自制に委する範圍を廣くしても差支ないが、軍隊は平素敵に對する教育

を受けて居るのであるから、客觀的制限を強くする必要があると謂ふ様な理由ではあるまいかと思ふ。尤ふ補助憲兵は普通軍隊と大した相違は無いが、其の兵器使用は憲兵に準ずるのである。之は近來少しばかり特別教育も行ひはするが、主として其の指揮官が憲兵であるから憲兵と同様な權限を持たしたものである。

各兵科ノ者ヲシテ憲兵ノ勤務ヲ補助セシムルノ件(勅令)

第二條 補助憲兵ハ憲兵ノ勤務ヲ補助スルモノトス(約文)

補助憲兵ニ付テハ憲兵條例ヲ準用ス

四 憲兵令第五條の第一號には「暴行ヲ受クルトキ」とあり、衛戍勤務令第十二の第一號には「暴行ヲ受ケ自衛ノ爲己ムヲ得サルトキ」とある。是は非常な相違である。衛戍勤務令の方は正當防衛の範圍であるが、憲兵令の方はそれを超えて居る。正當防衛の規定は刑法第三十六條に「急迫不正ノ侵害ニ對シ自己又ハ他人ノ權利ヲ防衛スル爲己ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ハ之ヲ罰セス」とある。衛戍勤務令の「暴行ヲ受ケ」とあるのは不正の侵害なることは勿論である。又其の「自衛ノ爲己ムヲ得サルトキ」とは正當防衛の

自己の権利を防衛する爲め已むことを得ざるに出でたる行爲と謂ふのに該當する。正當防衛の方に「急迫」の文字があつて、衛戍勤務令の方に此の文字が無いが、之は無くとも、已むを得ざるときと謂へば、自然急迫の場合に限るのであるから同じ事である。正當防衛も舊刑法には「急迫」の文字は無く「身體生命ヲ正當ニ防衛シ已ムコトヲ得サルニ出テ暴行人ヲ殺傷シタル者ハ云々」とあつたのを、改正の際趣旨を、明確にする爲め「急迫」の文字を加へたに過ぎないのである。

處が憲兵令の方には單に「暴行ヲ受クルトキ」とあつて、防衛の爲めとも、已むを得ざるときとも無い。従つて之は正當防衛よりも甚だ範圍が廣い。憲兵は暴行を受けさへすれば、兵器を使用し得る客觀的條件は完成するのである。受けることとは自分が受けることで、他人が受けたのではない。此の點だけは他人が受けても防衛權發動の一條件となる正當防衛の方が範圍が廣い。然し正當防衛は他に嚴重な條件があるが、憲兵のは此の條件一つである。暴行を自分が受けると謂ふても自分の身體に限つたことでは無い、一隊の憲兵中の一人が暴行を受ければ、其の隊の全員が兵器を使用して差支ない。又憲兵隊

の廳舎に投石した場合でも暴行を受くるときと謂ふのに該當するのである。即ち斯かる具體的條件のある際、憲兵は主觀的に考へて、警察の目的達成上兵器を使用する必要があると思料したならば、其の必要上最少限度に人民を殺傷する方法なりと信ずる方法を以て、兵器を使用すべきものである。暴行を受けけれども警察の目的を達成するには、兵器を使用せず若くは空砲射撃で十分であると思料しながら、相手が例へば豫て惡むべき共產主義者であるからとて、實彈で射殺したならば、それは統帥權超越の違法行爲で殺人罪たるを免かれぬのである。然し其の場合實際は兵器を使用せず若くは空砲射撃で警察の目的を達することの出来る場合であつても、射撃する者又は之を命ずる者が、情況判斷を誤つて、實彈射撃でなければ到底警察の目的を達することが出来ぬものと誤信して射殺したならば、それは暴行を受けたと謂ふ客觀的條件がある以上違法とはならぬのである。情況判斷を誤つて不適當な處置であつたとして懲罰處分は受くるかも知れぬが、刑法上の犯罪にはならないのである。此の點が衛戍勤務と非常な相違である。衛戍勤務令の方は暴行を受けた上に、自己を防衛する爲に、其の程度に兵器を使用することが、客觀的に已むを得ぬ必

要である場合に、其の程度に限り兵器の使用を許さるゝのであつて、射撃者に己むことを得ぬといふことの判断に誤りがあつて、其の程度に達せないのに兵器を使用し又は程度を超越した射撃を行つたならば、それは衛戍勤務令に違反する違反行為となつて罪となるのである。尤も刑法第三十六條正當防衛の規定の第二項に「防衛ノ程度ヲ超エタル行為ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得」とあるから、斯かる場合の刑罰は減輕又は免除せらるゝではあらうが、適法の行為と謂ふ譯には行かぬのである。

尙ほ前記憲兵令及衛戍勤務令の「暴行ヲ受ケ」と謂ふことは、暴行が未だ開始せざるも、開始すべく切迫せる状況にあれば之に該當するのである。

五 衛戍勤務令第十二の第二號には「多衆聚合シテ暴行ヲ爲スニ當リ兵器ヲ用ユルニ非サレハ鎮壓スルノ手段ナキトキ」とあつて、憲兵令の方には之に相當する條項は無い。然し此の條項も亦正當防衛の範圍内であるから、憲兵も亦斯かる場合兵器を使用しても差支ないのである。何故ならば、暴行を爲すと謂ふことは前にも述べし如く不正の侵害である。而して此は自己に對する場合に限らず他人に對する場合も含むのであるが、正當防衛の規

定にも自己又は他人の權利を防衛する爲めとあつて他人に對する暴行の場合も含んで居るのである。又暴行を鎮壓すると謂ふことは、暴行に依り侵害せらるゝ權利を防衛することであり、兵器を用ふるの外他に手段が無いと謂へば、それでは兵器を用ふるも已むを得ぬ次第であるから、結局此の條項は正當防衛の範圍内の行為と謂ふことになるのである。

六 衛戍勤務令の兵器使用規定は三號から成つて居て、其の第三號に「人及土地其他ノ物件ヲ防衛スルニ兵器ヲ用ユルニ非サレハ他ニ手段ナキトキ」とあり、憲兵令の方は二號から成つて居て、其の第二號に「其ノ占守スル土地若ハ委託セラレタル場所又ハ人ヲ防衛スルニ兵力ヲ用ユルノ外他ニ手段ナキトキ又ハ兵力ヲ以テセサレハ抵抗ニ勝ツ能ハサルトキ」とある。乃ち衛戍勤務令の右の條項と憲兵令の右の條項の前段とは甚だ良く似て居るから、先づ此の二つを比較して見る。文字からだけ云ふならば、防衛の對象に人と土地の有るのは兩者同様であるが、憲兵令の方には場所があつて物件が無く、衛戍勤務令の方には物件があつて場所が無い。然し防衛の實際を考へて見ると、物件を防衛するには其の物件の在る場所を防衛すれば目的を達することになり、場所を防衛するには其所の土地又は物

件を防衛すれば足りるのであるから、兩者同様と謂ふことになる。次に憲兵令の方には其の防衛する對象が占守する土地、委託せられたる場所又は人と條件が附けてあつて、衛戍勤務令の方には斯様な條件が無い。従つて此の點は憲兵令の方が少し範圍が狭い。是は何の爲か知らないが、強いて理窟を付ければ、憲兵は平素から普通警察官と共に警察務を執つて居るのであるから、軍事上の必要と謂ふか或は地方側の依頼と謂ふか、何等かの事情に因つて、豫め占守して居る土地とか又は委託された場所とか人とか謂ふものが有るであらう。憲兵が兵器を使用するのは、それを防衛する爲めでなければならぬ。斯様な特別な責任が有るので無ければ兵器を使用する必要は無いと謂ふ様な事でもあらうと思はれる。之に反して衛戍勤務の方は、衛兵を置いて豫め警備又は保護に當つて居る土地或は物件又は人が有れば、それ等に對する防衛は憲兵と同様に、占守する土地若くは委託せられたる場所又は人を防衛する爲め云々と書いても良いのであるが、衛戍勤務は斯かる場合の外、災害又は非常の際、治安維持の爲の警察力が足りないで、地方官の請求に基くか又は其の請求を待つ違なく、兵力を以て治安維持に當らなければならぬこともあるのであつて、其

の際の防衛の對象は、軍隊の豫て占守するとか又は委託されて居るとか謂ふものに限る譯にはゆかぬのである。従つて防衛の對象に斯かる條件を附することが出來ず、廣く單に人及土地其他物件を防衛する爲めと書いたのであらうと考へられるのである。然し憲兵とても類似の場合も有り得るのであるから、憲兵令の方の「占守する」とか「委託された」とか謂ふが如き文句は衛戍勤務令と同様に寧ろ無い方が良かったと私は考へる。

次に此の兩者の條項と正當防衛との關係を研究するに「防衛スルニ兵器ヲ用フルノ外他ニ手段ナキトキ」と謂ふのであるから一見正當防衛の範圍内の様に思はれるが、必ずしも左様でない點がある。それは物件の防衛ならば正當防衛に該るのであるが、人や土地や場所の防衛は必ずしも左様でない。正當防衛の規定は人の權利に對する不正の侵害を防衛するのである。物件を防衛すると謂へば人の財産に對する不正の侵害を防衛することに解することが出来るが、人を防衛すると謂ふのは、人の生命、身體、自由等の權利に對する不正の侵害を防衛する場合もあるであらうが、例へば押送する犯人を奪はんとする場合の如きは、寧ろ犯人に自由を與へんとするもので、其の委託されたる人の權利を防衛するもの

とは解することが出来ぬ。又土地や場所の防衛と謂ふことも、必ずしも其の土地や場所の土を盗むとか耕作を荒すとか謂ふが如き所有權侵害に對する防衛ではなくて、或土地や場所、それも例へば公園とか道路とかの如く、何人も通行し得べき所に、臨時に有形又は無形の境界を設けて、其の境界以内に群衆の進むことを阻止するが如きこともあるのであつて、斯かる意味の防衛は、正當防衛の規定の所謂人の權利に對する不正の侵害を防衛するものとは認めることが出来ぬのである。それでも相手が暴行すると謂ふ様な事があれば、その暴行に對する正當防衛と謂ふことも出来るが、本項には相手が暴行を爲すと謂ふことも條件に成つて居らぬのであるから、正當防衛では無く之を超越した兵器使用である。

最後に憲兵令の第三號の後段の「其ノ占守スル土地若ハ委託セラレタル場所又ハ人ヲ防衛スルニ兵力ヲ以テセサレハ抵抗ニ勝ツ能ハサルトキ」と謂ふ憲兵令にのみある條項である。此の條項は相手が抵抗することを前提とするが、前段の場合でも抵抗せねば兵力に依らず防衛し得ること勿論であるから、前段も抵抗は自然前提となり居るものと考へねばならぬ。依つて前段と後段の差は、他に手段が無いと謂ふこと、勝つと謂ふことの相違である。

ある。他に手段が無いと謂へば消極的で勝つと謂へば積極的である。そこで例へば人を護送する途中に於て群衆之を奪はんとし、退いて道を變へ自動車で走れば之を防衛することが出来るが、群衆の抵抗に勝つて防衛するには兵器を用ひねばならぬ場合、前段では兵器を用ゆる外に手段があるのであるから之を用ふることが出来ぬが、後段では兵器を使用することが出来ることに成るのである。尤も正當防衛でも不正の侵害に對し逃げれば逃ぐることは出来ても、逃げずに防衛行爲を行つて良いと謂ふ定説であるから、此の例は前段だけでも兵器を使用して良いと謂ふ説も立つであらうが、正當防衛は「已むを得ざるに出で」と書いてあるのに對し、此の方は「他に手段が無い」と具體的に書いてあるから、どうも積極に解し難いと思ふのである。又抵抗と謂ふことは權利に對する侵害にのみ限らない、退けと命ずるに退かざるも抵抗であるから、此の點に於ても正當防衛より範圍が廣いのである。

尙ほ終りに念の爲一言するが、前にも書いた如く憲兵令や衛戍勤務令の範圍内でも、更に主觀的に目的達成上必要なる最少限の兵器使用であると考へて、之を使用すべきもので、

其の判断を故意に超えて兵器を使用すれば罪となり、又其の判断を誤れば行政処分を受くることもあるのであるが、其の判断を誤ると謂ふことは、必ずしも強きに失するばかりで無く、法令の範囲内に於て大膽に兵器を使用すべき場合であるに拘らず、判断を過つて兵器の使用を躊躇し、因て任務を良く果し得なかつたならば、それも不適當の行爲として行政処分せらるゝことのあるべきものなのである。

(一三) 警察官吏の武器使用

警察官吏の武器使用は内地に於ては内務省の訓令で出て居る。朝鮮等にもそれ〴〵規程があるが殆ど同様であるから、内地のものゝみを述べる。

警察官吏武器使用規定(内務省訓令) (抄)

第一條 武器ハ左ノ場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

- 一 人ノ生命、身體若ハ財産ヲ防衛スルニ當リ情況急迫ニシテ武器ヲ使用スルノ外他ニ手段ナキ場合

二 職務上警護スル人、場所又ハ物件ヲ支持スルニ當リ暴行ヲ受ケ又ハ受ケムトシ情況急迫ニシテ武器ヲ使用スルノ外他ニ之ヲ排除スルノ手段ナキ場合

三 多衆聚合シテ暴行ヲ爲シ又ハ爲サムトシ其ノ情況急迫ニシテ武器ヲ使用スルノ外他ニ之ヲ鎮壓スルノ手段ナキ場合

四 職務ノ執行ニ當リ暴行ヲ受ケ又ハ受ケムトシ其ノ情況急迫ニシテ自衛上武器ヲ使用スルノ外他ニ手段ナキ場合

第二條 武器ノ使用ハ防衛上必要ノ範圍ヲ踰ユヘカラサルハ勿論其ノ使用ヲ始メタル後ト雖四圍ノ情況之ヲ必要トセサルニ至リタルトキハ直ニ之ヲ停止スヘシ

第三條 武器ノ使用ニ際シテハ關係ナキモノニ危害ヲ及ホシ又ハ損害ヲ與ヘサル様十分ニ注意スヘシ

右第一條の各號は何れも正當防衛の範圍である。警察官吏には統帥權といふことが無いから、若し正當防衛以上に武器の使用を定めんとすれば、前に(二)に掲げた監獄官吏の武器使用と同様に法律でなければ之を定めることが出来ぬのである。然るに警察官吏は人

民の保護が第一であるから、正當防衛以上に武器を使用せしむる必要は無いと認められて、其の範圍内に於て武器の使用を定められたものが此の警察官吏武器使用規程である。既に刑法と謂ふ法律で認められた権利である正當防衛の範圍内であるならば、何人が武器を使用しても差支ないのであるから、其の使用の場合を教ゆるとすれば、それは勅令にも及ぶまい、内務大臣の訓令で良いと謂ふのが、之を訓令で定められてある譯である。

前記第一條の各號を見ると何れも「急迫」とあつて、第一號には「人ノ生命、身體若ハ財産ヲ防衛スルニ當リ」とあり、其の他各號には「暴行ヲ受ケ又ハ受ケムトシ」とある。而して又各號共「他ニ手段ナキ場合」と書いてあるのだから、それが正當防衛の範圍内なることは明瞭である。之を前に掲げた監獄法の武器使用と比較して見ると非常な相違である。監獄法の方は犯罪人の集會所であるから衛戍勤務令よりも憲兵令よりも一層範圍廣く出來て居るのである。

警察官の武器使用規程が正當防衛の範圍内ならば、武器を使用して差支ない事は當然であるから、規程に書く必要は無いのではないかと謂ふ疑問が起るかと思ふ。それは一應尤

もである。然し警察官吏と謂ふものは人民を保護するのが任務である、其の義務上正當防衛の範圍内でも或は武器を使用することは悪いかも知れない。正當防衛といふものは人道上の権利であるから、何人も之を奪はるゝことは無い、緊急避難（刑法第三十七條）の方は權利で無く唯だ刑罰を免るゝに過ぎないから、其の第二項に「前項ノ規定ハ業務上特別ノ義務アル者ニハ之ヲ適用セス」とあるが、正當防衛にはそんな規定は無い。それ故警察官だからとて正當防衛を行つて罰せらるゝ筈は無い。然し罰しはせられなくとも、人民を保護し悪人を取押ゆべき義務を持つて居る警察官であつて見れば、權利なりとて之を行ふこと必ずしも悉く適當とは謂へない、そこで又反對に無暗と消極主義と成つて、使用すべき權利をも使用せずして、任務を果し得ぬ者を生ずるやも知れぬ、茲に於て正當防衛の範圍でも、何處までは之を行つて職務上適當であるかと謂ふ限界を教ゆることが必要となつて來るのである。前記第一條各號を克く見ると、他に手段なき場合等の文句からして正當防衛より少しく範圍が狭いのである。それで此の範圍を超えて正當防衛の範圍内ならば、適法ではあるが警察官吏として不適當の行爲と謂ふことになるのである。尤も右列舉に漏

れた事項でも、其の性質に依り右列擧に準じ、然るべきものは正當防衛の範圍内ならば、それは適當の行爲と見るべきものである。但し昔の規程と異つて現行規程は良く出來て居るから殆ど漏らす所は無いかも知れない。前節に述べた憲兵の兵器使用でも「多衆聚合シテ暴行ヲ爲スニ當リ兵器ヲ用ユルニ非サレハ鎮壓スル手段ナキトキ」と謂ふ衛戍勤務令に有る正當防衛範圍の事項が書いて無いが、是も憲兵が之を行つても適法なるは勿論、憲兵令に書いて無いが爲め不適當の行爲となるものでは無いのである。

第三編 主要關係法規

○大日本帝國憲法 (明治二十二年二月十一日)

第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
- 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
- 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
- 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ
- 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
- 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
- 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘ

大日本帝國憲法

キ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

- 第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス
- 第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル
- 第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
- 第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
- 第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス
- 第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
- 第十五條 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス
第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル
攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク
文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有
ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ
有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自
由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問
處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受ク
ルノ權ヲ奪ハル、コトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許
諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラル、コトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ

秘密ヲ侵サル、コトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ
公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務
ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集
會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程
ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合
ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ
牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及
勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタ
ル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各
法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中
ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見
ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同
會期中ニ於テ再ヒ建議スル事ヲ得ス

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合
ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會
ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同
時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラ
ルヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新
ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集ス

大日本帝國憲法

ヘシ

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スル
ニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナル
トキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ
院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ
得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲ケルモノ、外内
部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表
決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論
ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ
一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪
ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラル、コトナ
シ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出

席シ及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ

諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ

行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ

之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免

セラル、コトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ

風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議

ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以

テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタ

リトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所

ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ

在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ

之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項

ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナ

ルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ

舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協

贊ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキ

ハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ

支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要

セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結

果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意

ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費

トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算

ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於

テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサ

ルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ

承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ

至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確

定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

戒嚴令

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ
此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ議員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス
第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス
第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス
第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用井タルニ拘ラズ此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵守ノ効力ヲ有ス
歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

○戒嚴令

(明治十五年八月五日改明治十九年大政官布告第三六號 勅令第七四號)

戒嚴令別冊ノ通制定ス
右奉 勅旨布告候事(内務、陸軍、海軍、司法卿連署)

(別冊)

戒嚴令

- 第一條 戒嚴令ハ戰時若クハ事變ニ際シ兵備ヲ以テ全國若クハ一地方ヲ警戒スルノ法トス
- 第二條 戒嚴ハ臨戰地境ト合圍地境トノ二種ニ分ツ
 - 第一 臨戰地境ハ戰時若クハ事變ニ際シ警戒ス可キ地方ヲ區畫シテ臨戰ノ區域ト爲ス者ナリ
 - 第二 合圍地境ハ敵ノ合圍若クハ攻撃其他ノ事變ニ際シ警戒ス可キ地方ヲ區畫シテ合圍ノ區域ト爲ス者ナリ
- 第三條 戒嚴ハ時機ニ應シ其要ス可キ地境ヲ區畫シテ之ヲ布告ス
- 第四條 戰時ニ際シ「鎮臺營所」要塞海軍港鎮守府海軍造船所等速カニ合圍若クハ攻撃ヲ受クル時ハ其地ノ司令官臨時戒嚴ヲ宣告スルヲ得又戰略上臨機ノ處分ヲ要スル時ハ出征ノ司令官之ヲ宣告スルヲ得
- 第五條 平時土寇ヲ鎮定スル爲メ臨時戒嚴ヲ要スル場合ニ於テハ其地ノ司令官速カニ上奏シテ命ヲ請フ可シ若シ時機切迫シテ通信斷絶シ命ヲ請フノ道ナキ時ハ直ニ戒嚴ヲ宣告スルヲ得
- 第六條 軍團長師團長旅團長「鎮臺營所」要塞司令官警備隊

司令官若クハ分遣隊長或ハ艦隊司令官艦隊司令官鎮守府長官若クハ特命司令官ハ戒嚴ヲ宣告シ得ルノ權アル司令官トス

- 第七條 戒嚴ノ宣告ヲ爲シタル時ハ直チニ其狀勢及ヒ事由ヲ具シテ之ヲ「太政官」ニ上申ス可シ但其隸屬スル所ノ長官ニハ別ニ之ヲ具申ス可シ
- 第八條 戒嚴ノ宣告ハ曩ニ布告シタル所ノ臨戰若クハ合圍地境ノ區畫ヲ改定スルヲ得
- 第九條 臨戰地境内ニ於テハ地方行政事務及ヒ司法事務ノ軍事ニ關係アル事件ヲ限リ其地ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委スル者トス故ニ地方官地方裁判官及ヒ檢察官ハ其戒嚴ノ布告若クハ宣告アル時ハ速カニ該司令官ニ就テ其指揮ヲ請フ可シ
- 第十條 合圍地境内ニ於テハ地方行政事務及ヒ司法事務ハ其地ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委スル者トス故ニ地方官地方裁判官及ヒ檢察官ハ其戒嚴ノ布告若クハ宣告アル時ハ速カニ該司令官ニ就テ其指揮ヲ請フ可シ
- 第十一條 合圍地境内ニ於テハ軍事ニ係ル民事及ヒ左ニ開列スル犯罪ニ係ル者ハ處テ軍衙ニ於テ裁判ス

刑法

第一章 皇室ニ對スル罪

- 「第二章 國事ニ關スル罪」
- 「第三章 靜謐ヲ害スル罪」
- 「第四章 信用ヲ害スル罪」
- 「第九章 官吏瀆職ノ罪」

「第三編」

「第一章」

- 「第一節 謀殺故殺ノ罪」
- 「第二節 毆打創傷ノ罪」
- 「第六節 擅ニ人ヲ逮捕監禁スル罪」
- 「第七節 脅迫ノ罪」

「第二章」

- 「第二節 強盜ノ罪」
- 「第七節 放火失火ノ罪」

「第八章」

「第九節」

「第十節」

- 「第九節 船舶ヲ覆没スル罪」
- 「第十節 家屋物品ヲ毀壞シ及ヒ動植物ヲ害スル罪」
- 第十二條 合圍地境内ニ裁判所ナク又其管轄裁判所ト通路斷絶セシ時ハ民事刑事ノ別ナク總テ軍衙ノ裁判ニ屬ス
- 第十三條 合圍地境内ニ於ケル軍衙ノ裁判ニ對シテハ控訴上

戒嚴令

告ヲ爲スルヲ得ス

- 第十四條 戒嚴地境内ニ於テハ司令官左ニ列記ノ諸件ヲ執行スルノ權ヲ有ス但其執行ヨリ生スル損害ハ要償スルヲ得ス
- 第一 集會若クハ新聞雜誌廣告等ノ時勢ニ妨害アリト認ムル者ヲ停止スル
- 第二 軍需ニ供ス可キ民有ノ諸物品ヲ調査シ又ハ時機ニ依リ其輸出ヲ禁止スル
- 第三 銃砲彈藥兵器火具其他危險ニ涉ル諸物品ヲ所有スル者アル時ハ之ヲ検査シ時機ニ依リ押收スル
- 第四 郵便電報ヲ開絨シ出入ノ船舶及ヒ諸物品ヲ検査シ並ニ陸海通路ヲ停止スル
- 第五 戰狀ニ依リ止ムヲ得ザル場合ニ於テハ人民ノ動産不動産ヲ破壞燬燒スル
- 第六 合圍地境内ニ於テハ晝夜ノ別ナク人民ノ家屋建造物船舶中ニ立入り検査スル
- 第七 合圍地境内ニ寄宿スル者アル時ハ時機ニ依リ其地ヲ退去セシムル
- 第十五條 戒嚴ハ平定ノ後ト雖モ解止ノ布告若クハ宣告ヲ受タルノ日迄ハ其效力ヲ有スル者トス

第十六條 戒嚴解止ノ日ヨリ地方行政事務司法事務及ヒ裁判權ハ總テ其常例ニ復ス

○臺灣ニ戒嚴令施行ノ件

(明治三十年四月十九日) 勅令第一〇一號

明治十五年第三十六號布告戒嚴令ハ之ヲ臺灣ニ施行ス

○朝鮮ニ施行スル法律ニ關スル件

(大正二年九月二十五日) 勅令第二八三號 [抄]

左ニ掲クル法律ハ之ヲ朝鮮ニ施行ス

- 一、陸軍刑法
- 三、海軍刑法
- 九、戒嚴令
- 十、軍機保護法

○關東州ニ於ケル戒嚴及徵發ニ關スル件

(大正四年五月六日最近改昭和十二年) 勅令第七三號 勅令第六八五號

スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ軍司令官ハ豫メ當該部隊ノ所管長官ト協議シ且陸軍大臣及參謀總長ニ報告スベシ但シ緊急已ムヲ得ザル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 軍司令官ハ防衛ニ關スル演習ノ爲其ノ軍管區内ニ在ル隸下外部隊ヲ使用スルコトヲ得

第六條 軍司令官ハ地方長官ヨリ地方ノ靜謐ヲ維持スル爲兵力ノ請求ヲ受ケタルトキハ事急ナレバ直ニ之ニ應ズルコトヲ得

其ノ事地方長官ノ請求ヲ待ツノ邊ナキトキハ兵力ヲ以テ便宜處置スルコトヲ得

第七條 第四條及前條ノ規定ニ依リ兵力ヲ使用シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ陸軍大臣及參謀總長ニ報告シ且關係所管長官ニ通報スベシ

第八條 疫疾其ノ他非常ノ場合ニ際シ軍司令官一時其ノ部下軍隊ヲ移動セントスルニ當リ急ヲ要スルトキハ之ヲ實行シタル後前條ニ準ジ報告通報スベシ

第九條 軍司令官ハ部下諸部隊ノ軍紀、風紀、內務、兵器、經理、衛生及馬事ニ關スル事項ヲ統監ス

臺灣ニ戒嚴令施行ノ件 朝鮮ニ施行スル法律ニ關スル件 關東州ニ於ケル戒嚴及徵發ニ關スル件 陸軍刑法、海軍刑法等ヲ樺太ニ施行スルノ件 軍司令部令 師團司令部令

關東州ニ於ケル戒嚴及徵發ニ關シテハ戒嚴令、徵發令及徵發事務條例ニ依ル但シ徵發令及徵發事務條例中行政區畫、行政官廳及公署並徵發事務條例中評價委員ノ旅費日當ニ關シテハ陸軍大臣之ヲ定ム

○陸軍刑法、海軍刑法等ヲ樺太ニ施行スルノ件

(明治四十年七月十日) 勅令第二五七號

第一條 左ニ掲クル法律ハ之ヲ樺太ニ施行ス

八、戒嚴令

○軍司令部令

(昭和十五年七月十三日最近改昭和十六年) 軍令陸第一二號 軍令陸第一八號 [抄]

第一條 軍司令官ハ陸軍大將又ハ陸軍中將ヲ以テ之ニ親補シ天皇ニ直隸シ部下陸軍諸部隊ヲ統率シ軍事ニ係ル諸件ヲ統理ス

第四條 軍司令官ハ軍管區ノ防衛ニ任ズ但シ近衛師團長ノ行ヲ禁關守衛勤務ヲ妨グルコトナシ

軍司令官ハ防衛ノ爲其ノ軍管區内ニ在ル隸下外部隊ヲ區處

第十條 軍司令官ハ軍政及人事ニ關シテハ陸軍大臣、動員計畫及作戰計畫ニ關シテハ參謀總長、教育ニ關シテハ教育總監ノ區處ヲ承クルモノトス

○師團司令部令

(昭和十五年七月十三日最近改昭和十六年) 軍令陸第一一三號 軍令陸第一九號 [抄]

第一條 師團長ハ陸軍中將ヲ以テ之ヲ親補シ軍司令官ニ隸シ部下陸軍諸部隊ヲ統率シ軍司令官ノ旨ヲ承ケ軍事ニ係ル諸件ヲ統理ス

第四條 師團長ハ軍司令官ノ定ムル所ニ依リ其ノ師管ノ防衛ニ任ズ

近衛師團長ハ前項ノ外禁關守衛ノ事ニ任ズ 師團長ハ防衛ノ爲緊急ノ必要アルトキハ其ノ師管内ノ隸下外部隊ヲ一時區處スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ速ニ軍司令官ニ報告シ且關係所管長官ニ通報スベシ

第五條 師團長ハ防衛ニ關スル演習ノ爲其ノ師管内ニ在ル隸下外部隊ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該部隊ノ所管長官ト豫メ協議スベシ

第六條 師團長ハ地方長官ヨリ地方ノ靜謐ヲ維持スル爲兵力ノ請求ヲ受ケタルトキハ事急ナレバ直ニ之ニ應ズルコトヲ得

其ノ事地方長官ノ請求ヲ待ツノ違ナキトキハ兵力ヲ以テ便宜處斷スルコトヲ得

第七條 師團長ハ防疫上必要アルトキハ其ノ師管内ニ在ル隷下外部隊ヲ一時區處スルコトヲ得

第八條 前二條ノ場合ニ於テハ直ニ之ヲ軍司令官ニ報告シ且關係所管長官ニ通報スベシ

第九條 疫疾其ノ他非常ノ場合ニ際シ師團長一時其ノ部下軍

隊ヲ移動セントスルニ當リ急ヲ要スルトキハ之ヲ實行シタル後前條ニ準ジ報告スベシ

第十條 師團長ハ部下諸部隊ノ軍紀、風紀(中略)ニ關スル事項ヲ統監ス

師團長ハ其ノ師管内ニ在ル陸軍諸部隊(軍司令官ノ隷下諸部隊ニ在リテハ其ノ指定スルモノ及軍隊以外ノ部隊ニ限ル)ノ軍紀、風紀ヲ監督ス

第十一條 師團長ハ軍政及人事ニ關シテハ陸軍大臣、動員計畫ニ關シテハ參謀總長、教育ニ關シテハ教育總監ノ區處ヲ承クルモノトス

○大正十四年軍令陸第二號(陸軍管區表)

(大正十四年四月八日最近改昭和十八年軍令陸第二號)

朕陸軍管區表ヲ改定シ之カ施行ヲ命ス(陸軍大臣副署)

陸軍管區表左ノ通改正ス

軍管區		師管		聯隊區		管轄		區		域	
甲府	東京	東京	東京	山梨縣	東京都						
陸軍管區表											
其ノ一											

東 部											
東京		浦和		千葉		水戸		宇都宮		仙臺	
横濱	神奈川縣	埼玉縣	千葉縣	茨城縣	栃木縣	群馬縣	宮城縣	福島縣	新潟縣	石川縣	富山縣
金澤		長野		名古屋		岐阜		静岡			
金澤	石川縣	富山縣	長野縣	愛知縣	岐阜縣	静岡縣					

大正十四年軍令陸第二號(陸軍管區表)

大正十四年軍令陸第二號(陸軍管區表)

北部		西部												
旭川		久留米			熊本					善通寺				
豊原	釧路	函館	札幌	旭川	長崎	佐賀	福岡	沖繩	鹿兒島	宮崎	大分	熊本	高知	松山
樺太	北海道 釧路市 帶廣市 北見市 十勝支廳 網走支廳 釧路國支廳 根室支廳	北海道 函館市 小樽市 渡島支廳 檜山支廳 後志支廳	北海道 札幌市 室蘭市 石狩支廳 膽振支廳 日高支廳 空知支廳	北海道 旭川市 上川支廳 宗谷支廳 留萌支廳	長崎縣	佐賀縣	福岡縣	沖繩縣	鹿兒島縣	宮崎縣	大分縣	熊本縣	高知縣	愛媛縣

中部														
廣島		姫路			大阪		京都							
德島	高松	山口	松江	廣島	鳥取	岡山	神戸	和歌山	奈良	大阪	福井	津	大津	京都
德島縣	香川縣	山口縣	島根縣	廣島縣	鳥取縣	岡山縣	兵庫縣	和歌山縣	奈良縣	大阪府	福井縣	三重縣	滋賀縣	京都府

備考	弘前			
	山形	秋田	盛岡	青森
一	山形縣	秋田縣	岩手縣	青森縣
二	本表中支廳トアルハ支廳長ノ管轄區域ヲ示スモノトス			

朝鮮	京城		羅南		軍管區	師管	兵事區	陸軍管區表	管轄區域	其ノ二
	光州	大邱	平壤	京城						
	忠清南道	慶尙北道	平安北道	京畿道	咸鏡南道	咸鏡北道	江原道	忠清北道		
	全羅北道	慶尙南道	平安南道	江原道						
	全羅南道		黃海道							

備考	關東							臺灣		
	牡丹江	哈爾濱	齊々哈爾	大連	錦州	奉天	新京	花蓮港	臺南	臺北
	牡丹江省	濱江省	龍江省	關東州	興安西省	奉天省	吉林省	花蓮港廳	臺南州	臺北州
	東安省	北安省	興安南省	興安東省	熱河省	安東省	四平省	臺東廳	高雄州	臺中州
	三江省	黑河省	興安東省	興安北省	錦州省		間島省		澎湖廳	新竹州
							通化省			
							新京特別市			

附則
 本令ハ大正十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス
 附則(昭和十五年軍令陸第二十號)
 本令ハ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ北部軍管區ニ
 大正十四年軍令陸第二號(陸軍管區表)

關スル規定ハ北部軍司令部新設ノトキヨリ之ヲ施行ス
 東京師管ヲ管轄スル師團長ニ付テハ昭和十六年三月三十一日
 迄ハ仍從前ノ第一師管ノ例ニ依ル
 防衛ニ付テハ弘前師管ハ北部軍司令部新設ノトキ迄東部軍司

令官ノ管轄ニ、金澤師管ハ昭和十六年三月三十一日迄中部軍司令官ノ管轄ニ屬ス
 他ノ軍令中左ノ上欄ニ掲グルモノハ各其ノ相當ノ下欄ニ掲グルモノトス

第一師管	東京師管
第二師管	仙臺師管
第三師管	名古屋師管
第四師管	大阪師管
第五師管	廣島師管
第六師管	熊本師管
第七師管	旭川師管
第八師管	弘前師管

朕陸軍管區表ヲ改定シ之ガ施行ヲ命ズ（陸軍大臣副署）
 昭和十八年三月二十六日
 軍令陸第十一號

第九師管	金澤師管
第十師管	姫路師管
第十一師管	善通寺師管
第十二師管	久留米師管
第十四師管	宇都宮師管
第十六師管	京都師管
第十九師團管區	羅南師團管區
第二十師團管區	京城師團管區

陸軍管區表

軍管區	師管	兵事區	管轄區	其ノ二
羅南	羅南	羅南	威鏡北道	

臺灣		朝鮮																				
		京城																				
花蓮港	臺南	臺北	全羅北道	忠清南道	釜山	忠清北道	春川	江原道	海州	黃海道	新義州	平安北道	光州	全羅南道	大邱	慶尙北道	平安南道	京城	京畿道	咸興	咸鏡南道	
臺東廳	澎湖廳	新竹州																				

大正十四年軍令陸第一號（陸軍管區表）

備考	關東										
	新	奉	通	錦	大	延	齊	哈	哈	壯	新
軍管區又ハ師管ハ夫々當該軍管區又ハ師管ニ在ル軍司令官(關東軍管區ニ在リテハ關東軍司令官)又ハ師團長ノ管轄ニ屬ス	吉林省	奉天省	四平市 通化省 安東省	興安西省 熱河省 錦州省	關東州	間島省	龍江省 興安南省 興安東省 興安北省	濱江省 北安省 黑河省	牡丹江省	東安省 三江省	新京特別市

附則

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

○昭和十五年陸軍省令第二十四號(憲兵隊管區表)

(昭和十五年八月一日最近改 陸軍省令第二四號 陸軍省令第三二號)

大正十四年陸軍省令第十五號憲兵隊管區別表左ノ通改正ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

憲兵隊管區表	隊名	管區	東京憲兵隊
			東京師管(東京都南多摩郡町田町、鶴川村、南村、忠生村、東京都小笠原島、伊豆七島、神奈川県、梨縣、千葉縣、山梨縣、安房郡ヲ除ク)
			橫濱憲兵隊
			東京都南多摩郡町田町、鶴川村、南村、忠生村、東京都小笠原島、神奈川県、梨縣、千葉縣、山梨縣、安房郡ヲ除ク)
			東京師管(東京都伊豆七島、神奈川県、須賀市、三浦郡、千葉縣、山梨縣、安房郡、君津郡、安房郡)
			宇都宮師管
			宇都宮師管
			仙臺師管
			仙臺師管
			金澤師管
			金澤師管
			名古屋師管
			名古屋師管
			京都師管
			京都師管

昭和十五年陸軍省令第二十四號(憲兵隊管區表)

兵

大阪憲兵隊	姫路憲兵隊	廣島憲兵隊	吳憲兵隊
大阪師管(兵庫縣、神戶市、尼崎市、西宮市、川邊市、有馬郡、多紀郡、水上市、津名郡、三原郡)	兵庫縣、神戶市、尼崎市、西宮市、川邊市、有馬郡、多紀郡、水上市、津名郡、三原郡	廣島縣、廣島市、安藝郡、尾道市、下川郡、高松市、高松郡、栗原郡、高松市、高松郡、栗原郡	廣島縣、廣島市、安藝郡、尾道市、下川郡、高松市、高松郡、栗原郡、高松市、高松郡、栗原郡

隊	善通寺憲兵隊	熊本憲兵隊	久留米憲兵隊	佐世保憲兵隊	旭川憲兵隊	樺太憲兵隊	弘前憲兵隊
	善通寺師管(愛媛縣)越智郡弓削村、生名村、岩城村、瀬戸崎村、盛口村、鏡村、宮浦村、岡山村、西宇和郡三机村、四ツ濱村、神松名村、(除ク)	熊本師管(愛媛縣)宇和郡三机村、四ツ濱村、愛媛縣西宇和郡三机村	久留米師管(長崎縣)長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、北高来郡、南高来郡、東彼杵郡、北彼杵郡、西彼杵郡、高来郡、小賀郡、佐賀郡、小値賀町、江迎町、野上町、月野町、世知原町、佐々木町、中野村、黒島村、津村、平井村、平野村、中津村、田平村、皆瀬村、中里村、神浦村、津吉村、吉井村、南田村、紐差村、木村、吉井村、南田村、紐差村、山口縣下關市、豊浦郡	長崎縣(北松浦郡)志佐町、今福町、新御厨町、調川村、福島村、鷹島村、上志佐村、壹岐郡、下縣郡、(除ク)	旭川師管(樺太ヲ除ク)	樺太	弘前師管

朝鮮憲兵隊	憲兵隊	臺灣憲兵隊	臺南憲兵隊
京城憲兵隊	威興憲兵隊	臺灣憲兵隊	臺南憲兵隊
京畿道、黃海道、江原道	威鏡南道	臺北州、新竹州、臺中州、臺東廳、花蓮港廳	臺南州、高雄州、澎湖廳
大邱憲兵隊	威鏡北道	臺南州、高雄州、澎湖廳	臺南州、高雄州、澎湖廳
忠清北道、忠清南道、慶尙北道、慶尙南道、全羅北道、全羅南道	威鏡南道	臺北州、新竹州、臺中州、臺東廳、花蓮港廳	臺南州、高雄州、澎湖廳
平壤憲兵隊	威鏡北道	臺北州、新竹州、臺中州、臺東廳、花蓮港廳	臺南州、高雄州、澎湖廳
平安北道、平安南道	威鏡南道	臺北州、新竹州、臺中州、臺東廳、花蓮港廳	臺南州、高雄州、澎湖廳

○防衛總司令部令

(昭和十六年七月七日最近改昭和十七年) 軍令陸第一七號 (抄)

- 第一條 防衛總司令官ハ陸軍大將又ハ陸軍中將ヲ以テ之ヲ親補シ 天皇ニ直隸シ内地、朝鮮、臺灣及樺太ノ防衛ニ任ズ 前項防衛擔任地域ノ一部變更等ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム
- 第二條 防衛總司令官ハ防衛ニ關シ東部、中部、西部、北部、朝鮮及臺灣各軍司令官竝ニ第一航空軍司令官ヲ指揮ス
- 第三條 前條ノ規定ニ依リ兵力ヲ使用シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ陸軍大臣及參謀總長ニ報告シ且關係所管長官ニ通報ス

スベシ

- 第四條 防衛總司令官ハ防衛ニ關スル演習ノ爲内地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ在ル部隊ヲ使用スルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テハ當該部隊ノ所管長官ト豫メ協議スベシ
- 第五條 防衛總司令官ハ軍政及人事ニ關シテハ陸軍大臣、作戰計畫ニ關シテハ參謀總長ノ區處ヲ承タルモノトス

○衛戌令

(明治四十三年三月十九日最近改昭和十五年) 軍令陸第二六號 (抄)

- 第一條 陸軍軍隊ノ永久一地ニ駐屯スルヲ衛戌ト稱シ當該軍隊ニ於テ其ノ他ノ警備及陸軍ノ秩序軍紀風紀ノ監視並陸軍ニ屬スル建築物等ノ保護ニ任ズ
- 第二條 衛戌勤務ハ一地ニ駐屯スル軍隊(憲兵隊及陸軍教化隊ヲ除ク)ノ長中上級先任者衛戌司令官ト爲リ之ヲ管掌ス
- 第二條ノ二 衛戌勤務ハ憲兵隊及要塞司令官ノミ又ハ其ノ何レカノミ駐屯スル地ニ於テハ之ヲ行ハス
- 第五條 衛戌司令官ハ衛戌勤務ニ關シテハ其ノ地駐屯ノ軍隊(憲兵隊及陸軍教化隊ヲ除ク)及陸軍病院ヲ管轄ス
- 第五條ノ二 衛戌勤務ハ近衛師團ノ禁關守衛勤務ヲ妨クルコトヲ得

防衛總司令部令 衛戌令 衛戌勤務令

トナシ

- 第六條 衛戌司令官ハ警備上必要アリト認ムルトキハ其ノ衛戌地ニ在ル憲兵ニ對シ地方ノ狀況ニ關スル報告ヲ請求スルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テ緊急ノ必要アルトキハ衛戌司令官ハ直ニ前項ノ報告ヲ命スルコトヲ得但シ衛戌司令官當該憲兵ヨリ上級先任ナラサルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第九條 衛戌司令官ハ災害又ハ非常ノ際ニ於ケル治安維持ニ關スル處置ニ付テハ當該地方官ト協議スルモノトス
- 第十條 衛戌司令官ハ豫メ災害又ハ非常ノ際ニ於ケル陸軍ニ屬スル諸建築物其ノ他ノ物件ノ救防及警戒ニ關スル處置ヲ規定シ置クヘシ皇族邸宅、官衙、公署等ノ救防及警戒ニ關シ必要アルトキ亦同シ
- 第十一條 軍隊ハ衛戌地外ニ在ルトキト雖其ノ任務ニ妨ナキ限リ本令ニ準シ衛戌勤務ヲ行フヘシ

○衛戌勤務令

(明治四十三年三月十九日最近改昭和十五年) 軍令陸第三三號 (抄)

第一 衛戍勤務ハ本令及衛戍令ニ依リテ之ヲ行フ

第三 衛戍司令官ハ衛戍勤務ニ關シ其ノ管轄スル部隊ヲ指揮ス

第三ノ二 衛戍司令官ハ警備上必要ト認ムルトキハ其ノ管轄ニ屬セサルモノト雖其ノ衛戍地ニ在ル部隊ニ對シ援助ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ緊急ノ必要アルトキハ衛戍司令官ハ直ニ當該部隊ニ對シ前項ノ援助ヲ命スルコトヲ得但シ衛戍司令官當該部隊長ヨリ上級先任ナラサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六ノ二 衛戍司令官ハ豫メ災害又ハ非常ノ際ニ方リ必要ナル衛戍地ノ警備並治安維持ノ方法ヲ計畫スヘシ

第六ノ三 衛戍司令官ハ災害又ハ非常ノ際シテ地方官ヨリ兵力ノ請求ヲ受ケタルトキ事急ナレハ直ニ之ニ應スルコトヲ得其ノ事地方官ノ請求ヲ待ツハ違ナキトキハ兵力ヲ以テ便宜處置スルコトヲ得

第十一 衛戍勤務ハ主トシテ衛戍衛兵及衛戍巡察ヲ以テ之ヲ行フ

衛戍勤務ニ服スル者ハ其必要ニ應シ兵科(憲兵ヲ除ク)ノ者ヲ以テ之ニ充ツ

第十二 衛戍勤務ニ服スル者ハ左ニ記スル場合ニ非サレハ兵器ヲ用ユルコトヲ得ス

器ヲ用ユルコトヲ得ス

一、暴行ヲ受ケ自衛ノ爲止ムヲ得サルトキ

一、多衆聚合シテ暴行ヲ爲スニ當リ兵器ヲ用ユルニ非サレハ鎮壓スルノ手段ナキトキ

一、人及土地其他ノ物件ヲ防衛スルニ兵器ヲ用ユルニ非サレハ他ニ手段ナキトキ

衛戍勤務ニ服スル者兵器ヲ用井タルトキハ直ニ衛戍司令官ニ報告シ衛戍司令官ハ之ヲ陸軍大臣ニ報告スヘシ但シ軍司令官又ハ師團長ノ統轄ニ屬スル衛戍司令官在リニテハ之ト同時ニ當該軍司令官又ハ師團長ニ報告スヘシ

第十三 衛戍勤務ニ服スル者ハ其任務ニ妨ナキ限り左ニ掲タル者ヲ逮捕スルコトヲ得又軍人外ノ犯罪者ト雖之ヲ逮捕ノ爲憲兵又ハ警察官ヨリ援助ノ請求アルトキハ之ニ應スルコトヲ得但シ衛兵司令及其衛兵ノ約半數ハ何レノ場合ニ於テモ衛兵所ヲ離ルルコトヲ許サス

一、暴行、殺人、逃亡、放火、賭博、強盜、竊盜等ノ現行犯人

一、營内居住ノ下士官兵勤務ニ依ラス又ハ規定ニ反シテ營外ニ在ル者

總テ逮捕シタル者ハ軍人軍屬又ハ常人タルトニ依リ成ルヘ

ク速ニ憲兵、警察官又ハ所屬部隊ニ引渡スヘシ

○憲兵令

(明治卅一年十一月卅日 最近改昭和十七年) (抄) 勅令第三三七號 勅令第八〇〇號

第一條 憲兵ハ陸軍大臣ノ管轄ニ屬シ主トシテ軍事警察ヲ掌リ兼テ行政警察、司法警察ヲ掌ル

第二條 憲兵ハ其ノ職務ノ執行ニ付軍事警察ニ係ルモノハ陸軍大臣及海軍大臣、行政警察ニ係ルモノハ内務大臣、司法警察ニ係ルモノハ司法大臣ノ指揮ヲ承ク朝鮮ニ於ケル軍事警察ニ係ルモノハ朝鮮軍司令官、臺灣ニ於ケル軍事警察ニ係ルモノハ臺灣軍司令官、關東州ニ於ケル軍事警察ニ係ルモノハ關東軍司令官、行政警察、司法警察ニ係ルモノハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使、南洋群島ニ在リテハ大東亞大臣ノ指揮ヲ承ク

第三條 憲兵ハ行政警察、司法警察ニ係ル事件ニ付テハ警視總監、北海道廳長官、府縣知事(東京府知事ヲ除ク)檢事、朝鮮總督府道知事、朝鮮總督府檢事、臺灣總督府州知事、

憲兵令

同廳長、同法院檢察官、關東州廳長官、關東法院檢察官、樺太廳長官、南洋廳長官及南洋廳檢事ノ指示ヲ承ク

憲兵ハ要塞地帯及關東州防禦營造物地帯ニ關スル法令ノ施行ニ付テハ要塞司令官又ハ其ノ職務ヲ行フ官廳、陸軍輸送港城軍事取締法ノ施行ニ付テハ陸軍運輸部長、軍港要港規則及旅順港規則ノ施行ニ付テハ鎮守府司令長官若ハ警備府司令長官又ハ鎮守府司令長官若ハ警備府司令長官ノ職務ヲ行フ官廳ノ區處ヲ承ク

憲兵ハ地方防衛ニ關スル軍事警察ニ付テハ内地ニ在リテハ軍司令官又ハ師團長、朝鮮ニ在リテハ師團長、臺灣ニ在リテハ臺灣守備隊長、樺太ニ在リテハ其ノ地所在ノ高級軍隊長ノ區處ヲ承ク

孤立スル要塞所在地ニシテ前項ノ規定ニ依リ難キモノニ關シテハ陸軍大臣之ヲ定ム

第四條 憲兵ハ其ノ職務上ニ關シ正當ノ職權ヲ有スル者ヨリ要求アルトキハ直ニ之ニ應スヘシ

第五條 憲兵ハ左ニ記載スル場合ニアラサレハ兵器ヲ用ウルコトヲ得ス

一、暴行ヲ受クルトキ
二、其ノ占守スル土地若ハ委託セラレタル場所又ハ人ヲ防

衛スルニ兵力ヲ用ウルノ外他ニ手段ナキトキ又ハ兵力ヲ以テセサレハ抗抵ニ勝ツ能ハサルトキ

第七條 各憲兵隊ハ之ヲ本部及分隊ニ分ツ但シ吳憲兵隊ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

陸軍大臣ハ吳憲兵隊又ハ憲兵分隊ニ分遣隊ヲ設置スルコトヲ得

各憲兵隊本部及吳憲兵隊ノ位置並分隊ノ位置及管區ハ陸軍大臣之ヲ定ム但シ朝鮮ニ在リテハ朝鮮軍司令官、臺灣ニ在リテハ臺灣軍司令官、關東州ニ在リテハ關東軍司令官之ヲ定ム

第十條 憲兵司令官ハ憲兵諸部隊ヲ統轄シ憲兵司令部ノ事務ヲ總理ス

第十一條 朝鮮憲兵隊司令官ハ憲兵司令官ニ隸シ朝鮮ニ於ケル憲兵隊ヲ統轄シ朝鮮憲兵隊司令部ノ事務ヲ總理ス

第十一條ノ二 臺灣憲兵隊司令官ハ憲兵司令官ニ隸シ臺灣ニ於ケル憲兵隊ヲ統轄シ臺灣憲兵隊司令部ノ事務ヲ總理ス

第十一條ノ三 憲兵司令部本部長ハ憲兵司令官ヲ補佐シ司令部一切ノ事務整理ニ任ズ

第十一條ノ四 憲兵司令部各課長ハ憲兵司令官ノ命ヲ承ケ各課ノ事務ヲ掌理ス

テハ憲兵分隊長) ヨリ請求ヲ受ケ之ヲ必要ト認ムルトキ亦前項ニ同シ

前項ノ場合ニ在リテハ直ニ陸軍大臣ニ報告スヘシ

第二條 補助憲兵ハ憲兵司令官、朝鮮憲兵隊司令官、臺灣憲兵隊司令官、憲兵隊長又ハ憲兵分隊長ノ指揮ニ屬シ憲兵ノ勤務ヲ補助スルモノトス

補助憲兵ニ付テハ憲兵令ヲ準用ス

第三條 補助憲兵ノ服裝ハ兵科(憲兵ヲ除ク)ノモノニ異ルコトナシ但シ白地ニ赤色ヲ以テ「憲兵」ノ二字ヲ記シタル腕章ヲ左腕ニ纏フ必要ニ應シ憲兵ノ携帯スル兵器ニ準スルモノヲ携帯セシムルコトヲ得

○地方官官制

(大正十五年六月四日 最近改昭和十八年) (抄) 勅令第一四七號 勅令第三〇六號

第五條 知事ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ各省ノ主務ニ付テハ各省大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス

第六條 知事ハ部内ノ行政事務ニ付其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ管内一般又ハ其ノ一部ニ府縣令ヲ發スルコトヲ得

各兵科ノ者ヲシテ憲兵ノ勤務ヲ補助セシムルノ件 地方官官制

第十二條 憲兵隊長(吳憲兵隊ノ憲兵隊長ヲ除ク)ハ部下分隊ヲ統轄シ其ノ勤務ノ方法ヲ指定シ隊中ノ事務ヲ掌理ス

東京、大阪、久留米及旭川ノ憲兵隊長ハ前項ノ外地方防衛ニ關スル軍事警察ニ關シ當該憲兵隊所在軍管區内ニ在ル他ノ憲兵隊長ヲ區處ス

吳憲兵隊ノ憲兵隊長ハ部下ヲ指揮監督シ其ノ勤務ノ方法ヲ指定シ隊中ノ事務ヲ掌理ス

第十五條 憲兵分隊長ハ部下ヲ指揮監督シ其ノ勤務ノ方法ヲ指定シ分隊ノ事務ヲ處理ス

第十六條 分遣隊長ハ部下ヲ指揮監督シ擔任ノ勤務ニ服ス

○各兵科ノ者ヲシテ憲兵ノ勤務ヲ補助セシムルノ件

(大正十二年十月十一日 最近改昭和十七年) 勅令第四四一號 勅令第五二五號

第一條 陸軍大臣又ハ軍司令官ハ兵科(憲兵ヲ除ク)ノ者ニ補助憲兵ヲ命スルコトヲ得

師團長(交通斷絶等ノ爲已ムヲ得サル場合ニ在リテハ最寄團隊長)ハ憲兵司令官、朝鮮憲兵隊司令官、臺灣憲兵隊司令官、憲兵隊長(交通斷絶等ノ爲已ムヲ得サル場合ニ在リ

第七條 知事ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ師團長ニ移牒シテ出兵ヲ請フコトヲ得但シ東京府知事ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 知事ハ支廳長又ハ警察署長ノ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

知事ハ行政事務ニ付其ノ部内ノ市町村長ヲ指揮監督シ其ノ處分ニ付テハ前項ノ例ニ依ル

第十二條 各府縣ニ知事官房及左ノ二部ヲ置ク但シ東京府ニハ警察部ヲ置カズ

内政部

警察部

内務大臣ハ須要ニ依リ府縣ヲ指定シテ經濟部、土木部又ハ衛生部ヲ置クコトヲ得

第二十條 警察部長ハ警察事務ノ執行ニ關シ知事ノ命ヲ承ケ地方警視、警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第四十條 警察署長ハ地方警視ヲ以テ充ツル場合ヲ除クノ外警部ヲ以テ之ニ充ツ但シ地方ノ狀況ニ依リ警部補ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

警察署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部内ノ警察、衛生、徵發及召

集ニ關スル事務（市ニ於ケル徵發及召集ニ關スル事務ヲ除ク）ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

○警察官吏武器使用規程

（大正十四年三月十七日）
（內務省訓令第九號）

- 第一條** 武器ハ左ノ場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 一 人ノ生命、身體若ハ財産ヲ防衛スルニ當リ情況急迫ニシテ武器ヲ使用スルノ外他ニ手段ナキ場合
 - 二 職務上警護スル人、場所又ハ物件ヲ支持スルニ當リ暴行ヲ受ケ又ハ受ケムトシ情況急迫ニシテ武器ヲ使用スルノ外他ニ之ヲ排除スルノ手段ナキ場合
 - 三 多衆聚合シテ暴行ヲ爲シ又ハ爲サムトシ其ノ情況急迫ニシテ武器ヲ使用スルノ外他ニ之ヲ鎮壓スルノ手段ナキ場合
 - 四 職務ノ執行ニ當リ暴行ヲ受ケ又ハ受ケムトシ其ノ情況急迫ニシテ自衛上武器ヲ使用スルノ外他ニ手段ナキ場合
- 第二條** 武器ノ使用ハ防衛上必要ノ範圍ヲ踰ユヘカラサルハ勿論其ノ使用ヲ始メタル後ト雖四圍ノ情況之ヲ必要トセサルニ至リタルトキハ直ニ之ヲ停止スヘシ

第三條 武器ノ使用ニ際シテハ關係ナキモノニ危害ヲ及ホシ又ハ損害ヲ與ヘサル様十分ニ注意スヘシ

第四條 武器ヲ使用シ又ハ使用セシメタルトキハ傷害ヲ與ヘタルト否トニ拘ラス遲滞ナク其ノ狀況ヲ所屬警察官署長ニ報告スヘシ

警察官署長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ廳府縣長官ニ報告シ廳府縣長官ハ之ヲ內務大臣ニ報告スヘシ

附則

明治十五年內務省達乙第七十一號及明治十七年內務省達乙第三號ハ之ヲ廢止ス

○刑法

（明治四十年四月二十四日最近改昭和十六年）〔抄〕
（法律第四四五號最近改法律第六一號）

第三十五條 法令又ハ正當ノ業務ニ因リ爲シタル行爲ハ之ヲ罰セス

第三十六條 急迫不正ノ侵害ニ對シ自己又ハ他人ノ權利ヲ防衛スル爲メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ハ之ヲ罰セス
防衛ノ程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第三十七條 自己又ハ他人ノ生命、身體、自由若クハ財産ニ對スル現在ノ危難ヲ避クル爲メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ハ其行爲ヨリ生シタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超ニサル場合ニ限り之ヲ罰セス但其程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

前項ノ規定ハ業務上特別ノ義務アル者ニハ之ヲ適用セス

第一章 皇室ニ對スル罪

第七十三條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス

第七十四條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

神宮又ハ皇陵ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者亦同シ

第七十五條 皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處シ危害ヲ加ヘントシタル者ハ無期懲役ニ處ス

第七十六條 皇族ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ二月以上四年以下ノ懲役ニ處ス

第二章 內亂ニ關スル罪

第七十七條 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルコトヲ目的トシテ暴動ヲ爲シタル者ハ內亂ノ罪ト爲シ

警察官吏武器使用規程 刑法

左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 首魁ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス

二 謀議ニ參與シ又ハ群集ノ指揮ヲ爲シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ禁錮ニ處シ其他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

三 附和隨行シ其他單ニ暴動ニ干與シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但前項第三號ニ記載シタル者ハ此限ニ在ラス

第七十八條 內亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

第七十九條 兵器、金穀ヲ資給シ又ハ其他ノ行爲ヲ以テ前二條ノ罪ヲ幫助シタル者ハ七年以下ノ禁錮ニ處ス

第三章 外患ニ關スル罪

第八十一條 外國ニ通謀シテ帝國ニ對シ戰端ヲ開カシメ又ハ敵國ニ與シテ帝國ニ抗敵シタル者ハ死刑ニ處ス

第八十二條 要塞、陣營、軍隊、艦船其他軍用ニ供スル場所又ハ建造物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑ニ處ス

兵器、彈藥其他軍用ニ供スル物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第八十三條 敵國ヲ利スル爲メ要塞、陣營、艦船、兵器、彈藥、汽車、電車、鐵道、電線其他軍用ニ供スル場所又ハ物ヲ損壞シ若クハ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第八十四條 帝國ノ軍用ニ供セサル兵器、彈藥其他直接ニ戰鬪ノ用ニ供スヘキ物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第八十五條 敵國ノ爲メニ間諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ間諜ヲ幫助シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第八十六條 前五條ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵國ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ處ス

第八十七條 前六條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第八十八條 第八十一條乃至第八十六條ニ記載シタル罪ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第八十九條 本章ノ規定ハ戰時同盟國ニ對スル行爲ニ亦之ヲ適用ス

第九十五條 公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行

又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
公務員ヲシテ或處分ヲ爲サシメ若クハ爲ササラシムル爲メ又ハ其職ヲ辭セシムル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ

第七十條ノ二 安寧秩序ニ對スル罪
第二百五條ノ二 人心ヲ惑亂スルコトヲ目的トシテ虛偽ノ事實ヲ流布シタル者ハ五年以下ノ懲役若クハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

銀行預金ノ取付其他經濟上ノ混亂ヲ誘發スルコトヲ目的トシテ虛偽ノ事實ヲ流布シタル者ハ七年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五條ノ三 戰時、天災其他ノ事變ニ際シ人心ノ惑亂又ハ經濟上ノ混亂ヲ誘發スヘキ虛偽ノ事實ヲ流布シタル者ハ三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五條ノ四 戰時、天災其他ノ事變ニ際シ暴利ヲ得ルコトヲ目的トシテ金融界ノ擾亂、重要物資ノ生産又ハ配給ノ阻害其他ノ方法ニ依リ國民經濟ノ運行ヲ著シク阻害スル虞アル行爲ヲ爲シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者ハハ情狀ニ因リ十萬圓以下ノ罰金ヲ併科スルコトヲ得

第八章 騷擾ノ罪

第六十六條 多數集合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ騷擾ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三 附和隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十七條 暴行又ハ脅迫ヲ爲ス爲メ多數集合シ當該公務員ヨリ解散ノ命令ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍ホ解散セサルトキハ首魁ハ三年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

○戰時刑事特別法
(昭和十七年二月二十四日最近改昭和十八年)〔抄〕
法律第六十四號 法律第五八號

第一章 罪

第一條 戰時ニ際シ燈火管制中又ハ敵襲ノ危險其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ狀態アル場合ニ於テ火ヲ放チテ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車、自動車、艦船、航空機若ハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無

刑法 戰時刑事特別法

期若ハ十年以上ノ懲役ニ處ス

戰時ニ際シ燈火管制中又ハ敵襲ノ危險其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ狀態アル場合ニ於テ火ヲ放チテ現ニ人ノ住居ニ使用セズ又ハ人ノ現在セザル建造物、汽車、電車、自動車、艦船、航空機若ハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス但シ公共ノ危險ヲ生ゼザルトキハ之ヲ罰セズ

第一項及第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第一項又ハ第二項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ通謀ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第二條 戰時ニ際シ燈火管制中又ハ敵襲ノ危險其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ狀態アル場合ニ於テ火ヲ放チテ前條第一項及第二項ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危險ヲ生ゼシメタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第三條 第一條第二項及前條第一項ニ記載シタル物自己ノ所有ニ係ルトキト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ貨物シ若ハ保險ニ付シタルモノヲ燒燬シタルトキハ他人ノ物ヲ燒燬シタル者ノ例ニ同ジ

第四條

戰時ニ際シ燈火管制中又ハ敵襲ノ危険其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ状態アル場合ニ於テ刑法第七十六條若ハ同條ノ例ニ依ル同法第七十八條ノ罪又ハ此等ニ關スル同法第七十九條ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ處シ同法第七十七條若ハ同條ノ例ニ依ル同法第七十八條ノ罪又ハ此等ニ關スル同法第七十九條ノ罪ヲ犯シタル者ハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シテ人ヲ傷害ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役ニ處シ死ニ致シタル者ハ死刑ニ處ス

第五條

戰時ニ際シ燈火管制中又ハ敵襲ノ危険其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ状態アル場合ニ於テ刑法第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條若ハ第二百三十九條ノ罪又ハ此等ニ關スル同法第二百四十三條ノ罪ヲ犯シタル者竊盜ヲ以テ論ズベキトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役、強盜ヲ以テ論ズベキトキハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役ニ處ス

戰時ニ際シ燈火管制中又ハ敵襲ノ危険其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ状態アル場合ニ於テ刑法第二百四十條前段若ハ第二百四十一條前段ノ罪又ハ此等ニ關スル同法第二百四

十三條ノ罪ヲ犯シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處シ同法第

二百四十條後段若ハ第二百四十一條後段ノ罪又ハ此等ニ關スル同法第二百四十三條ノ罪ヲ犯シタル者ハ死刑ニ處ス

第一項ノ強盜ヲ爲ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ通謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第六條 戰時ニ際シ燈火管制中又ハ敵襲ノ危険其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ状態アル場合ニ於テ刑法第二百四十九條ノ罪又ハ之ニ關スル同法第二百五十條ノ罪ヲ犯シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第七條 戰時ニ際シ國政ヲ變亂スルコトヲ目的トシテ人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第一項ノ罪ヲ犯スコトヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ被教唆者又ハ被幫助者其ノ實行ヲ爲スニ至ラザルトキハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第一項ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ煽動シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

第七條ノ二 戰時ニ際シ國政ヲ變亂スルコトヲ目的トシテ人

別ニ從テ處斷ス

一 首魁ハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

三 附和隨行シタル者ハ三年以上ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

戰時ニ際シ暴行又ハ脅迫ヲ爲ス爲多衆聚合シ當該公務員ヨリ解散ノ命令ヲ受クルモ仍解散セザルトキハ首魁ハ十年以下ノ懲役ニ處シ其ノ他ノ者ハ三年以上ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 戰時ニ際シ公共ノ防空ノ爲ノ建造物、工作物其ノ他ノ設備ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公共ノ防空ノ妨害ヲ生ゼシメタル者ハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

戰時ニ際シ氣象ノ觀測ノ爲ノ建造物、工作物其ノ他ノ設備ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ氣象ノ觀測ノ妨害ヲ生ゼシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第十一條 戰時ニ際シ郵便又ハ電氣通信ノ用ニ供スル建造物、工作物其ノ他ノ設備ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公共ノ通信ノ妨害ヲ生ゼシメタル者ハ無期又ハ一年以上ノ

ヲ傷害シ、逮捕シ又ハ監禁シタル者ハ一年以上ノ有期ノ懲

役又ハ禁錮ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期

若ハ十年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處ス

戰時ニ際シ國政ヲ變亂スルコトヲ目的トシテ人ニ對シ暴行

又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

刑法第二百八條第二項ノ規定ハ前項ノ暴行ノ罪ニ付テハ之ヲ適用セズ

第七條ノ三 戰時ニ際シ國政ヲ變亂スルコトヲ目的トシテ騷

擾ノ罪其ノ他ノ治安ヲ害スベキ罪ノ實行ニ關シ協議ヲ爲シ

又ハ其ノ實行ヲ煽動シタル者ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ

處ス

第七條ノ四 戰時ニ際シ國政ヲ變亂シ其ノ他安寧秩序ヲ紊亂

スルコトヲ目的トシテ著シク治安ヲ害スベキ事項ヲ宣傳シ

タル者ノ罰亦前條ニ同ジ

第七條ノ五 第七條第三項乃至第五項又ハ前二條ノ罪ヲ犯シ

タル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第八條 戰時ニ際シ防空ノ實施ニ從事スル公務員ノ當該職務

戰時刑事特別法

懲役ニ處ス

第十二條 戰時ニ際シ瓦斯又ハ電氣ノ用ニ供スル建造物、工
作物其ノ他ノ設備ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ瓦斯又
ハ電氣ノ公共ノ利用ノ妨害ヲ生ゼシメタル者ハ無期又ハ一
年以上ノ懲役ニ處ス

第十三條 戰時ニ際シ國防上重要ナル生産事業ノ設備其ノ他
當該生産ノ用ニ供スル物ヲ損壞若ハ隱匿シ又ハ其ノ他ノ方
法ヲ以テ其ノ物ノ效用ヲ害シ當該事業ノ遂行ノ妨害ヲ生ゼ
シメタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

第十四條 前四條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十五條 戰時ニ際シ業務上不正ノ利益ヲ得ル目的ヲ以テ生
活必需品ノ買占又ハ賣惜ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役又
ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 戰時ニ際シ刑法第二百二十四條第一項ノ罪ヲ犯シタ
ル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル
者ハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
戰時ニ際シ刑法第二百五條ノ罪ヲ犯シタル者ハ無期又ハ
五年以上ノ懲役ニ處ス

戰時ニ際シ刑法第二百二十六條第一項又ハ第二項ノ罪ヲ犯シ
タル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役ニ處ス因テ人ヲ
死ニ致シタル者ハ死刑ニ處ス

第十七條 戰時ニ際シ刑法第三百三十條ノ罪ヲ犯シタル者ハ五
年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 戰時ニ際シ刑法第四百三十三條又ハ第四百四十四條ノ
罪ヲ犯シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷
ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第十九條 戰時ニ際シ刑法第四百四十六條前段ノ罪ヲ犯シタル者ハ死刑
又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタル
者ハ死刑ニ處ス

第二十條 戰時ニ際シ刑法第四百四十七條ノ罪ヲ犯シタル者ハ無期又ハ
三年以上ノ懲役ニ處ス

○陸軍刑法 (△ハ軍人ノミ)

(明治四十一年四月十日最近改昭和十七年) [抄]
法律第四六號 法律第三五號

第一編 總則

第一條 本法ハ陸軍軍人ニシテ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

第二條 本法ハ陸軍軍人ニ非スト雖左ニ記載シタル罪ヲ犯シ
タル者ニ之ヲ適用ス

- 一 第六十四條乃至第六十七條ノ罪及此等ノ罪ノ未遂罪
- 二 第七十四條ノ罪
- 三 第七十九條乃至第八十五條ノ罪
- 四 第八十六條乃至第八十九條ノ罪
- 五 第九十一條乃至第九十三條ノ罪及第九十一條、第九十
二條ノ未遂罪
- 六 第九十五條第一項、第九十六條、第九十七條第二項及
第九十九條ノ罪

△第二十二條 多衆共同ノ暴行ヲ鎮壓スル爲又ハ敵前ニ在ル
部隊ノ急迫ニ臨ミ軍紀ヲ保持スル爲已ムコトヲ得サルニ出
テタル行爲ハ之ヲ罰セス

必要ノ程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其ノ刑ヲ減輕又ハ

陸軍刑法

免除スルコトヲ得

△第二十三條 前條ノ規定ハ刑法又ハ他ノ法令ノ罪ト爲ルハ
キ行爲ニ亦之ヲ適用ス

第二編 罪

第一章 叛亂ノ罪

△第二十五條 黨ヲ結ヒ兵器ヲ執リ反亂ヲ爲シタル者ハ左ノ
區別ニ從テ處斷ス

- 一 首魁ハ死刑ニ處ス
 - 一 謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル者ハ死刑、無
期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他諸般ノ職務
ニ從事シタル者ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
 - 三 附和隨行シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- △第二十六條 反亂ヲ爲ス目的ヲ以テ黨ヲ結ヒ兵器、彈藥其
ノ他軍用ニ供スル物ヲ劫掠シタル者ハ前條ノ例ニ同シ

△第三十一條 前六條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

△第三十二條 第二十五條乃至第三十條ノ罪ノ豫備又ハ陰謀
ヲ爲シタル者ハ一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三章 辱職ノ罪

△四十六條 部下多衆共同シテ罪ヲ犯スニ當リ鎮定ノ方法ヲ
盡ササル者ハ三年以上ノ禁錮ニ處ス

第五章 暴行脅迫ノ罪

第六十四條 哨兵ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 其ノ他ノ場合ナルトキハ四年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十五條 黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ首魁ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十六條 哨兵ニ對シ兵器又ハ兇器ヲ用井テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十七條 黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從

テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ首魁ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ無期若ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ死刑、無期若ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ無期若ハ二年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六章 侮辱ノ罪

第七十四條 哨兵ヲ其ノ面前ニ於テ侮辱シタル者ハ二年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第八章 軍用物損壞ノ罪

第七十九條 陸軍ノ工場、船舶、航空機、戰車、戰鬪ノ用ニ供スル建造物、汽車、電車、自動車若ハ橋梁又ハ陸軍ノ軍用ニ供スル物ヲ貯藏スル倉庫ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役ニ處ス

第八十條 露積シタル兵器、彈藥、糧食、被服其ノ他陸軍ノ軍用ニ供スル物ヲ燒燬シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 戰時、軍中又ハ戒嚴地境ナルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス
- 二 其ノ他ノ場合ナルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

ス

第八十一條 火藥、汽罐其ノ他激發スヘキ物ヲ破裂セシメテ

前二條ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ燒燬ノ例ニ同シ

第八十二條 第七十九條ニ記載シタル物又ハ陸軍戰鬪ノ用ニ

供スル鐵道、電線若ハ水陸ノ通路ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

第八十三條 兵器、彈藥、糧食、被服、馬匹其ノ他陸軍ノ軍

用ニ供スル物ヲ毀棄又ハ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第八十四條 第七十九條乃至第八十二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十章 俘虜ニ關スル罪

第九十一條 俘虜ヲ逃走セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處

ス

俘虜ヲ逃走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給與シ其ノ他逃走ヲ容易ナラシムヘキ行爲ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役ニ處

ス
前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス
第九十二條 俘虜ヲ奪取シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處

陸軍刑法

ス

第九十三條 逃走シタル俘虜ヲ藏匿シ又ハ隱避セシメタル者

ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第九十四條 第九十條乃至第九十二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十一章 違令ノ罪

第九十五條 哨兵ヲ欺キテ哨所ヲ通過シ又ハ哨兵ノ制止ニ背

キタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ一年以上五年以下ノ禁錮ニ處ス
- 二 軍中又ハ戒嚴地境ナルトキハ三年以上ノ禁錮ニ處ス
- 三 其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

△前項ノ外哨兵ニ對シ哨令ヲ犯シタル者亦前項ニ同シ

第九十六條 在郷軍人故ナク召集ノ期限ニ後レタルトキハ左

ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 戰時ニ際シ又ハ事變ノ爲召集ヲ受ケタル場合ニ於テ五日ヲ過キタル者ハ二年以上ノ禁錮ニ處ス
- 二 其ノ他ノ場合ニ於テ十日ヲ過キタル者ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

第九十七條 △兵役ヲ免ルル目的ヲ以テ疾病ヲ作爲シ、身體

ヲ毀傷シ其ノ他詐僞ノ行爲ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

在郷軍人召集ヲ免ルル目的ヲ以テ前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

△第九十八條 戰時、軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ軍事ニ關スル虚偽ノ命令、通報又ハ報告ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第九十九條 戰時又ハ事變ニ際シ軍事ニ關シ造言飛語ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

△第一百條 戰時、軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ急呼ノ號報アリタル場合ニ故ナク來會セサル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

○治安維持法 (昭和十六年三月十日) (抄)

第一章 罪

第一條 團體ヲ變革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ處ス

第二條 前條ノ結社ヲ支援スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ處ス

第七條 團體ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スベキ事項ヲ流布スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ無期又ハ四年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

第八條 前條ノ目的ヲ以テ集團ヲ結成シタル者又ハ集團ヲ指導シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處シ前條ノ目的ヲ以テ集團ニ參加シタル者又ハ集團ニ關シ前條ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

第九條 前八條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス情ヲ知りテ供與ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ爲シタル者亦同ジ

第十條 私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者若ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十一條 前條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ關シ協議ヲ爲シ又ハ其ノ目的タル事項ノ實行ヲ煽動シタル者ハ治安維持法 暴力行爲等處罰ニ關スル法律

ル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第三條 第一條ノ結社ノ組織ヲ準備スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第四條 前三條ノ目的ヲ以テ集團ヲ結成シタル者又ハ集團ヲ指導シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處シ前三條ノ目的ヲ以テ集團ニ參加シタル者又ハ集團ニ關シ前三條ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

第五條 第一條乃至第三條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ關シ協議若ハ煽動ヲ爲シ又ハ其ノ目的タル事項ヲ宣傳シ其ノ他其ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

第六條 第一條乃至第三條ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其ノ他生命、身體又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十二條 第十條ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其他生命、身體又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十三條 前三條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス情ヲ知りテ供與ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ爲シタル者亦同ジ

第十四條 第一條乃至第四條、第七條、第八條及第十條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十五條 本章ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第十六條 本章ノ規定ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

○暴力行爲等處罰ニ關スル法律

(大正十五年四月十日) (法律第六〇號)

第一條 團體若ハ多衆ノ威力ヲ示シ、團體若ハ多衆ヲ假裝シテ威力ヲ示シ又ハ兇器ヲ示シ若ハ數人共同シテ刑法第二百

八條第一項、第二百二十二條又ハ第二百六十一條ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
常習トシテ前項ニ掲クル刑法各條ノ罪ヲ犯シタル者ノ罰亦前項ニ同シ

第二條 財産上不正ノ利益ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ前條第一項ノ方法ニ依リ面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
常習トシテ故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者ノ罰亦前項ニ同シ

第三條 第一條第一項ノ方法ニ依リ刑法第九十九條、第二百四條、第二百八條第一項、第二百二十二條、第二百二十三條、第二百三十四條、第二百六十條又ハ第二百六十一條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ金品其ノ他ノ財産上ノ利益若ハ職務ヲ供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者及情ヲ知リテ供與ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
第一條第一項ノ方法ニ依リ刑法第九十五條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ前項ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本法施行前刑法第二百八條第一項又ハ第二百六十一條ノ罪ヲ犯シタル者ニシテ本法ニ該當スルモノハ本法施行後ト雖告訴アルニ非サレハ其ノ罪ヲ論セス

○不穩文書臨時取締法

(昭和十一年六月十五日)
法律第四五號

第一條 軍秩ヲ紊亂シ、財界ヲ攪亂シ其ノ他人心ヲ惑亂スル目的ヲ以テ治安ヲ妨害スベキ事項ヲ掲載シタル文書圖畫ニシテ發行ノ責任者ノ氏名及住所ノ記載ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ出版法若ハ新聞紙法ニ依リ納本ヲ爲サザルモノヲ出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二條 前條ノ事項ヲ掲載シタル文書圖畫ニシテ發行ノ責任者ノ氏名及住所ノ記載ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ出版法若ハ新聞紙法ニ依リ納本ヲ爲サザルモノヲ出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條 前二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但シ印刷者印本引渡前ニ自首シタルトキハ其ノ刑ヲ免除ス

第四條 第一條又ハ第二條ニ該當スルモノト認ムル文書圖畫ニ付テハ眞實ノ記載ヲ爲シ又ハ成規ノ納本ヲ爲ス迄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ於テ其ノ頒布ヲ差止め必要アリト認ムルトキハ其ノ印本及刻版ヲ差押フルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ頒布ヲ差止めラレタル文書圖畫ヲ頒布シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

○爆發物取締罰則

(明治十七年十二月二十七日最近改大正七年)
大政官布告第三二號 法律第三四號

第一條 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身體財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆發物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
第二條 前條ノ目的ヲ以テ爆發物ヲ使用セントスルノ際發覺シタル者ハ無期若クハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
第三條 第一條ノ目的ヲ以テ爆發物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ爲シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

不穩文書臨時取締法 爆發物取締罰則

第五條 第一條ニ記載シタル犯罪者ノ爲メ情ヲ知テ爆發物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入販賣讓與寄藏シ及ヒ其約束ヲ爲シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
第六條 爆發物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ爲シタル者第一條ニ記載シタル犯罪ノ目的ニアラサルコトヲ證明スルコト能ハサル時ハ六月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
第七條 爆發物ヲ發見シタル者ハ直ニ警察官吏ニ告知ス可シ違フ者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
第八條 第一條乃至第五條ノ犯罪アルコトヲ認知シタル時ハ直ニ警察官吏若クハ危害ヲ被ムラントスル人ニ告知ス可シ違フ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
第九條 第一條乃至第五條ノ犯罪者ヲ藏匿シ若クハ隱避セシメ又ハ其罪證ヲ湮滅シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
第十條 (廢止)
第十一條 第一條ニ記載シタル犯罪ノ豫備陰謀ヲ爲シタル者ト雖モ未タ其事ヲ行ハサル前ニ於テ官ニ自首シ因テ危害ヲ爲スニ至ラサル時ハ其刑ヲ免除ス第五條記載ニシタル犯罪

者モ亦同シ
第十二條 本則ニ記載シタル犯罪刑法ニ照シ仍ホ重キ者ハ重キニ從テ處斷ス

○國防保安法 (昭和十六年三月七日)〔抄〕 法律第四九號

第一章 罪

第一條 本法ニ於テ國家機密トハ國防上外國ニ對シ秘匿スルコトヲ要スル外交、財政、經濟其ノ他ニ關スル重要ナル國務ニ係ル事項ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ及之ヲ表示スル圖書物件ヲ謂フ

- 一 御前會議、樞密院會議、閣議又ハ之ニ準ズベキ會議ニ付セラレタル事項及其ノ會議ノ議事
- 二 帝國議會ノ秘密會議ニ付セラレタル事項及其ノ會議ノ議事
- 三 前二號ノ會議ニ付スル爲準備シタル事項其ノ他行政各部ノ重要ナル機密事項

第二條 本章ノ罰則ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付亦之ヲ適用ス

第三條 業務ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ

外國(外國ノ爲ニ行動スル者及外國人ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第四條 外國ニ漏泄シ又ハ公ニスル目的ヲ以テ國家機密ヲ探知シ又ハ收集シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス
前項ノ目的ヲ以テ國家機密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之ヲ外國ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第五條 前二條ニ規定スル原由以外ノ原由ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

第六條 業務ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 業務ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者過失ニ因リ之ヲ外國ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 國防上ノ利益ヲ害スベキ用途ニ供スル目的ヲ以テ又ハ其ノ用途ニ供セラルル虞アルコトヲ知りテ外國ニ通報スル目的ヲ以テ外交、財政、經濟其ノ他ニ關スル情報ヲ探知

シ又ハ收集シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第九條 外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ治安ヲ害スベキ事項ヲ流布シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

第十條 外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ金融界ノ攪亂、重要物資ノ生産又ハ配給ノ阻害其ノ他ノ方法ニ依リ國民經濟ノ運行ヲ著シク阻害スル虞アル行爲ヲ爲シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス
前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ十萬圓以下ノ罰金ヲ併科スルコトヲ得

第一條 第三條乃至第五條、第八條、第九條及前條第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十二條 第三條乃至第五條、第九條又ハ第十條第一項ノ罪ヲ犯スコトヲ教唆シタル者ハ被教唆者其ノ實行ヲ爲スニ至ラザルトキハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第三條乃至第五條、第九條又ハ第十條第一項ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ
第八條ノ罪ヲ犯スコトヲ教唆シタル者ハ被教唆者其ノ實行ヲ爲スニ至ラザルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス
第八條ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者

國防保安法

ノ罰亦前項ニ同ジ

第十三條 第三條乃至第五條、第九條又ハ第十條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第八條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第十四條 第四條第一項、第八條、第十一條乃至前條ノ罪ヲ犯シタル者未ダ官ニ發覺セザル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

第十五條 本章ニ規定スル犯罪行爲ヲ組成シタル物、其ノ犯罪行爲ニ供シ若ハ供セントシタル物又ハ其ノ犯罪行爲ヨリ生ジ若ハ之ニ因リ得タル物ハ其ノ物犯人以外ノ者ニ屬セザルトキニ限り之ヲ沒收ス裁判ニ依リ沒收スル場合ヲ除ク外何人ノ所有タルヲ問ハズ檢事之ヲ沒取スルコトヲ得
前項ノ犯罪行爲ノ報酬トシテ得タル物及同項ニ掲グル物ノ對價トシテ得タル物ハ其ノ物犯人以外ノ者ニ屬セザルトキニ限り之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

○軍機保護法

(昭和十二年八月十四日最近改法律第五八號)
法律第七二號

第一條 本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト稱スルハ作戰、用兵、動員、出師其ノ他軍事上ノ秘密ヲ要スル事項又ハ圖書物件ヲ謂フ

前項ノ事項又ハ圖書物件ノ種類範圍ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者ハ六月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ秘密ヲ公ニスル目的ヲ以テ又ハ之ヲ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄スル目的ヲ以テ前項ニ規定スル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第三條 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ四年以上ノ懲役ニ處ス

第四條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第五條 偶然ノ理由ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ六月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

偶然ノ理由ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

第六條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ、收集シ又ハ漏泄スルコトヲ目的トシテ團體ヲ組織シタル者又ハ其ノ團體ノ指導者タル任務ニ從事シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

情ヲ知りテ前項ノ團體ニ加入シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第七條 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者過失ニ因リ之ヲ他人ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ三年以上ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要

アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲グルモノニ付測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複製若ハ複製ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

一 軍港、要港又ハ防禦港

二 堡壘、砲臺、防備衛所其ノ他ノ國防ノ爲建設シタル防禦營造物

三 軍用艦船、軍用航空機若ハ兵機又ハ陸軍大臣若ハ海軍大臣所管ノ飛行場、電氣通信所、軍需品工場、軍需品貯藏所其ノ他ノ軍事施設

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ前條第一項ノ防禦營造物又ハ軍事施設ノ周圍ノ地域ニシテ陸軍大臣又ハ海軍大臣所管ノモノニ付區域ヲ定メ其ノ區域ニ付測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複製若ハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者亦前條第二項ニ同ジ

第十條 許可ヲ得ズ若ハ許可ニ附シタル條件ニ違反シ又ハ許偽ノ方法ヲ以テ許可ヲ得テ第八條第一項第二號若ハ第三號

ニ掲グルモノニシテ同條ノ禁止若ハ制限ニ係ルモノ又ハ前條第一項ノ區域ニ侵入シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第八條第一項又ハ第九條第一項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反スル行爲ヨリ生ジタル圖書物件ヲ他人ニ交付シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ圖書物件ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ交付シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ防空其ノ他國土防衛ノ爲軍事上ノ秘密保護ノ必要アルトキハ命令ヲ以テ空域、土地又ハ水面ニ付區域ヲ定メ左ニ掲グル行爲ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

一 其ノ區域ニ於ケル航空

二 其ノ區域内ノ氣象ノ觀測又ハ其ノ區域内ノ水陸ノ形狀若ハ施設物ノ狀況ノ測量若ハ空中、高所ヨリノ撮影若ハ模寫又ハ其ノ複製若ハ複製

前項第一號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處シ同項第二號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰

金ニ處ス

第一項第二號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反スル行爲ヨリ生ジタル圖書ヲ他人ニ交付シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ圖書ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ交付シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ演習又ハ兵器實驗等ニ際シ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ演習又ハ實驗等ヲ行フ空域、土地又ハ水面及其ノ周圍ノ地域ニ付區域及期間ヲ定メ之ニ出入スルコトヲ一時禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ開港場以外ノ水面ニ付區域ヲ定メ外國船舶ノ之ニ出入スルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル船舶ノ長又ハ其ノ職務ヲ執ル者ハ五年以下ノ懲役又ハ三百圓以上二千圓

以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ情狀重キトキハ其ノ船舶ヲ沒收ス

第十五條 第二條乃至第六條、第八條第二項、第九條第二項、第十條、第十一條、第十二條第二項乃至第四項及第十三條第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十六條 第二條乃至第五條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ三月以上七年以下ノ懲役ニ處ス第二條乃至第五條ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者亦前項ニ同ジ

第十七條 第六條、第八條第二項、第九條第二項、第十條、第十一條、第十二條第二項乃至第四項又ハ第十三條第二項ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 本法ノ罪ヲ犯シ因テ得タル財物ハ犯人以外ノ者ニ屬セザルトキニ限り之ヲ沒收ス其ノ財物が犯人以外ノ者ニ屬シ又ハ消費其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第十九條 第二條乃至第五條、第七條、第八條第二項、第九條第二項、第十一條又ハ第十二條第二項乃至第四項ニ規定スル犯罪行爲(未遂罪ノ場合ヲ含ム)ヲ組成シタル物又ハ

(昭和十四年三月二十五日) 法律 第二五號

其ノ犯罪行爲ヨリ生ジタル物ハ裁判ニ依リ沒收スル場合ヲ除クノ外何人ノ所有ヲ問ハズ行政ノ處分ヲ以テ之ヲ沒取スルコトヲ得

前項ノ沒取ニ關スル手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 第二條、第六條、第八條第二項、第九條第二項、第十二條第二項、第十五條又ハ第十六條第一項ノ罪ヲ犯シタル者未ダ官ニ發覺セザル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減刑シ又ハ免除ス

第二十一條 第二條乃至第七條、第八條第二項、第九條第二項、第十一條、第十二條第二項乃至第四項及第十五條乃至前條ノ規定ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ其ノ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

刑法施行法第二十六條第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 削除

○軍用資源秘密保護法

軍用資源秘密保護法

第一條 本法ハ國防目的達成ノ爲軍用ニ供スル(軍用ニ供スベキ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)人的及物的資源ニ關シ外國ニ秘匿スルコトヲ要スル事項ノ漏泄ヲ防止スルヲ以テ目的トス

第二條 陸軍大臣又ハ海軍大臣(官廳ノ管理ニ屬スルモノニ係ルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣)ハ左ニ掲グルモノニ就キ命令ヲ以テ軍用資源秘密ヲ指定ス但シ公示ヲ不適當トスルモノニ係ル指定ハ當該事項又ハ圖書物件ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ニ對スル通知ヲ以テ之ヲ爲ス

一 全國(關東州及南洋群島ヲ含ム以下之ニ同ジ)又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ生産額、生産能力、生産能力判定資料タル設備ノ種類別數(之ヲ判定シ得ベキ比率ヲ含ム以下之ニ同ジ)及政府ノ決定シタル生産計畫並ニ此等ヲ表示スル圖書物件

二 兵器ヲ生産スル工場事業場又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル工場事業場ノ當該兵器ノ生産額、生産能力並ニ生産能力判定資料タル重要ナル設備ノ種類別數及其ノ設備ニ屬スル從業者ノ總數(之ヲ判定シ得ベキ比率ヲ含ム以下之

ニ同ジ）又ハ種類別數並ニ此等ヲ表示スル圖書物件

三 兵器以外ノ軍用ニ供スル重要ナル物資ヲ生産スル工場事業場又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル工場事業場ノ當該物資ノ生産額、生産能力、生産能力判定資料タル重要ナル設備ノ種類別數及其ノ設備ニ屬スル從業者ノ總數又ハ種類別數並ニ政府ノ決定シタル生産計畫並ニ此等ヲ表示スル圖書物件

四 全國又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ貯藏額及貯藏設備ノ貯藏能力、此等ノ判定資料タル重要ナル貯藏設備ノ當該物資ノ貯藏額及貯藏能力、政府ノ決定シタル當該物資ノ貯藏計畫並ニ此等ヲ表示スル圖書物件

五 政府ガ貯藏セシメタル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ貯藏額、政府ガ當該物資ヲ貯藏セシメタル貯藏設備ノ貯藏能力、政府ノ決定シタル當該物資ノ貯藏命令等ニ係ル貯藏計畫並ニ此等ヲ表示スル圖書物件

六 全國若ハ一地方又ハ重要ナル港灣ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ輸入額及政府ノ決定シタル輸入計畫並ニ此等ヲ表示スル圖書物件

七 全國又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル特殊技能者其ノ

他ノ重要ナル人的資源ノ總數又ハ種類別數及此等ヲ表示スル圖書物件

八 全國又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル航空機、自動車又ハ馬ノ總數又ハ種類別數及此等ヲ表示スル圖書物件

九 軍用ニ供スル重要ナル鐵道ノ輸送能力及輸送能力判定資料タル輸送統計、此等ヲ表示スル圖書物件並ニ軍用ニ供スル重要ナル鐵道ノ施設又ハ車輛ニ關スル重要ナル記録圖表及其ノ内容

十 軍用ニ供スル重要ナル飛行場又ハ其ノ附屬設備ニ關スル重要ナル記録圖表及其ノ内容

十一 軍用ニ供スル船舶ニ於ケル特殊設備ニ關スル重要ナル記録圖表及其ノ内容

十二 軍用ニ供スル重要ナル通信連絡系統及其ノ通信能力、此等ヲ表示スル圖書物件並ニ軍用ニ供スル重要ナル通信設備又ハ其ノ設備ノ通信能力若ハ連絡系統ニ關スル重要ナル記録圖表及其ノ内容

十三 陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ命令若ハ委囑ニ依ル重要ナル試驗研究又ハ軍事上秘匿ヲ要スル發明考案ニ關スル事項及圖書物件

十四 軍事上秘匿ヲ要スル氣象ニ關スル重要ナル事項及圖書物件

書物件

十五 特ニ秘匿ノ措置ヲ要スル第二號乃至第五號及第九號乃至第十二號ニ規定スル設備、第十三號ノ試驗研究ニ關スル設備並ニ此等ノ機構及性能並ニ此等ヲ表示スル圖書物件

第三條 軍用資源秘密トシテ秘匿スルノ要ナキニ至リタルモノニ付テハ其ノ指定ヲ解除ス

前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル解除ノ場合ニ之ヲ準用ス

軍用資源秘密ニ關シ政府ノ公表シタルモノアルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ内容ト爲リタル部分ニ限リ其ノ指定ノ解除アリタルモノト看做ス

第四條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍用資源秘密ニ屬スル圖書物件ニ一定ノ標記ヲ附セシムルコトヲ得

第五條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ第二條第十五號ニ該當スル軍用資源秘密ニ屬スル設備ヲ秘匿スル爲必要アルトキハ其ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ニ對シ當該設備ノ遮蔽其ノ他之ヲ秘匿スルニ必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第六條 陸軍大臣又ハ海軍大臣（官廳ノ管理ニ屬スルモノニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣）ハ第二條第十五號

軍用資源秘密保護法

ニ該當スル軍用資源秘密ニ屬スル設備ヲ秘匿スル爲必要アルトキハ命令ヲ以テ之ニ付立入又ハ測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第七條 政府ハ軍用資源秘密ヲ秘匿スル爲特ニ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍用資源秘密ヲ記載スル登記簿ノ閱覽又ハ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ制限スルコトヲ得

第八條 政府ハ第二條第二號又ハ第十五號ニ該當スル軍用資源秘密ヲ秘匿スル爲特ニ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法令ニ基ク出願、申請、報告、届出等ヲ爲シ又ハ立入、検査、質問等ヲ受クル場合ニ付軍用資源秘密ノ開示又ハ交付ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第九條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ第五條ノ規定ニ依ル命令ニ係ル事項ニ關シ當該設備ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ニ對シ報告ヲ命ジ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ立入り、検査ヲ爲シ若ハ關係者ニ對シ質問ヲ爲サシムルコトヲ得

第十條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第五條ノ規定ニ依ル命令ニ因リ生ズタル損失ヲ補償ス

前項ノ規定ニ依ル補償金額ニ付不服アル者ハ其ノ補償金額ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スル

通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スル

コトヲ得

第十一條 外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シ又ハ公ニ
スル目的ヲ以テ軍用資源秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者ハ
十年以下ノ懲役ニ處ス

第十二條 業務ニ因リ軍用資源秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル
者之ヲ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シ又ハ公ニシ
タルトキハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シ又ハ公ニスル目的
ヲ以テ軍用資源秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之ヲ外國若
ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキ亦前
項ニ同ジ

前二項ニ規定スル原由以外ノ原由ニ因リ軍用資源秘密ヲ知
得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者
ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第十三條 業務ニ因リ軍用資源秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル
者之ヲ外國人ニ漏泄シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千
圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ニ規定スル原由以外ノ原由ニ因リ軍用資源秘密ヲ知得
シ又ハ領有シタル者之ヲ外國人ニ漏泄シタルトキハ一年以
下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 第二條第二號又ハ第十五號ニ該當スル軍用資源秘
密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ
六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 軍用資源秘密ヲ外國又ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ
漏泄スル爲之ヲ探知シ、收集シ又ハ漏泄スルコトヲ目的ト
シテ團體ヲ組織シタル者又ハ其ノ團體ノ指導者タル任務ニ
從事シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

情ヲ知リテ前項ノ團體ニ加入シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ
處ス

第十六條 第六條ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者
ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 第五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ三千圓
以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 第七條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シタル者及第九條
ノ規定ニ依ル立入若ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ質
問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百
圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタ
ル者亦前項ニ同ジ

第十九條 第十一條及第十二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十條 第十一條、第十五條又ハ前條ノ罪ヲ犯シタル者未
ダ官ニ發覺セザル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ
免除ス

第二十一條 第五條ノ規定ニ依リ秘匿ノ措置ヲ命ゼラレタル
者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業
者ガ其ノ業務ニ關シ第十七條又ハ第十八條第二項ノ違反行
爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ
處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十二條 第十七條及第十八條第二項ノ罪則ハ其ノ者ガ法
人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル
役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人
ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル
未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 本法ノ罰則ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ
罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

第二十四條 軍用資源秘密ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許
可ヲ受ケタルトキハ之ヲ他人ニ開示シ若ハ交付シ又ハ公ニ
スルコトヲ妨ゲズ

第二十五條 軍用資源秘密ニシテ官廳ノ管理ニ屬スルモノニ
係ル標記及秘匿ノ措置ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

治安警察法

第二十六條 朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於テハ本法ニ規定スル主
務大臣ノ職權ハ勅令ノ定ムル官廳之ヲ行フ

○治安警察法

(明治三十三年三月十日最近改大正十五年)
法律第三六號 法律第五八號

第一條 政事ニ關スル結社ノ主幹者(支社ニ在リテハ支社ノ
主幹者)ハ結社組織ノ日ヨリ三日以内ニ社名、社則、事務
所及其ノ主幹者ノ氏名ヲ其ノ事務所所在地ノ管轄警察官署
ニ届出ツヘシ其ノ届出ノ事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

第二條 政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ヲ開カムトスル者ハ
發起人ヲ定ムヘシ
發起人ハ到達スヘキ時間ヲ除キ開會三時間以前ニ集會ノ場
所、年月日時ヲ會場所在地ノ管轄警察官署ニ届出ツヘシ
届出ノ時刻ヨリ三時間ヲ過キテ開會セス若ハ三時間以上中
斷スルトキハ届出ハ其ノ效ヲ失フ

法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員選舉準備ノ爲ニ選舉權ヲ
行フヘキ者及被選舉權ヲ有スル者ニ限り會同スル所ノ集會
ハ投票ノ日ヨリ前五日中間ハ本條第二項ノ届出ヲ要セス
第三條 公事ニ關スル結社又ハ集會ニシテ政事ニ關セサルモ

ノト雖安寧秩序ヲ保持スル爲届出ニ必要トスルモノアルトキハ命令ヲ以テ第一條又ハ第二條ノ規定ニ依ラシムルコトヲ得

第四條 屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ若ハ多衆運動セムトスルトキハ發起人ヨリ十二時間以前ニ會同スヘキ場所、年月日時及其ノ通過スヘキ路線ヲ管轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ祭葬、講社、學生、生徒ノ體育運動其ノ他慣例ノ許ス所ニ係ルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五條 左ニ掲タル者ハ政事上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス

- 一 現役及召集中ノ豫備後備ノ陸海軍軍人
 - 二 警察官
 - 三 神官神職僧侶其ノ他諸宗教師
 - 四 官立公立私立學校ノ教員學生生徒
 - 五 女 子
 - 六 未成年者
 - 七 公權剝奪及停止中ノ者
- 未成年者ハ公衆ヲ會同スル政談集會ニ會同シ若ハ其ノ發起人タルコトヲ得ス
公權剝奪及停止中ノ者ハ公衆ヲ會同スル政談集會ノ發起人タルコトヲ得ス

第十一條 結社、集會又ハ多衆運動ニ關シ警察官ノ尋問アリ

タルトキハ主幹者、會長、發起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル社員若ハ主タル會同者ト認ムル者ニ於テ之ニ答フヘシ
警察官署ハ制服ヲ著シタル警察官ヲ派遣シ政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ニ臨監セシムルコトヲ得其ノ集會ニシテ政事ニ關セサルモノト雖安寧秩序ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキ亦同シ此ノ場合ニハ發起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル會同者ト認ムル者ニ於テ警察官ノ求ムル席ヲ供スヘシ

第十二條 集會又ハ多衆運動ノ場合ニ於テ故ラニ喧擾シ又ハ

狂暴ニ渉ル者アルトキハ警察官ハ之ヲ制止シ其ノ命ニ從ハサルトキハ現場ヨリ退去セシムルコトヲ得

第十三條 集會及多衆ノ運動ニ於テハ武器又ハ兇器ヲ携帯スルコトヲ得ス但シ制規ニ依リ武器ヲ携帯スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 秘密ノ結社ハ之ヲ禁ス

第十五條 法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員議事準備ノ爲ニ

相團結スルモノニ對シテハ第一條及第五條ヲ適用セス
第十六條 街頭其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ文書、圖畫、詩歌ノ揭示、頒布、朗讀若ハ放吟又ハ言語形容其ノ他ノ作爲ヲ爲シ其ノ狀況安寧秩序ヲ紊シ若ハ

治安警察法

第六條 日本臣民ニ非サル者ハ政事上ノ結社ニ加入シ又ハ公衆ヲ會同スル政談集會ノ發起人タルコトヲ得ス

第七條 結社ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員ニ對シテ其ノ發言表決ニ付議會外ニ於テ責任ヲ負ハシムルノ規定ヲ設クルコトヲ得ス

第八條 安寧秩序ヲ保持スル爲必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動若ハ群集ヲ制限、禁止若ハ解散シ又ハ屋内ノ集會ヲ解散スルコトヲ得

結社ニシテ前項ニ該當スルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九條 集會ニ於テハ重罪輕罪ノ豫審ニ關スル事項ヲ公判ニ付セサル以前ニ講談論議シ又ハ傍聽ヲ禁シタル訴訟ニ關スル事項ヲ講談論議スルコトヲ得ス

集會ニ於テハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ賞恤若ハ救護シ又ハ刑事被告人ヲ陷害スルノ講談論議ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 集會ニ於ケル講談論議ニシテ前條ノ規定ニ違背シ其ノ他安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムル場合ニ於テハ警察官ハ其ノ人ノ講談論議ヲ中止スルコトヲ得

風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得

第十七條 (削除)

第十八條 行政官廳ハ安寧秩序ヲ保持スル爲必要ト認ムルトキハ武器、爆發物又ハ武器ヲ仕込ミタル物件ヲ携帯ヲ禁スルコトヲ得

第十九條 第一條ニ違背シタル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處シ第一條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 第二條第一項又ハ第二項ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處シ第二項ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 第四條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處シ第四條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 第五條又ハ第六條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス第五條又ハ第六條ニ違背シ入社セシメタル者亦同シ

第二十三條 第八條第一項ノ制限若ハ禁止ノ命ニ違背シ又ハ解散ヲ命セラレタル後仍退散セサル者ハ二月以下ノ「輕禁

銅」又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條第二項ノ禁止ノ命ニ違背シタル者ハ六月以下ノ「輕禁銅」又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 第九條ニ違背シ又ハ第十條ノ中止ノ命ニ違背シタル者ハ三月以下ノ「輕禁銅」又ハ十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 第十一條第一項ノ尋問ニ答ヘス若ハ答フルモ實ヲ以テセス又ハ第二項ノ場合ニ於テ警察官ノ臨監ヲ拒ミ若ハ其ノ求ムル席ヲ供セサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 第十二條ニ依リ退去ヲ命セラレタル後仍退去セサル者ハ一月以下ノ「輕禁銅」又ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條 第十三條ニ違背シタル者ハ三月以下ノ「輕禁銅」又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條 祕密ノ結社ヲ組織シ又ハ祕密ノ結社ニ加入シタル者ハ六月以上一年以下ノ「輕禁銅」ニ處ス

第二十九條 第十六條ノ禁止ノ命ニ違背シタル者ハ一月以下ノ「輕禁銅」又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 (削除)

第三十一條 第十八條ノ禁ヲ犯シタル者ハ六月以下ノ「重禁

銅」ニ處ス

第三十二條 本法ニ關スル公訴ノ時效ハ六箇月トス

第三十三條 集會及政社法ハ之ヲ廢止ス

○警察犯處罰令

(明治四十一年九月二十九日最近改訂) 內務省令第一七號

(內務省令第一六號)

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留ニ處ス

一 故ナク人ノ居住若ハ看守セサル邸宅、建造物及船舶内ニ潛伏シタル者

二 密賣淫ヲ爲シ又ハ其ノ媒合若ハ容止ヲ爲シタル者

三 定ノ住居又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

一 合力、喜捨ヲ強請シ又ハ強テ物品ノ購買ヲ求メタル者

二 乞丐ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者

三 濫ニ寄附ヲ強請シ又ハ收利ノ目的ヲ以テ強テ物品、入場券等ヲ配付シタル者

四 入札ノ妨害ヲ爲シ又ハ共同入札ヲ強請シ若ハ落札人ニ對シ其ノ事業又ハ利益ノ分配若ハ金品ヲ強請シタル者

五 他人ノ業務ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者

六 新聞紙、雜誌其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者

七 新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付強テ其ノ申込ヲ求メタル者

八 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル者

九 祭事、祝儀又ハ其ノ行列ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者

十 自己占有ノ場所内ニ老幼、不具又ハ疾病ノ爲扶助ヲ要スル者若ハ人ノ死屍、死胎アルコトヲ知リテ速ニ警察官吏ニ申告セサル者

前項ノ死屍、死胎ニ對シ警察官吏ノ指揮ナキニ其ノ現場ヲ變更シタル者

十一 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シ、横臥シ又ハ泥酔シテ徘徊シタル者

十二 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ濫ニ車馬舟筏其ノ他ノ物件ヲ置キ又ハ交通ノ妨害ト爲ルヘキ行爲ヲ爲シ

警察犯處罰令

タル者

十三 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ危險ノ虞アルトキ點燈其ノ他豫防ノ裝置ヲ爲スノ義務ヲ怠リタル者

十四 劇場、寄席其ノ他公衆會同ノ場所ニ於テ會衆ノ妨害ヲ爲シタル者

十五 雜沓ノ場所ニ於テ制止ヲ肯セス混雜ヲ増スノ行爲ヲ爲シタル者

十六 人ヲ誑惑セシムヘキ流言浮説又ハ虛報ヲ爲シタル者

十七 妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱、符呪等ヲ爲シ若ハ守札類ヲ授與シテ人ヲ惑ハシタル者

十八 病者ニ對シ禁厭、祈禱、符呪等ヲ爲シ又ハ神符、神水等ヲ與ヘ醫療ヲ妨ケタル者

十九 濫ニ催眠術ヲ施シタル者

二十 官職、位記、勳爵、學位ヲ詐リ又ハ法令ノ定ムル服飾、徽章ヲ僭用シ若ハ之ニ類似ノモノヲ使用シタル者

二十一 官公署ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ其ノ義務アル者ニシテ故ナク申述ヲ肯セサル者

二十二 人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シ又ハ其ノ使用ヲ妨ケ若ハ其ノ水路ニ障礙ヲ爲シタル者

二十三 河川、溝渠又ハ下水路ノ疏通ヲ妨クヘキ行爲ヲ爲

シタル者

- 二十四 自己又ハ他人ノ身體ニ刺文シタル者
- 二十五 出入ヲ禁シタル場所ニ濫ニ出入シタル者
- 二十六 官公署ノ榜示シ若ハ官公署ノ指揮ニ依リ榜示セル禁條ヲ犯シ又ハ其ノ設置ニ係ル榜標ヲ汚漬シ若ハ撤去シタル者
- 二十七 水火災其ノ他ノ事變ニ際シ制止ヲ肯セスシテ其ノ現場ニ立入り若ハ其ノ場所ヨリ退去セス又ハ官吏ヨリ援助ノ求ヲ受ケタルニ拘ラス傍觀シテ之ニ應セサル者
- 二十八 濫ニ他人ノ標燈又ハ社寺、道路、公園其ノ他ノ公衆用ノ常燈ヲ消シタル者
- 二十九 他人ノ田野、園圃ニ於テ菜果ヲ採摘シ又ハ花卉ヲ採折シタル者
- 三十 使用者ニシテ勞役者ニ對シ故ナク其ノ自由ヲ妨ケ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲シタル者
- 三十一 濫ニ他人ノ身邊ニ立塞リ又ハ追隨シタル者
- 三十二 他人ノ身體、物件又ハ之ニ害ヲ及ホスヘキ場所ニ對シ物件ヲ抛擲シ又ハ放射シタル者
- 三十三 神祠、佛堂、禮拜所、墓所、碑表、形像其ノ他之ニ類スル物ヲ汚漬シタル者

三十四 人ノ死屍又ハ死胎ヲ隱匿シ又ハ他物ニ紛ハシク擬裝シタル者

- 三十五 一定ノ飲食物ニ他物ヲ混シテ不正ノ利ヲ圖リタル者
 - 三十六 不熟ノ果物、腐敗ノ肉類其ノ他健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタル者
 - 三十七 濫ニ他人ノ繫キタル舟筏、牛馬其ノ他ノ獸類ヲ解放シタル者
- 第三條** 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス
- 一 許可ナクシテ人ノ死屍又ハ死胎ヲ解剖シ又ハ之レカ保存ヲ爲シタル者
 - 二 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ袒裼、裸裎シ又ハ臀部、股部ヲ露ハシ其ノ他醜態ヲ爲シタル者
 - 三 街路ニ於テ尿尿ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者
 - 四 濫ニ銃砲ノ發射ヲ爲シ又ハ火藥其ノ他劇發スヘキ物ヲ玩ヒタル者
 - 五 家屋其ノ他ノ建造物若ハ引火シ易キ物ノ近傍又ハ山野ニ於テ濫ニ火ヲ焚ク者
 - 六 石灰其ノ他自然發火ノ虞アル物ノ取扱ヲ忽ニシタル者

- 七 開業ノ產婆故ナク妊婦、產婦ノ招キニ應セサル者
- 八 故ナク官公署ノ召喚ニ應セサル者
- 九 炮煮、洗滌、剥皮等ヲ要セス其ノ儘食用ニ供スヘキ飲食物ニ覆蓋ヲ設ケス店頭ニ陳列シタル者
- 十 濫ニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ又ハ之レカ取除ノ義務ヲ怠リタル者
- 十一 監置ニ係ル精神病者ノ監護ヲ怠リ屋外ニ徘徊セシメタル者
- 十二 濫ニ犬其ノ他ノ獸類ヲ吠シ又ハ驚逸セシメタル者
- 十三 狂犬、猛獸等ノ繫鎖ヲ怠リ逸走セシメタル者
- 十四 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ牛馬其ノ他ノ動物ヲ虐待シタル者
- 十五 濫ニ他人ノ家屋其ノ他ノ工作物ヲ汚漬シ若ハ之ニ貼紙ヲ爲シ又ハ他人ノ標札、招牌、賣貸家札其ノ他榜標ノ類ヲ汚漬シ若ハ撤去シタル者
- 十六 橋梁又ハ堤防ヲ損壞スルノ虞アル場所ニ舟筏ヲ繫キタル者
- 十七 通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ此ニ牛馬諸車ヲ牽入レタル者

者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

附則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

○行政執行法

(明治三十三年六月二日最近改明治四十三年法律第八四號 法律第五二號)

- 第一條 當該行政官廳ハ泥醉者、瘋癲者自殺ヲ企ツル者其ノ他救護ヲ要スト認ムル者ニ對シ必要ナル檢束ヲ加ヘ戒器、兇器其ノ他危險ノ虞アル物件ノ假領置ヲ爲スコトヲ得暴行、鬭爭其ノ他公安ヲ害スルノ虞アル者ニ對シ之ヲ豫防スル爲必要ナルトキ亦同シ
- 前項ノ檢束ハ翌日ノ日没後ニ至ルコトヲ得又假領置ハ三十日以内ニ於テ其ノ期間ヲ定ムヘシ
- 第二條 當該行政官廳ハ日出前、日没後ニ於テハ生命身體又ハ財産ニ對シ危害切迫セリト認ムルトキ又ハ博奕、密賣淫ノ現行アリト認ムルトキニ非サレハ現居住者ノ意ニ反シテ邸宅ニ入ルコトヲ得但シ旅店、割烹店其ノ他夜間ト雖衆人ノ出入スル場所ニ於テ其ノ公開時間内ハ此ノ限ニ在ラス

行政執行法

- 第四條 本令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者

第三條 當該行政官廳ハ密賣淫犯者若ハ其ノ前科者ニシテ尙
密賣淫ノ常習アル者ニ對シ其ノ健康ヲ診斷シ若ハ指定シタ
ル醫師ノ檢診ヲ受ケシメ傳染性疾患ニ罹リ必要アリト認ム
ルトキハ病院ニ入ラシメ又ハ指定シタル醫師ノ治療ヲ受ケ
シメ治療ニ至ル迄指定シタル場所ニ居住セシメ其ノ外出ヲ
禁止スルコトヲ得

前項療養ノ費用ハ本人又ハ媒合者ノ負擔トス但シ本人又ハ
媒合者ニ於テ費用ヲ負擔スルノ資力ナシト認ムルトキハ廳
府縣警察費ヲ以テ支辨スヘシ
風俗上ノ取締ヲ要スル業ヲ爲ス者ノ居住其ノ他ノ制限ハ命
令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 當該行政官廳ハ天災、事變ニ際シ又ハ勅令ノ規定ア
ル場合ニ於テ危害豫防若ハ衛生ノ爲必要ト認ムルトキハ土
地、物件ヲ使用、處分シ又ハ其ノ使用ヲ制限スルコトヲ得
第五條 當該行政官廳ハ法令又ハ法令ニ基ツキテ爲ス處分ニ
依リ命シタル行爲又ハ不行爲ヲ強制スル爲左ノ處分ヲ爲ス
コトヲ得

一 自ら義務者ノ爲スヘキ行爲ヲ爲シ又ハ第三者ヲシテ之
ヲ爲サシメ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徵收スルコト
二 強制スヘキ行爲ニシテ他人ノ爲スコト能ハサルモノナ

ルトキ又ハ不行爲ヲ強制スヘキトキハ命令ノ規定ニ依リ
二十五圓以下ノ過料ニ處スルコト
前項ノ處分ハ豫メ戒告スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
但シ急迫ノ事情アル場合ニ於テ第一號ノ處分ヲ爲スハ此ノ
限ニ在ラス

行政官廳ハ第一項ノ處分ニ依リ行爲又ハ不行爲ヲ強制スル
コト能ハスト認ムルトキ又ハ急迫ノ事情アル場合ニ非サレ
ハ直接強制ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 第三條及第五條ノ費用及第五條ノ過料ハ國稅徵收法
ノ規定ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

行政官廳ハ前項ノ徵收金ニ付國稅ニ次キ先取特權ヲ有ス
第一項ノ費用及過料ニ關スル繰替支辨、收入ノ所屬其ノ他
必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 認可又ハ許可ヲ受クルニ非サレハ所有スルコトヲ得
サル物件行政廳ノ保管ニ歸シタル場合ニ於テ其ノ所有ヲ認
許スヘカラサルトキハ其ノ所有權國庫ニ歸屬ス假領置ヲ爲
シタル物件ニシテ一箇年以内ニ交付ヲ請求スルモノナキト
キ亦同シ

○行政執行法施行令

(明治三十三年六月二日)
勅令第二五三號

第一條 廳府縣長官ハ行政執行法第三條ノ健康診斷ヲ行フカ
爲必要ナル設備ヲ爲スヘシ
前項設備ニ要スル費用ハ廳府縣警察費ヲ以テ之ヲ支辨スヘ
シ

第二條 生命、身體若ハ財産ニ對シ危害切迫セリト認メ又ハ
水陸ノ交通ニ危害ヲ及ホスノ虞アリト認メタルトキハ當該
行政官廳ハ行政執行法第四條ニ依リ必要ナル措置ヲ爲スコ
トヲ得

左ノ各號ニ掲クル土地、物件ニ關シテハ法令ノ規定ニ違背
シ因テ危害ヲ生シ又ハ健康ヲ害スルノ虞アリト認メタルト
キ亦前項ニ同シ

- 一 崩壞又ハ人ヲ陥落セシムルノ虞アル場所
- 二 家屋其ノ他ノ工作物
- 三 船車其ノ他交通ノ用ニ供スル器具又ハ裝置
- 四 汽關、汽機及其ノ附屬裝置
- 五 前各號ニ掲ケタルモノノ外主務大臣ノ定メタル土地、

行政執行法施行令

物件

第三條 危害豫防ノ爲又ハ衛生上必要ト認ムル物品ハ主務大
臣ノ定ムル所ニ依リ必要ナル分量ヲ試驗ノ用ニ供スルコト
ヲ得

第四條 行政執行法第五條ノ過料ハ處分ヲ爲ス行政官廳ノ區
別ニ從ヒ左ノ金額ヲ超ユルコトヲ得ス

- 一 各省大臣 二十五圓
- 二 廳府縣長官 十圓
- 三 其ノ他ノ行政官廳 二圓

第五條 行政執行法第五條ノ戒告ハ履行期間ヲ定メ且書面ヲ
以テ之ヲ爲スヘシ

第六條 行政執行法第五條ノ費用ノ徵收ハ現ニ要シタル費用
及其ノ納期日ヲ決定シ決定書ノ正本ヲ義務者ニ交付シテ之
ヲ爲スヘシ

過料ノ處分ハ其ノ金額及納期日ヲ決定シ決定書ノ正本ヲ義
務者ニ交付シテ之ヲ爲スヘシ

第七條 行政執行法第五條ノ費用ハ事務費ノ所屬ニ從ヒ國庫
又ハ府縣經濟ヨリ之ヲ支出シ其ノ徵收金及過料ハ事務費ノ
所屬ニ從ヒ國庫又ハ府縣經濟ニ收入スヘシ
前項ノ規定ハ行政執行法第三條ノ費用ニ付之ヲ準用ス但シ

本人又ハ媒合者ヲシテ病院ニ辨償セシムルトキハ此ノ限ニ在ラス

附則

第八條 他ノ法令ノ規定ニ依リ行政官廳ニ於テ行政處分ヲ強制スル爲メ戒告ヲ爲ストキ、自ラ義務者ノ爲スヘキ行爲、ヲ爲シ若ハ第三者ヲシテ之ヲ爲サシメ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徴收スルトキ又ハ行政處分ヲ強制スル爲過料ニ處スルトキハ第五條、第六條及第七條第一項ノ規定ヲ準用ス

○出版法

(明治二十六年四月十四日最近改昭和九年)〔抄〕
法律第一一五號 法律第四七號

第一條 凡ソ機械含密其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス文書圖畫ヲ印刷シテ之ヲ發賣シ又ハ頒布スルヲ出版ト云ヒ其ノ文書ヲ著述シ又ハ編纂シ若ハ圖畫ヲ作爲スル者ヲ著作者ト云ヒ發賣頒布ヲ擔當スル者ヲ發行者ト云ヒ印刷ヲ擔當スル者ヲ印刷者ト云フ

第二條 新聞紙又ハ定期ニ發行スル雜誌ヲ除クノ外文書圖畫ノ出版ハ總テ此ノ法律ニ依ルヘシ但シ專ラ學術、技藝、統計、廣告ノ類ヲ記載スル雜誌ハ此ノ法律ニ依リ出版スルコ

トヲ得

第三條 文書圖畫ヲ出版スルトキハ發行ノ日ヨリ到達スヘキ日數ヲ除キ三日前ニ製本二部ヲ添ヘ之ヲ内務省ヘ届出ヘシ

第五條 出版届ハ著作又ハ其ノ相續者及發行者連印ニテ之ヲ差出スヘシ但シ非賣品ハ著作又ハ發行者ノミニテ届出ルコトヲ得
版權ノ保護ナキ文書圖畫ヲ出版スルトキ若ハ著作又ハ其ノ相續者ヲ知ルヘカラサルトキハ其ノ由ヲ記シ發行者ヨリ差出スヘシ

第六條 文書圖畫ノ發行者ハ文書圖畫ノ販賣ヲ以テ營業トスル者ニ限ル但シ著作又ハ其ノ相續者ハ發行者ヲ兼ヌルコトヲ得

第七條 文書圖畫ノ發行者ハ其ノ氏名、住所及發行ノ年月日ヲ其ノ文書圖畫ノ末尾ニ記載スヘシ

第八條 文書圖畫ノ印刷者ハ其ノ氏名、住所及印刷ノ年月日ヲ其ノ文書圖畫ノ末尾ニ記載シ住所ト印刷所ト同シカラサルトキハ印刷所ヲモ記載スヘシ

第十九條 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムル文書圖畫ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ其ノ刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得

第二十條 外國ニ於テ印刷シタル文書圖畫ニシテ安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルトキハ内務大臣ハ其ノ文書圖畫ノ内國ニ於ケル發賣頒布ヲ禁シ其ノ印本ヲ差押フルコトヲ得

第二十一條 軍事ノ機密ニ關スル文書圖畫ハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第二十二條 第三條ノ届出ヲ爲サシテ文書圖畫ヲ出版シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 第六條ヲ犯ス者ハ十一日以上三月以下ノ「輕禁錮」又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 發行者自己ノ氏名、住所又ハ發行ノ年月日又ハ印刷者ノ氏名、住所又ハ印刷ノ年月日ヲ其ノ發行スル文書圖畫ニ記載セス其ノ之ヲ記載スルモ實ヲ以テセサル者ハ二圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 印刷者自己ノ氏名、住所又ハ印刷ノ年月日ヲ其ノ印刷スル所ノ文書圖畫ニ記載セス若ハ之ヲ記載スルモ實ヲ以テセサル者ハ罰前條ニ同シ

印刷所若數人ノ共有ニ係ルトキハ營業上其ノ印刷所ヲ代表スル者ヲ以テ印刷者トス

前二項ノ印刷所ニシテ若シ營業上慣行ノ名稱アルモノハ其ノ名稱ヲモ記載スヘシ

第九條 書簡、通信、報告、社則、塾則、引札、諸藝ノ番附諸種ノ用紙證書ノ類及寫眞ハ第三條第六條第七條第八條ニ據ルヲ要セス但シ第十六條第十七條第十八條第十九條第二十一條第二十六條第二十七條ニ觸ル、者ハ此ノ法律ニ依テ處分ス

第十六條 罪犯ヲ煽動シ若ハ曲庇シ又ハ刑事ニ觸レタル者若ハ刑事裁判中ノ者ヲ救護シ若ハ賞恤シ又ハ刑事裁判中ノ者ヲ陷害スルノ文書ヲ出版スルコトヲ得ス

第十七條 重罪輕罪ノ豫審ニ關スル事項ハ公判ニ付セサル以前ニ於テ之ヲ出版スルコトヲ得ス

傍聽ヲ禁シタル訴訟ノ事項ハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第十八條 外交軍事其ノ他官廳ノ機密ニ關シ公ニセサル官ノ文書及官廳ノ議事ハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス
法律ニ依リ傍聽ヲ禁シタル公會ノ議事ハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

出版法

住所ト印刷所ト同シカラサルトキ及印刷所ニシテ營業上慣行ノ名稱アルトキ印刷所及名稱ヲ記載セサル者亦前項ニ同シ

第二十六條 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ、政體ヲ變壞シ又ハ國憲ヲ紊亂セムトスル文書圖畫ヲ出版シタルトキハ著作、發行、印刷者ヲ二月以上二年以下ノ「輕禁錮」ニ處シ「二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加」ス

第二十七條 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スル文書圖畫ヲ出版シタルトキハ著作、發行、印刷者ヲ十一月以上六月以下ノ「輕禁錮」又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條 第十六條第十七條第十八條第二十一條ニ觸ル、文書圖畫ヲ出版シタルトキハ著作、發行、印刷者ヲ十一月以上一年以下ノ「輕禁錮」又ハ十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條第二十條ニ依リ發賣頒布ヲ禁セラレタル文書圖畫ヲ發賣頒布シタル者罰前項ニ同シ其ノ未タ發賣頒布セサル文書圖畫ハ之ヲ沒收ス

第二十九條 第二十六條第二十七條第二十八條ノ場合ニ於テ刻版及印本ハ檢事ニ於テ假ニ之ヲ差押フルコトヲ得

第三十四條 此ノ法律ニ依リ出版スル雜誌ニシテ其ノ記載ノ地ニ於テハ千圓

三 其ノ他ノ地方ニ於テハ五百圓

前項ノ金額ハ一箇月三回以下發行スルモノニ在リテハ其ノ半額トス

第十七條 新聞紙ニ掲載シタル事項ノ錯誤ニ付其ノ事項ニ關スル本人又ハ直接關係者ヨリ正誤又ハ正誤書、辯駁書ノ掲載ヲ請求シタルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル後次回又ハ第三回ノ發行ニ於テ正誤ヲ爲シ又ハ正誤書、辯駁書ノ全文ヲ掲載スヘシ

正誤、辯駁ハ原文ト同號ノ活字ヲ用ウヘシ

正誤、辯駁ノ趣旨法令ニ違反スルトキ又ハ請求者ノ氏名住所ヲ明記セサルトキハ之ヲ掲載スルコトヲ要セス

正誤書、辯駁書ノ字數原文ノ字數ヲ超過シタルトキハ其ノ超過ノ字數ニ付發行人ノ定メタル普通廣告料ト同一ノ料金を要求スルコトヲ得

第十九條 新聞紙ハ公判ニ付スル以前ニ於テ豫審ノ内容其ノ他檢事ノ差止メタル捜査又ハ豫審中ノ被告事件ニ關スル事項又ハ公開ヲ停メタル訴訟ノ辯論ヲ掲載スルコトヲ得ス

新聞紙法

事項第二條ノ範圍外ニ涉ルトキハ内務大臣ハ此ノ法律ニ依リテ出版スルコトヲ差止ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ一箇年ヲ經ルニ非サレハ更ニ此ノ法律ニ依リ出版スルコトヲ得ス

第三十五條 文書圖畫ヲ印刷スルトキハ直ニ發賣頒布セスト雖其ノ目的發賣頒布ニ在ルモノハ總テ此ノ法律ニ依ル

○新聞紙法 (明治四十二年五月六日) (抄)

法律第四一號

第十條 新聞紙ニハ發行人、編輯人、印刷人ノ氏名及發行所ヲ掲載スヘシ

第十一條 新聞紙ハ發行ト同時ニ内務省ニ二部、管轄地方官廳、地方裁判所檢事局及區裁判所檢事局ニ各一部ヲ納ムヘシ

第十二條 時事ニ關スル事項ヲ掲載スル新聞紙ハ管轄地方官廳ニ保證トシテ左ノ金額ヲ納ムルニ非サレハ之ヲ發行スルコトヲ得ス

一 東京市、大阪市及其ノ市外三里以内ノ地ニ於テハ二千圓
二 人口七萬以上ノ市又ハ區及其ノ市又ハ區外一里以内ノ

第二十條 新聞紙ハ官署、公署又ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ニ於テ公ニセサル文書又ハ公開セサル會議ノ議事ヲ許可

ヲ受ケスシテ掲載スルコトヲ得ス請願書又ハ訴訟書ニシテ公ニセラレサルモノ亦同シ

第二十一條 新聞紙ハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ賞恤若ハ救護シ又ハ刑事被告人ヲ陷害スルノ事項ヲ掲載スルコトヲ得ス

第二十二條 第四條乃至第六條ノ届出ヲ爲サス若ハ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセス又ハ保證金ヲ納メ若ハ之ヲ填補スヘキ場合ニ於テ之ヲ納メ若ハ之ヲ填補セスシテ發行シタルトキハ正當ノ届出ヲ爲シ又ハ保證金ヲ納メ若ハ之ヲ填補スル迄管轄地方官廳ニ於テ新聞紙ノ發行ヲ差止ムヘシ

第二十三條 内務大臣ハ新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊亂シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ發賣及頒布ヲ禁止シ必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ内務大臣ハ同一主旨ノ事項ノ掲載ヲ差止ムルコトヲ得

第二十四條 内務大臣ハ外國若ハ本法ヲ施行セサル帝國領土ニ於テ發行シタル新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊亂シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ本法施行ノ地域

内ニ於ケル發賣及頒布ヲ禁止シ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得

新聞紙ニ對シ一年以内ニ二回以上前項ノ處分ヲ爲シタルトキハ内務大臣ハ其ノ新聞紙ヲ本法施行ノ地域内ニ輸入又ハ移入スルヲ禁止スルコトヲ得

第二十五條 前條第二項ニ依ル禁止ノ命令ニ違反シテ輸入又ハ移入シタル新聞紙及第四十三條ニ依ル禁止ノ裁判ニ違反シテ發賣又ハ頒布スルノ目的ヲ以テ印刷シタル新聞紙ハ管轄地方官廳ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得

第二十六條 本法ニ依リ差押ヘタル新聞紙ニシテ二年以上其ノ差押ヲ解除セラレサルトキハ差押ヲ執行シタル行政官廳ニ於テ之ヲ處分スルコトヲ得

第二十七條 陸軍大臣、海軍大臣及外務大臣ハ新聞紙ニ對シ命令ヲ以テ軍事若ハ外交ニ關スル事項ノ掲載ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第三十三條 第十條ニ違反シ又ハ掲載ニ實ヲ以テセサルトキハ發行人及編輯人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十四條 第十二條第一項、第二項、第十六條ニ違反シ又ハ第二十二條ニ依ル差止ノ命令ニ違反シタルトキハ發行人ヲ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 第十七條第一項、第二項又ハ第十八條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
前項ノ罪ハ私事ニ係ル場合ニ於テ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第三十六條 第十九條、第二十條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 第二十一條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ三月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 第二十三條ニ依ル禁止若ハ差止ノ命令、第二十四條ニ依ル禁止ノ命令、第四十三條ニ依ル禁止ノ裁判ニ違反シタルトキハ發行人、編輯人ヲ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス情ヲ知りテ其ノ新聞紙ヲ發賣又ハ頒布シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五條ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 第二十七條ニ依ル禁止又ハ制限ノ命令ニ違反シタルトキハ發行人、編輯人ヲ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スル事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ發行人、編輯人ヲ六月以下ノ禁錮又ハ

二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政體ヲ變改シ又ハ朝憲ヲ紊亂セムトスルノ事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ發行人、編輯人、印刷人ヲ二年以下ノ禁錮及三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第四十條乃至第四十二條ニ依リ處罰スル場合ニ於テ裁判所ハ其ノ新聞紙ノ發行ヲ禁止スルコトヲ得

○言論、出版、集會、結社等

臨時取締法 (昭和十六年十二月十九日法律第九十七號)

第一條 本法ハ戰時ニ際シ言論、出版、集會、結社等ノ取締ヲ適正ナラシメ以テ安寧秩序ヲ保持スルコトヲ目的トス

第二條 政事ニ關スル結社ヲ組織セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ

第三條 政事ニ關シ集會ヲ開カントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員候補者タルベキ者ヲ銓衡スル爲ノ集會及選舉運動ノ爲ニスル集會並ニ公衆ヲ會同セザル集會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ニ於テ行政官廳ニ届出

言論、出版、集會、結社等臨時取締法

ゾルヲ以テ足ル

第四條 公事ニ關スル結社又ハ集會ニシテ政事ニ關セザルモノト雖モ必要アル場合ニ於テハ命令ヲ以テ前二條ノ規定ニ依ラシムルコトヲ得

第五條 屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ又ハ多衆運動セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定メタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員議事準備ノ爲相圖結スルモノニ付テハ第二條ノ規定ヲ、議事準備ノ爲相會同スルモノニ付テハ第三條ノ規定ヲ適用セズ

第七條 新聞紙法ニ依ル出版物ヲ發行セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ

第八條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ第二條乃至第五條若ハ前條ノ規定ニ依リ許可ヲ取消シ又ハ第三條若ハ第四條ノ規定ニ依リ届出デタル集會ノ禁止ヲ命ズルコトヲ得

第九條 出版物ノ發賣及頒布ノ禁止アリタル場合ニ於テ行政官廳必要アリト認ムルトキハ當該題號ノ出版物ノ以後ノ發行ヲ停止シ又ハ同一人若ハ同一社ノ發行ニ係ル他ノ出版物ノ發行ヲ停止スルコトヲ得

第十條 第七條ノ規定又ハ前條ノ規定ニ依ル停止ノ命令ニ違

反シテ發賣又ハ頒布スルノ目的ヲ以テ印刷シタル出版物ハ
行政官廳ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得

第十一條 第二條ノ規定（第四條ノ規定ニ基キ依ラシメタル
場合ヲ含ム）ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又
ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第三條ノ規定（第四條ノ規定ニ基キ依ラシメタル
場合ヲ含ム）又ハ第五條ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下
ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役若
ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 第九條ノ規定ニ依ル停止ノ命令アリタル出版物ヲ
發行シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ
罰金ニ處ス

第十五條 第十條ノ規定ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル
者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 前三條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ

第十七條 時局ニ關シ造言飛語ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲
役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 時局ニ關シ人心ヲ惑亂スベキ事項ヲ流布シタル者
ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

○新聞紙等掲載制限令

（昭和十六年一月十一日）
勅令第三十七號

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ
依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第二十條第一項ノ規定ニ基ク新
聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付テノ制限又ハ禁止、同條第
二項ノ規定ニ基ク新聞紙其ノ他ノ出版物ノ發賣及頒布ノ禁
止並ニ其ノ差押及其ノ原版ノ差押ニ付テハ本令ノ定ムル所
ニ依ル

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ハ之ヲ新聞紙其ノ他ノ
出版物ニ掲載スルコトヲ禁ズ

一 國家總動員法第四十四條ノ規定ニ依リ當該官廳ノ指定
シタル總動員業務ニ關スル官廳ノ機密

二 軍機保護法ノ規定ニ依ル軍事上ノ機密

三 軍用資源秘密保護法ノ規定ニ依ル軍用資源秘密

第三條 內閣總理大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ニ付示
達ヲ以テ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ對スル掲載事項ノ制限又
ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

一 外交ニ關シ重大ナル支障ヲ生ズル虞アル事項

二 外國ニ對シ秘匿スルコトヲ要スル事項

三 財政經濟政策ノ遂行ニ重大ナル支障ヲ生ズル虞アル事
項

四 其ノ他國策ノ遂行ニ重大ナル支障ヲ生ズル虞アル事項

第四條 前二條ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ
出版物ノ發賣及頒布ノ禁止並ニ其ノ差押及其ノ原版ノ差押
ハ內閣總理大臣之ヲ行フ

第五條 本令中內閣總理大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺多又ハ
南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又
ハ南洋廳長官トス

○銃砲火藥類取締法

（明治四十三年四月十三日最近改大正十一年）
法律第五十三號 法律第二號（抄）

第五條 銃砲、火藥類ノ製造、變形、修理又ハ販賣ニ關シ許
可ヲ受ケタル者行政官廳ニ於テ指定シタル期間内ニ其ノ事
業ヲ開始セス若ハ事業開始後一年以上其ノ事業ヲ休止シタ
ルトキ又ハ法令ニ違反シタルトキ又ハ安寧秩序ヲ害スルノ
虞アリト認ムルトキハ行政官廳ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其
ノ事業ヲ停止若ハ制限スルコトヲ得

新聞紙等掲載制限令 銃砲火藥類取締法

第六條 軍用銃砲、火藥類ノ讓渡又ハ讓受ハ法令ニ特別ノ規
定アル場合ヲ除クノ外其ノ製造若ハ販賣ノ業ヲ營ム者又ハ
特ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ爲スコト
ヲ得ス

第七條 銃砲、火藥類ハ之ヲ行商シ又ハ市場若ハ露店其ノ他
屋外ニ於テ之ヲ販賣スルコトヲ得ス

第十條 行政官廳ハ何時ニテモ當該官吏ヲシテ銃砲、火藥類
ノ製造所、貯藏所其ノ他銃砲、火藥類ヲ收藏スルノ疑アル
場所ニ臨檢シ又ハ銃砲、火藥類及之ヲ收藏スルノ疑アル物
件若ハ營業上ノ帳簿其ノ他ノ書類ヲ検査セシムルコトヲ得
行政官廳ハ危害豫防ノ爲銃砲、火藥類ノ製造所若ハ火藥類
ノ貯藏所ノ改築若ハ修繕ヲ命シ又ハ火藥類ニ關シ若ハ其ノ
貯藏、運搬其ノ他ノ取扱ニ關シ取締上必要ナル處分ヲ爲ス
コトヲ得

第十一條 行政官廳ハ保安上、軍事上又ハ外交上必要アリト
認ムル場合ニ於テ銃砲、火藥類ノ輸出若ハ輸入ヲ禁止シ又
ハ制限スルコトヲ得

第十二條 行政官廳ハ安寧秩序ヲ保持スル爲必要アリト認ム
ルトキハ銃砲、火藥類ノ授受、運搬、攜帶ヲ禁止シ又ハ制
限スルコトヲ得

第十三條 前二條ノ場合ニ於テ行政官廳ハ銃砲、火藥類ノ假領置ヲ爲スコトヲ得

第十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ全部又ハ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ銃砲、火藥類ニ非サル他ノ武器又ハ爆發質物品ニ關シ之ヲ準用スルコトヲ得
本法ノ一部ヲ適用スルノ必要ナシト認ムル銃砲、火藥類ニ關シテハ命令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第十七條 第十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 第十條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ第十條第一項若ハ第十三條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ職務ノ執行ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケタル者又ハ其ノ執行ニ際シ當該官吏ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 第六條又ハ第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

○銃砲火藥類取締法施行規則

(明治四十四年三月十一日最近改昭和十八年) (抄)
勅令 第一六六號 法律第三五一號

其ノ電報ニ用キタル祕辭隱語ノ説明ヲ求ムルコトヲ得發信人若其ノ説明ヲ拒ミタルトキハ其ノ電報ノ取扱ヲ拒絕ス

第三十一條 電信官署又ハ電話官署ノ取扱中ニ係ル通信ノ祕密ヲ侵シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

電信又ハ電話ノ事務ニ從事スル者前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
本條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第三十三條 自己若ハ他人ニ利益ヲ與ヘ又ハ他人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ電信又ハ電話ニ依リ虛偽ノ通信ヲ發シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ電信爲替ニ要スヘキ電報ニ係ルトキハ七年以下ノ懲役ニ處ス

第三十五條 電信官署ノ取扱中ニ係ル電報ヲ正當ノ事由ナクシテ開披、毀損、隱匿若ハ放棄シ又ハ受取人ニ非サル者ニ交付シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法第二百五十八條ニ該當スル場合ハ刑法ノ例ニ依ル

第三十七條 火藥類ハ他ノ物件ト混包シ又ハ變裝若ハ假裝シテ之ヲ所持、運搬又ハ託送スルコトヲ得ス

第三十九條 拳銃、短銃又ハ仕込銃ハ職務又ハ銃砲ニ關スル營業ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外所轄警察官署ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ授受、運搬又ハ携帯スルコトヲ得ス
前項ノ規定ハ仕込刀劍其ノ他變裝シタル武器ニ之ヲ準用ス

第四十六條 第三十九條乃至第四十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役若ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

○電信法

(明治三十三年三月十四日最近改大正五年) (抄)
法律 第五九號 法律第一九號

第四條 主務大臣ハ公安ノ爲必要ト認ムルトキハ區域ヲ定メ電信又ハ電話ニ依ル通信ヲ停止若ハ制限スルコトヲ得

第五條 電信又ハ電話ニ依ル通信ニシテ公安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルトキハ主務大臣ノ指定シタル電信官署又ハ電話官署ニ於テ之ヲ停止スルコトヲ得

第十六條 電信官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ發信人ニ對シ

○無線電信法

(大正四年六月二十一日最近改昭和四年) (抄)
法律 第二六六號 法律第四五條

第二條 左ニ掲クル無線電信又ハ無線電話ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ私設スルコトヲ得

一 航行ノ安全ニ備フル目的ヲ以テ船舶ニ施設スルモノ

二 同一人ノ特定事業ニ用ウル船舶相互間ニ於テ其ノ事業ノ用ニ供スル目的ヲ以テ船舶ニ施設スルモノ

三 電報送受ノ爲電信官署トノ間ニ施設者ノ專用ニ供スル目的ヲ以テ電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ナキ陸地又ハ船舶ニ施設スルモノ

四 電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ナク前號ノ規定ニ依ルヲ不適當トスル陸地相互間又ハ陸地船舶間ニ於テ同一人ノ特定事業ニ用ウル目的ヲ以テ陸地又ハ船舶ニ施設スルモノ

五 無線電信又ハ無線電話ニ關スル實驗ニ專用スル目的ヲ以テ施設スルモノ

六 前各號ノ外主務大臣ニ於テ特ニ施設ノ必要アリト認メタルモノ

第四條 私設ノ無線電信及無線電話ハ其ノ施設ノ目的以外ニ使用スルコトヲ得ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ船舶遭難通信、氣象通信、報時通信其ノ他主務大臣ニ於テ公益上必要ト認ムル通信ニ限り之ヲ使用スルコトヲ妨ケス

第六條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ私設ノ無線電信又ハ無線電話ヲ公衆通信又ハ軍事上必要ナル通信ノ用ニ供セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ吏員ヲ派遣シテ其ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得

第七條 主務大臣ハ公衆通信上又ハ軍事上必要ト認ムルトキハ私設ノ無線電信、無線電話ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ設備ノ變更、使用ノ制限若ハ使用ノ停止ヲ命スルコトヲ得無線電信、無線電話ノ混信防遏ノ爲必要ト認ムルトキ亦同シ

第八條 主務大臣ハ公安ノ爲必要ト認ムルトキハ私設ノ無線電信、無線電話又ハ外國船舶ニ裝置シタル無線電信、無線電話ノ使用ノ制限、停止又ハ其ノ機器附屬具ノ除却ヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ當該官吏ヲシテ機器附屬具ニ封印ヲ施シ又ハ之ヲ除却セシムルコトヲ得

第八條ノ二 無線電信又ハ無線電話ニ依ル通信公安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルトキハ主務大臣ノ指定シタル電信官署又ハ電話官署ニ於テ之ヲ停止シ又ハ當該無線電信、無線電話ノ施設者若ハ當該通信ヲ發スル者ニ對シ其ノ通信ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第九條 私設ノ無線電信又ハ無線電話ノ施設者本法、本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ其ノ無線電信、無線電話ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ使用ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第十條 私設ノ無線電信又ハ無線電話ノ施設者其ノ無線電信又ハ無線電話ノ許可ヲ取消サレタルトキハ主務大臣ノ命スル所ニ依リ其ノ機器工作物ヲ撤去スルコトヲ要ス私設ノ無線電信又ハ無線電話ヲ廢止シタルトキ亦同シ

第十三條 主務大臣ハ不法ニ無線電信又ハ無線電話ヲ施設スル者アリト認メタルトキハ當該官吏ヲシテ其ノ施設ノ場所ニ立入り機器工作物ノ検査、機器附屬具ノ除却其ノ他相當ノ措置ヲ爲サシムルコトヲ得

第十三條ノ二 主務大臣ハ私設ノ無線電信又ハ無線電話ノ機器、其ノ裝置又ハ運用ニ關シ監督上必要ト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ其ノ施設ノ場所ニ立入り機器工作物及關係書

類ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十三條ノ三 前二條ノ規定ニ依リ當該官吏無線電信又ハ無線電話ノ施設ノ場所ニ立入ル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證票ヲ携帯スヘシ

第十五條 公衆通信ノ用ニ供スル無線電信又ハ無線電話ニ依ル通信ニシテ無線電信、無線電話、電信、電話、郵便、郵便爲替、郵便貯金ノ事務又ハ船舶遭難、航行ノ安全、報時、氣象報告ニ關スルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ無料ト爲スコトヲ得

第十六條 許可ナクシテ無線電信、無線電話ヲ施設シ若ハ許可ナクシテ施設シタル無線電信、無線電話ヲ使用シタル者又ハ許可ヲ取消サレタル後私設ノ無線電信、無線電話ヲ使用シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ無線電信又ハ無線電話ヲ他人ノ用ニ供シ因テ金錢物品ヲ取得シタルトキハ之ヲ沒收ス既ニ消費又ハ讓渡シタルトキハ其ノ金額又ハ代價ヲ追徵ス

第十七條 私設ノ無線電信又ハ無線電話ヲ其ノ施設ノ目的以外ニ使用シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ場合ニ於テ無線電信又ハ無線電話ヲ他人ノ用ニ供シ因テ金錢物品ヲ取得シタルトキハ之ヲ沒收ス既ニ消費又ハ

讓渡シタルトキハ其ノ金額又ハ代價ヲ追徵ス

私設ノ無線電信又ハ無線電話ニ依リ通信ヲ爲サシメタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 第六條ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ無線電信、無線電話ノ供用ヲ拒ミ又ハ第十四條ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ船舶ノ使用ヲ拒ミ若ハ特殊ノ供給設備ヲ爲ササル者ハ千圓以上ノ罰金ニ處ス

第二十條 電信官署又ハ電話官署ノ取扱中ニ係ル無線電信又ハ無線電話ノ通信ノ秘密ヲ侵シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

無線電信又ハ無線電話ノ事務ニ従事スル者前項ノ通信ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
本條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第二十二條 他人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ無線電信又ハ無線電話ニ依リ虛偽ノ通信ヲ發シタル者ハ二年以下ノ懲役又

ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

公益ヲ害スル目的ヲ以テ無線電信又ハ無線電話ニ依リ虚偽ノ通信ヲ發シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

船舶遭難ノ事實ナキニ拘ラス無線電信又ハ無線電話ニ依リ船舶遭難通信ヲ發シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

無線電信又ハ無線電話ノ事務ニ從事スル者第一項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金、第二項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ十年以下ノ懲役、第三項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

第二十二條ノ二 無線電信又ハ無線電話ニ依リ公安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スル通信ヲ發シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

無線電信又ハ無線電話ノ事務ニ從事スル者前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 無線電信ノ事務ニ從事スル者電信官署ノ取扱中ニ係ル無線電信ニ依ル電報ヲ正當ノ事由ナクシテ開披、毀損、隱匿若ハ放棄シタルトキ又ハ受取人ニ非サル者ニ交付シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十九條 本法ハ航空機ニ施設スル無線電信及無線電話ニ關シ之ヲ準用ス

○郵便法

(明治三十三年三月十三日最近改昭和十七年法律第八〇號)〔抄〕

第四十四條 郵便官署ノ取扱中ニ係ル信書ノ秘密ヲ侵シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

郵便事務ニ從事スル者前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第四十六條 郵便禁制品ヲ郵便物トシテ差出シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處シ其ノ物件ヲ沒收ス

第五十二條 郵便官署ノ取扱中ニ係ル郵便物ヲ正當ノ事由ナクシテ開披、毀損、隱匿若ハ拋棄シ又ハ受取人ニ非サル者ニ交付シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法第二百五十八條又ハ第二百五十九條ニ該當スル場合ニ於テハ同條ノ刑ニ處ス

郵便法 郵便規則

但シ刑法第二百五十八條又ハ第二百五十九條ニ該當スル場合ハ刑法ノ例ニ依ル

第二十四條 無線電信、無線電話ノ事務ニ從事スル者正當ノ事由ナクシテ公衆通信若ハ軍事上必要ナル通信ノ取扱ヲ爲ササルトキ又ハ之ヲ遅延セシメタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス(第二項、第三項略)

第二十五條 無線電信、無線電話ニ依ル公衆通信若ハ軍事上必要ナル通信ヲ障碍シ又ハ之ヲ障碍スヘキ行爲ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條ノ二 無線電信又ハ無線電話ニ非スト雖高周波電流ヲ使用シ通報信號ヲ爲スモノニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ規定ヲ準用ス

第二十八條ノ三 主務大臣ハ無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信又ハ軍事上必要ナル通信ニ及ホス障碍ヲ防止スル爲必要ト認ムルトキハ高周波電流ヲ發生スル設備ニシテ無線電信、無線電話又ハ前條ノ通報信號施設ニ非サルモノニ關シ其ノ施設者ニ對シ設備ノ變更又ハ特殊ノ設備ヲ命スルトヲ得此ノ場合ニ於テ設備ノ變更又ハ特殊ノ設備ニ要シタル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

○郵便規則

(昭和十三年四月一日最近改昭和十八年遞信省令第二五號)〔抄〕

第十五條 左ノ物ヲ郵便禁制品トス

- 一 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムル文書、圖、畫其ノ他ノ物但シ犯罪捜査其ノ他ノ必要ニ依リ官署相互間ニ發受スルモノニシテ封緘シ且書留又ハ價額表記ト爲シタルモノヲ除ク
- 二 別ニ告示スル爆發性、發火性其ノ他危險性ノ物
- 三 毒藥、劇藥、毒物、劇物但シ官公署、軍隊、海軍艦艇、軍需、醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師、藥種商、製藥者又ハ毒劇物營業ノ許可ヲ受ケタル者ヨリ第二十條ノ規定ニ依ル特別ノ包装ヲ爲シ差出スモノヲ除ク
- 四 生キタル病原菌又ハ病原菌含有若ハ附着ノ疑アル物但シ官公署、許可ヲ受ケタル細菌検査所、醫師又ハ獸醫師ヨリ第二十條ノ規定ニ依ル特別ノ包装ヲ爲シ差出スモノヲ除ク
- 五 郵便吏員又ハ郵便物ニ傷害又ハ損害ヲ與フルモノト認ムル危險性ノ物ニシテ第二號乃至第四號ニ該當セザルモノヲ除ク

ノ但シ第二十條ノ規定ニ依ル特別ノ包裝ヲ爲シタルモノヲ除ク

○臨時郵便取締令 (昭和十六年十月四日 勅令第八九一號)

第一條 逓信大臣ハ戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下同ジ)ニ際シ國防上ノ利益ヲ保護スル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ郵便物ノ差出ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第二條 逓信大臣ハ戰時ニ際シ國防上ノ利益ヲ保護スル爲必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ左ニ掲グル郵便物以外ノ郵便物ヲ檢閲セシムルコトヲ得

一 帝國ノ官衙(陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下同ジ)ヨリ發スル郵便物ニシテ所定ノ表示ヲ爲シタルモノ及帝國ノ官衙ニ宛テ發スル郵便物

二 內國通常郵便物ノ中封緘シタル書狀及封緘葉書(本令施行地外ニ在ル者ニ傳達シ又ハ本令施行地外ニ在ル者ヨリ傳達セラレタル通信又ハ物ヲ内容トスル疑アリト認メラルモノヲ除ク)

第三條 逓信大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ郵便物ノ差出人又

ハ受取人ヲシテ本令ニ依ル郵便取締上必要ナル證明、記載其ノ他ノ行爲ヲ爲サシムルコトヲ得

第四條 逓信大臣ハ檢閲ニ付シタル郵便物ニシテ國防上ノ利益ヲ害シ若ハ害スル虞アリト認メラルモノ又ハ記載事項ノ内容明ナラザルモノノ送達ヲ停止スルコトヲ得

第五條 第一條ノ規定ニ依ル郵便物差出ノ禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス第三條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シ虚偽ノ申立ヲ爲シタル者亦同ジ

第六條 本令ニ依ル郵便取締ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其ノ職務執行ニ關シ知得シタル信書ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第七條 本令中逓信大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(第七十七回帝國議會承認)

○外國人ノ入國、滞在及退去ニ關スル件

(昭和十四年三月一日最近改昭和十六年內務省令第六號 內務省令第三二號)

第一條 本令ニ於テ入國トハ外國人十五日以上滞邦スル場合ヲ謂ヒ通過トハ十五日未滿滞邦スル場合ヲ謂フ

第二條 本邦ニ渡來スル外國人ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ニ於テ其ノ入國又ハ通過ヲ禁止スベシ

一 旅券若ハ國籍證明書又ハ之ニ代ルベキ證明書ヲ所持セザル者

二 帝國ノ利益ニ背反スル行動ヲ爲シ又ハ敵國ノ利便ヲ圖ル虞アル者

三 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ル虞アル者

四 各種傳染病患者其ノ他公衆衛生上危險ナル疾患アル者

五 心神喪失者、心神耗弱者、貧困者其ノ他救助ヲ要スベキ虞アル者

六 在外帝國大使若ハ領事官ノ査證又ハ渡航證明書ニ記載シタル有効期間及上陸地ニ關スル條件ニ違反シタル者

七 第五條第二項ニ違反シタル者

臨時郵便取締令 外國人ノ入國、滞在及退去ニ關スル件

前項第一號ノ旅券若ハ國籍證明書又ハ之ニ代ルベキ證明書ハ本人ノ寫眞ヲ貼附シタルモノニシテ所屬國官憲又ハ國際慣例ニ依ル特定國官憲ノ發給ニ係リ且本邦上陸前六月以內ニ在外帝國大使若ハ領事官ノ査證ヲ經タルモノ又ハ其ノ發給ニ係ル渡航證明書ニ限ル

査證ハ入國査證又ハ通過査證トス入國査證ハ査證ニ別段ノ記載ナキ限り入國一回限り、通過査證ハ通過一回限り有効トス

第三條 航空機ニ依リ本邦ニ渡來スル外國人ニシテ前條第一項各號ノ一ニ該當スル者ハ地方長官ニ於テ之ヲ降機セシメ最近出帆ノ船舶又ハ航空機ニ依リ本邦ヲ退去セシムベシ

第四條 帝國臣民ノ入國ニ關シ旅券若ハ國籍證明書又ハ之ニ代ルベキ證明書ノ提示ヲ必要トセザル國ノ國民ニ付テハ第一條第一項第一號ノ規定ヲ、其ノ旅券若ハ國籍證明書又ハ之ニ代ルベキ證明書ニ當該國官憲ノ査證ヲ必要トセザル國ノ國民ニ付テハ同條第二項中査證ニ關スル規定ヲ適用セザルコトヲ得

第五條 本邦ニ渡來スル外國人ハ各寄港地(飛行場ヲ含ム)ニ於テ警察官吏ノ査閲ヲ經タル後ニ非ザレバ入國又ハ通過スルコトヲ得ズ

前項ノ査閲ニ際シ外國人ハ別記第一號様式ニ依ル申告書ニ事實ヲ記入署名シ、當該警察官吏ノ請求ニ應ジ旅券其ノ他ノ證明書ヲ提示シ、必要ナル事項ノ質問ニ對シ眞實ナル陳述ヲ爲スベシ

第六條 外國人有效ナル旅券若ハ國籍證明書又ハ之ニ代ルベキ證明書ヲ所持セズ又ハ在外帝國大使若ハ領事官ノ査證又ハ渡航證明書ニ記載シタル條件ニ依リ難キ場合ニ於テ地方長官相當ノ事由アリト認ムルトキハ其ノ入國又ハ通過ヲ特許スルコトヲ得

第二條第一項第五號ニ該當スル外國人ニシテ確實ナル監護人又ハ身元引受人ノ保證アリ地方長官ニ於テ支障ナシト認ムルトキハ其ノ入國又ハ通過ヲ特許スルコトヲ得

通過特許又ハ入國特許ヲ受ケントスル外國人ハ別記第二號様式ニ依リ上陸地地方長官ニ特許ヲ願出ヅベシ
地方長官外國人ニ對シ第一項又ハ第二項ノ特許ヲ與フル場合ハ別記第三號様式ニ依ル入國特許證又ハ通過特許證ヲ發給スベシ但シ旅券其ノ他ノ證明書ヲ所持スル場合ニ於テハ之ニ別記第四號様式ニ依リ入國特許又ハ通過特許ノ證印ヲ押捺スベシ
本邦ヲ通過スル外國人ニシテ入國セントスル者ハ地方長官

ニ於テ第一項又ハ第二項ニ準ジ其ノ入國ヲ特許スルコトヲ得

地方長官前各項ニ依リ入國又ハ通過ヲ特許スル場合ニ於テ滞在期間及滞在地ヲ指定スルコトヲ得

第七條 本邦ヲ通過スル外國人ハ十五日以上滞邦スルコトヲ得ズ

本邦ニ入國スル外國人ニシテ三十日以上滞邦セントスル者ハ上陸ノ日ヨリ十日以内ニ別記第五號様式ニ依リ上陸地又ハ其ノ現ニ滞在スル地ノ地方長官ニ滞邦許可ヲ願出ヅベシ
滞邦期間滿了後引續キ滞邦セントスル外國人ハ期間滿了十日前述ニ別記第六號様式ニ依リ居住地又ハ滞在地地方長官ニ滞邦期間延長ノ許可ヲ願出ヅベシ
滞邦許可又ハ滞邦期間延長許可ノ期間ハ一年以内トス

第八條 營業ニ依リ外國人ヲ宿泊セシムル者ハ宿泊ノ時ヨリ十二時間以内ニ左ノ事項ヲ所轄警察署長ニ届出ヅベシ

- 一 氏名
- 二 國籍
- 三 住所
- 四 年齢
- 五 職業

六 本邦ニ於ケル上陸地

七 前夜宿泊地

八 行先地

九 投宿日時

前項ノ届出ハ所轄ノ派出所若ハ駐在所又ハ巡回ノ警察官吏ニ之ヲ爲スコトヲ得

宿泊外國人ハ營業主若ハ管理人又ハ之ニ代ルベキ者ノ請求アルトキハ第一項ニ掲ゲタル事項ヲ告ゲ又ハ用紙ニ記載スベシ

第九條 六十日以上滞邦スル外國人ハ上陸ノ日ヨリ五十日以内ニ別記第七號様式ニ依リ所轄警察署長ニ居住届出ヲ爲スベシ但シ十五歳未満ノ者ハ此ノ限ニ在ラズ
居住届出事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ變更ノ日ヨリ十日以内ニ所轄警察署長ニ届出ヅベシ

第一項ノ外國人其ノ居住所ヲ移轉シタルトキハ移轉ノ日ヨリ十日以内ニ其ノ旨移轉先所轄警察署長ニ届出ヅベシ

第九條ノ二 昭和十六年十二月内務省令第三十一號外國人ノ旅行等ニ關スル臨時措置令第四條又ハ第八條第二項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ前條第一項又ハ第三項ノ届出アリタルモノト看做ス

外國人ノ入國、滞在及退去ニ關スル件

第十條 警察署長ハ外國人居住登錄簿ヲ作製シ前條ノ規定ニ依リ届出ヲ受ケタル事項ヲ登錄スベシ

外國人居住登錄簿ノ閱覽ヲ請求セントスル者ハ手数料トシテ二十錢ヲ納付スベシ

第十一條 居住届出ヲ爲シタル外國人ハ最近六月内ニ撮影シタル寫眞(正面、脱帽、半身像、45x60mm)形ニシテ臺紙ニ貼附セザルモノ)一葉ヲ所轄警察署長ニ提出シ居住證明書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ居住證明書ノ交付ヲ請求セントスル者ハ手数料トシテ一枚ニ付五十錢ヲ納付スベシ

第十二條 第九條ノ届出ヲ爲シタル外國人ニシテ旅券若ハ國籍證明書又ハ之ニ代ルベキ證明書ヲ取得シ得ザル者滿洲國又ハ支那ニ旅行セントスルトキハ別記第八號様式ニ依リ居住地所轄警察署長ニ旅行證明書ノ下付ヲ願出ヅベシ

旅行證明書ハ發給ノ日ヨリ六月間有效トス
旅行證明書ノ下付ヲ受ケタル者ハ手数料トシテ一部ニ付二十圓ヲ納付スベシ

旅行證明書ヲ所持スル外國人ニシテ滿洲國又ハ支那ニ駐在スル帝國大使若ハ領事官ノ査證ヲ經前項ノ有効期間内ニ本邦ニ歸來スル者ニ對シテハ第二條第一項第一號ノ規定ヲ

適用セズ

第十三條 外國人船員ニシテ搭乘船舶ノ本邦港灣ニ碇泊中當該港ノ所屬スル市町村域ニ限り一時上陸シ歸船スル者ニ對シテハ第二條第一項第一號ノ規定ヲ適用セズ

第十四條 外國人第八條第一項各號ニ掲グル事項又ハ第九條ノ届出事項其ノ他必要ナル事項ニ關シ警察官吏ノ質問ヲ受ケタルトキハ眞實ナル陳述ヲ爲スベシ

旅券、國籍證明書、船員手帳又ハ之ニ代ルベキ證明書ヲ携帶スル外國人ハ警察官吏ノ請求ニ應ジ之ヲ提出スベシ

第十五條 入國特許ヲ受ケタル者ハ二十圓通過特許ヲ受ケタル者ハ十圓ノ手数料ヲ納付スベシ

滯邦許可又ハ滯邦期間延長許可ヲ受ケタル者ハ十圓ノ手数料ヲ納付スベシ但シ帝國臣民ニ對シ此ノ種ノ手数料ヲ徵收セザル國ノ國民ニ對シテハ之ヲ免除ス

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ前二項ノ手数料ハ之ヲ免除ス
一 十五歳未満ノ者
二 天災其ノ他不可抗力ニ因リ入國又ハ通過ヲ特許セラレタル者
三 朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島ニ於テ此ノ種

ノ手数料ヲ徵收セラレタル者ニシテ外國ニ出國スルコトナク引續キ内地ニ渡來シタル者
四 前三號ニ掲グル者ノ外内務大臣ニ於テ特ニ其ノ必要アリト認メタル者

第十六條 第十條乃至第十二條及前條ノ手数料ハ收入印紙ヲ以テ納付スベシ

第十七條 本邦ニ入國シタル外國人ハ居住地地方長官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ出國スルコトヲ得ズ

外國人前項ノ許可ヲ受ケントスルトキハ居住地出發豫定期日三日前迄ニ別記第九號様式ニ依リ居住地地方長官ニ願出ヅベシ

地方長官前項ノ許可ヲ與フル場合ハ旅券若ハ國籍證明書又ハ之ニ代ルベキ證明書ニ別記第十號様式ニ依リ出國許可ノ證明書ヲ押捺スベシ但シ旅券若ハ國籍證明書又ハ之ニ代ルベキ證明書ヲ所持セザル場合ニ於テハ別記第十一號様式ニ依リ出國許可書ヲ發給シ之ニ出國許可ノ證明書ヲ押捺スベシ

地方長官出國ヲ許可スル場合ニ於テ出國地點、出國期限及居住地ヨリ出國地點ニ至ル經路ニ關シ其ノ全部又ハ一部ヲ指定スルコトヲ得

前項ノ指定アリタルトキハ其ノ指定ニ依ルニ非ザレバ出國

スルコトヲ得ズ

第十七條ノ二 第六條第六項又ハ前條第四項ノ指定ヲ受ケタル外國人其ノ指定ニ依リ難キトキハ速ニ事由ヲ具シ居住地地方長官ニ變更ヲ願出ヅベシ

地方長官前項ノ願出ニ付相當ノ事由アリト認ムルトキハ其ノ指定ヲ變更スルコトヲ得

第十八條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シ帝國領土外ニ退去ヲ命ズルコトヲ得

一 第二條第一項各號ノ一ニ該當スル者
二 他人ノ氏名ヲ記載シタル旅券若ハ國籍證明書又ハ旅行證明書其ノ他之ニ代ルベキ證明書ヲ行使シタル者
三 虚偽ノ方法ニ依リ旅券若ハ國籍證明書又ハ旅行證明書其ノ他之ニ代ルベキ證明書ノ査證ヲ經タル者
四 第五條第一項ノ規定ニ違反シタル者
五 第七條第二項又ハ第三項ノ許可ヲ受ケズシテ滯邦スル者

第十九條 第五條第二項、第七條第一項乃至第三項、第八條、第九條又ハ第十四條ノ規定ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第六條第六項、第十七條第四項又ハ第十七條ノ二第二項ノ外國人ノ入國、滯在及退去ニ關スル件

規定ニ違反シタル者亦同ジ

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三月以下ノ徵役若ハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 地方長官ノ退去命令ニ違反シタル者
二 第十八條第二號乃至第四號ノ一ニ該當スル者
三 第十七條第一項ノ規定ニ違反シテ出國シ又ハ出國セントシタル者

附則

本令ハ昭和十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ帝國領土内ニ居住スル外國人ニ關シテハ第七條及第九條ニ定ムル願出又ハ届出ノ期間ハ本令施行ノ日ヨリ起算ス

大正七年一月内務省令第一號外國人入國ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

附則 (昭和十六年内務省令第二十三號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際本邦外ニ在ル外國人ノ本令施行前ニ得タル査證又ハ渡航證明書ハ之ニ別段ノ記載ナキ限り其ノ日附ヨリ一年以内且本令施行後一回限り有効トス

本令施行ノ際本邦ニ滯在スル外國人ノ有スル査證又ハ渡航

證明書ハ其ノ外國人出國シタルトキハ其ノ效力ヲ失フ
本令施行後三日以内ニ居住地ヲ出發シ出國セントスル者ハ
居住地出發豫定期日迄ニ第十七條第二項ニ準ジ出國許可ヲ
願出ヅルコトヲ得

○國家總動員法

(昭和十三年四月一日最近改昭和十六年
法律第五五號 法律第一九號)

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時(戰爭ニ準ズベキ事
變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ國防目的達成ノ爲國
ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制
運用スルヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
- 二 國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
- 三 國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ
衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四 國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他
ノ輸送用物資
- 五 國家總動員上必要ナル通信用物資

ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從事セ
シムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨グズ

第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令
ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ
國、地方公共團體又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ總動員業務
ニ付協力セシムルコトヲ得

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令
ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇、就職、從
業若ハ退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ付必要ナル
命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令
ノ定ムル所ニ依リ勞働爭議ノ豫防若ハ解決ニ關シ必要ナル
命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ勞務ノ中止其ノ他
ノ勞働爭議ニ關スル行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令
ノ定ムル所ニ依リ物資ノ生産、修理、配給、讓渡其ノ他ノ
處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲ス
コトヲ得

第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令
ノ定ムル所ニ依リ輸出入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ、輸

國家總動員法

六 國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照明用物資

七 國家總動員上必要ナル燃料及電力

八 前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要
スル原料、材料、機械器具、裝置其ノ他ノ物資

九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國
家總動員上必要ナル物資

第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管
ニ關スル業務
- 二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
- 三 國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務
- 四 國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關ス
ル業務
- 五 國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務
- 六 國家總動員上必要ナル試験研究ニ關スル業務
- 七 國家總動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務
- 八 國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務
- 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國
家總動員上必要ナル業務

第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令

出若ハ輸入ヲ命ジ、輸出稅若ハ輸入稅ヲ課シ又ハ輸出稅若
ハ輸入稅ヲ增課若ハ減免スルコトヲ得

第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令
ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員
業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅
令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ增加、合併、目的
變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若
ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關
シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ
他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用、債務ノ引受若
ハ債務ノ保證ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ總
動員業務タル事業ヲ營ム會社ノ當該事業ニ屬スル設備ノ費
用ニ充ツル爲メ社債ノ募集ニ付商法第二百九十七條ノ規定
ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅
令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事
業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設
ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲グルモノヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ從業者ヲ供用セシメ又ハ當該施設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登録實用新案ヲ實施スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地若ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ特許發明及登録實用新案ヲ實施セシメ若ハ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用セシムルコトヲ得

第十五條 前二條ノ規定ニ依リ政府ノ收用シタルモノ不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ十年内ニ拂下グルトキ又ハ第十三條第三項ノ規定ニ依リ總動員業務ヲ行フ者ノ收用シタルモノ收用シタル時ヨリ十年内ニ不用ニ歸シタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ舊所有者若ハ舊權利者又ハ其ノ一般承繼人ハ優先ニ之ヲ買受クルコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅

令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十六條ノ二 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人ノ目的變更、合併若ハ解散ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十六條ノ三 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人ノ目的變更、合併若ハ解散ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定、變更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主又ハ其ノ團體ニ對シ當該事業ノ統制又ハ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的

トスル團體又ハ會社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得
前項ノ命令ニ依リ設立セラルル團體ハ法人トス
第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ團體成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該團體ノ構成員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ團體ノ構成員タラシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ團體ニ對シ其ノ構成員（其ノ構成員ノ構成員ヲ含ム以下之ニ同ジ）ノ事業ニ關スル統制規程ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ構成員若ハ構成員タル資格ヲ有スル者ニ對シ團體ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得
第一項ノ團體又ハ會社ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條ノ二 第十六條ノ二ノ規定ニ依リ設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資ヲ命ジ又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡ヲ命ジタル場合ニ於テ讓渡者又ハ出資者ノ負擔スル債務ノ承繼及其ノ擔保ノ處理ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

國家總動員法

第十八條ノ三 第十六條ノ二ノ規定ニ依リ設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資、第十六條ノ三ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡若ハ法人ノ合併又ハ第十八條第一項若ハ第三項ノ規定ニ依リ設立セラルル團體若ハ會社ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ課稅標準ノ計算ニ關スル特例ヲ設ケ又ハ租稅ノ減免ヲ爲スコトヲ得

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、貨賃料、加工賃、修繕料其ノ他ノ財産的給付ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得
政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物ニシテ國家總動員上支障アルモノノ發賣及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ併セテ其ノ原版ヲ差押フルコトヲ得

第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國

臣民ノ職業能力ニ關シ検査スルコトヲ得

第二十二條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇傭主ニ對シ國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、販賣又ハ輸入ヲ業トスル者ヲシテ當該物資又ハ其ノ原料若ハ材料ノ一定數量ヲ保有セシムルコトヲ得

第二十四條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ノ事業主又ハ戦時ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムベキ者ヲシテ戦時ニ際シ實施セシムベキ總動員業務ニ關スル計畫ヲ設定セシメ又ハ當該計畫ニ基キ必要ナル演練ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者又ハ試験研究機關ノ管理者ニ對シ試験研究ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル者ニ對シ

豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條、第十四條若ハ第十六條ノ二ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通、有價證券ノ應募、引受若ハ買入、債務ノ引受若ハ債務ノ保證ノ命令、第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ委託、讓渡、廢止若ハ休止若ハ法人ノ目的變更若ハ解散ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス但シ第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

總動員業務ヲ行フ者ハ第十條、第十三條第三項又ハ第十四條ノ規定ニ依リ使用、收用又ハ實施ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

第二十八條 政府ハ第二十二條、第二十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

第二十九條 前二條ノ規定ニ依ル補償ノ金額及第十五條ノ規

定ニ依ル買受ノ價額ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ム

總動員補償委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 政府ハ第二十六條又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ利益ノ保證又ハ補助金ノ交付ヲ受クル事業ヲ監督シ之ガ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十一條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十二條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

國家總動員法

ハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者

二 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲サザル者

三 第十條ノ規定ニ依ル總動員物資ノ使用又ハ收用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

四 第十三條ノ規定ニ依ル施設、土地若ハ工作物ノ管理、使用若ハ收用又ハ從業者ノ供用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十一條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

二 第十六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

三 第十六條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第十六條ノ三ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

五 第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ統制協定若ハ統制規程ヲ設定、變更若ハ廢止シ又ハ第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

六 第二十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ保有ヲ爲サザル者

七 第二十六條ノ規定ニ違反シ生産、修理又ハ設備ヲ爲サザル者

第三十五條 前四條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條ノ規定ニ依ル徵用ニ應ゼズ又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事セザル者

二 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第二十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ計畫ノ設定又ハ演練ヲ爲サザル者

三 第二十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ試験研究ヲ爲サザル者

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ團體又ハ會社ノ設立ヲ爲サザル者

二 第十八條第六項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

三 第三十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

四 第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

第三十九條 第二十條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ發行人及編輯人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ發行者及著作者ヲ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

新聞紙ニ在リテハ編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者及掲載ノ記事ニ署名シタル者亦前項ニ同ジ

第四十條 第二十條第二項ノ規定ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 前二條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ

第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第四十四條 總動員業務ニ從事シタル者其ノ業務遂行ニ關シ知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第四十五條 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラレタル團體又ハ會社其ノ他本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ爲ス法人其ノ他ノ團體ノ役員若ハ使用人又ハ

其ノ職ニ在リタル者其ノ業務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキ亦前項ニ同ジ

第四十六條 第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラレタル團體又ハ會社其ノ他本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ爲ス法人其ノ他ノ團體ノ役員又ハ使用人其ノ擔當スル統制事務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第四十七條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十一條ノ

二乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第四十九條 前條ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ
本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル帝國臣民ニモ之ヲ適用ス

第五十條 本法施行ニ關スル重要事項(軍機ニ關スルモノヲ除ク)ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲國家總動員審議會ヲ置ク
國家總動員審議會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
(昭和十三年勅令第三百十五號ヲ以テ昭和十三年五月五日ヨリ施行)
軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八號ハ之ヲ廢止ス
本法施行前軍需工業動員法ニ基キテ爲シタル命令又ハ處分ハ之ヲ本法中ノ相當規定ニ基キテ爲シタルモノト看做ス

軍需工業動員法ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ニ依ル
附則 (昭和十六年法律第十九號)
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
(昭和十六年勅令第二百五號ヲ以テ昭和十六年三月二十日ヨリ施行)

昭和十三年五月四日
勅令第三百十六號
朕國家總動員ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム(總理、拓務大臣副署)
國家總動員法ハ之ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行ス
附則
本令ハ昭和十三年五月五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年三月十七日
內閣告示第二號
國家總動員法第四十四條ノ規定ニ依ル企畫院指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密左ノ如シ

件名
昭和十四年度物資動員計畫中ノ軍需額
昭和十四年度輸入額中ノ軍需額
昭和十五年物資動員計畫中ノ軍需額
指定年月日
昭和十五年三月一日
昭和十五年三月一日
昭和十五年七月八日

昭和十五年度第二、四半期物資動員實施計畫中ノ軍需額
昭和十五年度第三、四半期物資動員實施計畫中ノ軍需額
昭和十五年度第四、四半期物資動員實施計畫中ノ軍需額
昭和十五年七月十八日
昭和十五年十二月十七日
昭和十六年一月二十日

昭和十六年四月十五日
海軍省告示第十二號

國家總動員法第四十四條ノ規定ニ依ル海軍省指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密左ノ如シ

件名

昭和十五年度海軍物資需要額
昭和十五年三月十三日
昭和十五年六月三日

昭和十六年五月十五日
內閣告示第八號

國家總動員法第四十四條ノ規定ニ依ル企畫院指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密左ノ如シ

件名

昭和十六年度第一、四半期物資動員暫定實施計畫中ノ軍需額
指定年月日
昭和十六年四月十五日

國家總動員法

昭和十六年九月十三日
內閣告示第十三號

國家總動員法第四十四條ノ規定ニ依ル企畫院指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密左ノ如シ

件名

昭和十六年度物資動員計畫及第二、四半期物資動員實施計畫ニ對スル配當計畫中ノ軍需額
昭和十六年八月二十八日

昭和十六年十月七日
內閣告示第十五號

國家總動員法第四十四條ノ規定ニ依ル企畫院指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密左ノ如シ

件名

昭和十六年度第三、四半期物資動員實施計畫中ノ軍需額
指定年月日
昭和十六年十月十一日

昭和十七年一月十三日
內閣告示第二號

國家總動員法第四十四條ノ規定ニ依ル企畫院指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密左ノ如シ

件名

昭和十六年度第四、四半期物資動員實施計畫中ノ軍需額
指定年月日
昭和十六年十二月二十七日

昭和十七年五月十四日
内閣告示第七號

國家總動員法第四十四條ノ規定ニ依ル企業院指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密左ノ如シ

件名 指定年月日

昭和十七年度物資動員
計畫及各四半期物資動
員實施計畫中ノ軍需額

昭和十七年五月九日

○資源調査法

(昭和四年四月十二日)
法律五三三號

第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 當該官吏又ハ吏員ハ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル資源調査ノ爲必要ナル場所ニ立入り、検査ヲ爲シ、調査資料ノ提供ヲ求メ又ハ關係者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニハ其ノ證票ヲ携帯スベシ

第三條 工業的發明ニ係リ其ノ他特殊ナル業務上ノ秘密ニ屬

スル事項又ハ設備ニシテ命令ニ定ムルモノニ付テハ第一條ノ報告若ハ實地申告ヲ命ジ又ハ前條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲シ、調査資料ノ提供ヲ求メ若ハ關係者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 第一條ノ規定ニ依リ報告又ハ實地申告ヲ命ゼラレタル者營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ於テ報告又ハ實地申告ヲ爲スノ義務ヲ有ス

第五條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 第二條ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ職務執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ、調査資料ノ提供ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ調査資料ヲ提供シ又ハ質問ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依リ職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓

以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ前項ニ同ジ

○防空法

(昭和十二年四月五日最近改
昭和十六年
法律第四七號 法律第九一號)

第一條 本法ニ於テ防空ト稱スルハ戰時又ハ事變ニ際シ航空機ノ來襲ニ因リ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ之ニ因ル被害ヲ輕減スル爲陸海軍ノ行フ防衛ニ即應シテ陸海軍以外ノ者ノ行フ燈火管制、偽裝、消防、防火、防彈、防毒、避難、救護及應急復舊並ニ此等ニ關シ必要ナル監視、通信及警報ヲ、防空計畫ト稱スルハ防空ノ實施及之ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ

第二條 防空計畫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣、地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ)又ハ地方長官ノ指定スル市町村長之ヲ設定スベシ

第三條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空上重要ナル事業又ハ施設ニ付行政廳ニ非ザル者ヲ指定シテ防空計畫ヲ設

定セシムルコトヲ得

前項ノ防空計畫ハ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第四條 防空計畫ノ設定者ハ其ノ防空計畫ニ基キ防空ヲ實施シ又ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲スベシ

第五條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理若ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ヲ供用セシムルコトヲ得

第五條ノ二 地方長官防空上必要アルトキハ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル木造建築物ノ所有者ニ對シ期限ヲ附シテ其ノ建築物ノ防火改修ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ木造建築物ノ範圍並ニ防火改修ノ程度及方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條ノ三 前條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ期限内ニ工事完了セザルトキ若ハ工事完了ノ見込ナシト認メラルトキ又ハ建築物ノ所有者ノ申請アリタルトキハ地方長官ハ市町村長ヲシテ建築物ノ所有者ニ代リテ前條ノ

防火改修ノ工事ヲ施行セシムルコトヲ得

第五條ノ四 主務大臣ノ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ空襲ニ因ル危害ヲ著シク増大スルノ虞アル建築物ニ付其ノ建築ヲ禁止若ハ制限シ又ハ其ノ建築物(工事中ノモノヲ含ム)ノ除却、改築其ノ他防空上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第五條ノ五 主務大臣ハ防空上工場其ノ他ノ特殊建築物ノ分散ヲ圖ル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル特殊建築物ノ建築ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第五條ノ六 前條ノ規定ニ依ル區域又ハ地區ノ指定ノ場合ニ於テ從來存シタル建築物(工事中ノモノヲ含ム)ニシテ其ノ後新ニ建築セラレタリトセバ同條ノ規定ニ依リ其ノ建築ヲ禁止又ハ制限セラルベキモノニ付テハ地方長官之ガ除却、改築其ノ他防空上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第五條ノ七 地方長官防空上必要アルトキハ命令ヲ以テ定ムル物件ノ管理者又ハ所有者ニ對シ其ノ物件ノ移轉ヲ命ズルコトヲ得

第八條ノ二 地方長官ハ監視、警報傳達其ノ他防空ノ實施上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ音響ヲ發スル設備又ハ装置ノ使用ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第八條ノ三 主務大臣ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域内ニ居住スル者ニ對シ期間ヲ限リ其ノ區域ヨリノ退去ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第八條ノ四 主務大臣ハ防空ノ實施ニ際シ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ鐵道、軌道、航空機、船舶、車輛等ニ依ル人又ハ物件ノ移動ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第八條ノ五 空襲ニ因リ建築物ニ火災ノ危険ヲ生ジタルトキハ其ノ管理者、所有者、居住者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ガ應急防火ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テハ現場附近ニ在ル者ハ同項ニ掲グル者ノ爲ス應急防火ニ協力スベシ

第九條 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ地方長官又ハ市町村長ハ他人ノ土地若ハ家屋ヲ一時使用シ、物件ヲ收用若ハ使用シ又ハ防空ノ實施區域内ニ在ル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

行政執行法第五條及第六條ノ規定竝ニ之ニ基キテ發スル命令ハ前項ノ規定ニ基キテ爲ス處分ニ依リテ負フ義務ノ履行

防 空 法

コトヲ得

第六條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防毒、救護其ノ他防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ防空ノ實施ニ關スル特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ハ其ノ從業者ヲシテ防空ノ實施ニシテシムルコトヲ得

第六條ノ二 行政官廳ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ適當ト認ムル者ヲ指定シ監視(之ニ伴フ通信ヲ含ム)ニ從事セシムルコトヲ得

前項ノ指定ヲ受ケタル者ノ服務、訓練、給與等ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 防空ノ實施ノ開始及終止ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 燈火管制ヲ實施スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實施區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ装置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ秘匿スベシ

ヲ市町村長ガ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第十條 主務大臣ハ防空計畫ノ設定者ニ對シ防空計畫ノ全部又ハ一部ニ基キ防空ノ訓練ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テハ第五條第二項、第六條、第八條、第八條ノ二及第八條ノ五ノ規定ヲ準用ス

第十條ノ二 防空計畫ノ設定者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ防空ノ實施ニ從事スベキ者ヲシテ防空上必要ナル事項ニ關スル講習ヲ受ケシムルコトヲ得

第十一條 防空ニ關スル調査ノ爲必要アルトキハ行政官廳又ハ市町村長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ關係者ニ對シ資料ノ提出ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ關係アル場所ニ立入り檢査ヲ爲サシムルコトヲ得但シ私人ノ邸宅竝ニ業務上ノ秘密ニ屬スル事項及設備ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ其ノ旨豫メ其ノ場所ノ管理者ニ通知スベシ

當該官吏又ハ吏員第一項ノ規定ニ依リ關係アル場所ニ立入ル場合ハ其ノ證據ヲ携帶スベシ

第十二條 行政官廳、市町村長又ハ第三條第一項ノ規定ニ依

ル防空計畫ノ設定者ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スル者之ガ爲
傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ行政
官廳又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ハ勅
令ノ定ムル所ニ依リ扶助金ヲ給スベシ

第八條ノ五ノ規定ニ依リ應急防火ヲ爲シ又ハ之ニ協力スル
者之ガ爲傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於
テハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助金ヲ給スベシ

第十三條 地方長官第五條第二項(第十條第二項ニ於テ準用
スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ防空ノ實施又ハ訓練ニ際シ
必要ナル設備若ハ資材ヲ供用セシメ又ハ地方長官若ハ市町
村長第九條第一項ノ規定ニ依リ土地家屋物件ヲ收用若ハ使
用スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償
スベシ

地方長官第五條ノ四又ハ第五條ノ六ノ規定ニ依ル建築物
(工事中ノモノヲ含ム)ノ除却、改築其ノ他ノ措置ヲ命ズ
ル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償スベ
シ
地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第五條ノ四ノ規定ニ依ル
禁止若ハ制限アリタルガ爲又ハ第五條ノ五ノ規定ニ依ル區
域若ハ地區ノ指定アリタルガ爲既ニ著手シタル建築ヲ廢止

シ又ハ變更スルノ已ムナキニ至リタルニ因リ生ジタル損失
ヲ補償スベシ

前三項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クベキ者補償ニ付不服アルト
キハ其ノ金額ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ、供用、收用、
使用、除却、改築、廢止、變更其ノ他ノ措置ノ後六月ヲ經
過シテ補償金額ノ決定ノ通知ヲ受ケザルトキハ其ノ期間經
過シタル日ヨリ六月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四條 第六條(第十條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)
ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者、特別ノ教育訓練ヲ受ケ
タル者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ
從業者ヲシテ防空ノ實施又ハ訓練ニ從事セシムル場合ニ於
テハ地方長官、市町村長又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防
空計畫ノ設定者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實費ヲ辨償ス
ベシ

前條第四項ノ規定ハ前項ノ實費辨償ニ之ヲ準用ス
第十五條 防空計畫ノ設定、防空ノ實施、防空ノ實施ニ關シ
必要ナル設備若ハ資材ノ整備又ハ第十條第一項ノ規定ニ依
ル防空ノ訓練ヲ爲スニ要スル費用ハ地方長官之ヲ爲ス場合
ニ於テハ北海道又ハ府縣、市町村長之ヲ爲ス場合ニ於テハ
市町村、第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者之ヲ

爲ス場合ニ於テハ其ノ者ノ負擔トス但シ監視及之ニ伴フ通
信ニ付テハ其ノ實施、實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ
整備又ハ第十條第一項ノ規定ニ依ル訓練ニ要スル費用ハ國
庫ノ負擔トス

特殊施設ノ管理者又ハ所有者第五條第一項ノ規定ニ依リ設
備又ハ資材ノ整備ヲ爲スニ要スル費用ハ其ノ者ノ負擔トス
第五條ノ二又ハ第五條ノ三ノ規定ニ依ル防火改修工事ノ施
行ニ要スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ所有者ノ
負擔トス

物件ノ管理者又ハ所有者第五條ノ七ノ規定ニ依リ物件ノ移
轉ヲ爲スニ要スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ノ負
擔トス

第十二條第一項ノ規定ニ依ル扶助金ヲ給スルニ要スル費用
ハ行政官廳之ヲ給スル場合ニ於テハ國庫、第三條第一項ノ
規定ニ依ル防空計畫ノ設定者之ヲ給スル場合ニ於テハ其ノ
者ノ負擔トス

第十二條第二項ノ規定ニ依ル扶助金ヲ給スルニ要スル費用
ハ市町村ノ負擔トス

第十三條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依ル損失補償ヲ爲スニ
要スル費用ハ北海道又ハ府縣ノ負擔トス

特別ノ事情アルモノニ付テハ第一項、第二項及第五項ノ規
定ニ對シ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十六條 前條第三項ノ規定ニ依リ建築物ノ所有者ノ負擔ス
ル費用ニ對シテハ市町村ハ其ノ三分ノ二以内ヲ補助スベシ
前條第四項ノ規定ニ依リ物件ノ管理者又ハ所有者ノ負擔ス
ル費用ニ對シテハ北海道又ハ府縣ハ其ノ二分ノ一以内ヲ補
助スベシ

第十七條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ對シ其ノ
二分ノ一以内ヲ補助ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依リ北海道、府縣、市町村又
ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ負擔ス
ル費用

二 第十五條第二項ノ規定ニ依リ特殊施設ノ管理者又ハ所
有者ノ負擔スル費用

三 第十五條第五項又ハ第六項ノ規定ニ依リ第三條第一項
ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者又ハ市町村ノ負擔スル扶
助金

四 第十五條第七項ノ規定ニ依リ北海道又ハ府縣ノ負擔ス
ル損失補償金

五 前條ノ規定ニ依リ北海道、府縣又ハ市町村ノ負擔スル

補助金

第十七條ノ二 第五條ノ三ノ規定ニ依リ市町村長ノ施行スル防火改修工事ニ要スル費用ハ市町村費ヲ以テ一時繰替支辨スベシ

前項ノ規定ニ依リ繰替支辨シタル費用ノ辨償金ノ徴收ニ付テハ市町村税徴收ノ例ニ依ル

前項ノ辨償金ニシテ辨償ヲ得ザルモノアルトキハ國庫ハ市町村ニ對シ其ノ損失ノ二分ノ一ヲ補償ス

第十八條 防空ノ實施ニ從事スル者ノ義務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス威力又ハ偽計ヲ用ヒ其ノ業務ヲ妨害シタル者亦同ジ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第六條ノ二第一項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者

二 第八條ノ規定ニ違反シタル者又ハ同條ノ規定ニ依ル光ノ秘匿ヲ妨害シタル者

第十九條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第五條ノ三ノ規定ニ依ル防火改修工事ノ施行ヲ拒ミ、

妨ゲ又ハ忌避シタル者

二 第五條ノ四ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シ又ハ同條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者

三 第五條ノ五又ハ第八條ノ二乃至第八條ノ四ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者

四 第五條ノ六、第五條ノ七又ハ第六條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者

第十九條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條ノ五第一項ノ規定ニ違反シタル者

二 第十一條第一項ノ規定ニ依ル資料ノ提出ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ資料ヲ提出シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

第十九條ノ四 本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方官廳ニ委任スルコトヲ得

第二十條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準

ズベキ者ニ之ヲ適用ス

第二十一條 國ニ於テ管理スル施設ニ關スル防空ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則 (昭和十六年法律第九十一號)
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○防空法施行令

(昭和十二年九月二十九日最近改昭和十六年)〔抄〕
勅令第五四九號 法律第一二三五號

第二條 防空法第三條第一項ノ事業又ハ施設ハ工場、鑛山、鐵道、軌道、水道又ハ電氣、瓦斯、石油、電氣通信、海運若ハ航空ニ關スル事業若ハ施設トス

第三條 防空法第五條第一項ノ規定ニ依リ整備ヲ爲サシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

- 一 電氣工作物、工場、鑛山、鐵道、軌道、電氣通信施設、診療所、船舶ノ類ニ付テハ燈火管制ニ關シ必要ナルモノ
- 二 水道、下水道、電氣工作物、瓦斯工作物、石油タンク、工場、鑛山、鐵道、軌道、電氣通信施設、道路、橋梁、

防空法施行令

港灣、堰堤、堤防、水門、倉庫、學校、診療所、高層建築物、飛行場ノ類ニ付テハ偽裝、防彈又ハ應急復舊ニ關シ必要ナルモノ

三 水道、下水道、電氣工作物、瓦斯工作物、石油タンク、工場、鑛山、電氣通信施設、學校、診療所ノ類ニ付テハ消防又ハ防火ニ關シ必要ナルモノ

四 劇場、學校、診療所、百貨店、高層建築物、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物ノ類ニ付テハ防毒、避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ

防空法第五條第二項ノ規定ニ依リ供用セシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

一 高層建築物、船舶、電氣通信施設ノ類ニ付テハ監視又ハ通信ニ關シ必要ナルモノ

二 號報器ヲ有スル施設ニ付テハ警報ニ關シ必要ナルモノ

三 學校、寺院、集會場、劇場、診療所、浴場、百貨店、高層建築物、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物、避難上有效ナル空地ヲ有スル工場其ノ他ノ建築物、公園、運動場ノ類ニ付テハ防毒、避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ

第三條ノ二 防空法第五條ノ七ノ物件ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 爆發性、發火性又ハ引火性ノ物品
- 二 有毒性ノ物品
- 三 食糧、燃料其ノ他重要ナル總動員物資
- 四 前各號ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムル物

第四條 防空法第六條第一項ノ特殊技能ヲ有スル者ハ左ノ各號ニ掲グル者トス

- 一 醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師、產婆、保健婦及看護婦
- 二 前號ニ掲グルモノノ外内務大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官ノ定ムル者

防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ從業者ニシテ同法第六條第三項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事スベキモノ其ノ他正當ノ事由アル者ハ同法第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得ズ

第四條ノ二 防空法第六條第一項若ハ第二項(同法第十條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令又ハ同法第六條ノ二ノ規定ニ依ル指定若ハ命令ハ此等ノ處分ヲ受クベキ者ノ居住及就業ノ場所、職業、技能又ハ教育訓練ノ程度、身體ノ狀態、家庭ノ狀況等ヲ斟酌シテ之ヲ爲スベシ

第四條ノ三 地方長官ハ特殊技能ヲ有スル者又ハ特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者ニシテ當該道府縣ノ區域内ニ居住スルモノニ對シ防空法第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ地方長官、市町村長又ハ同法第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ハ防空法第十條ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第四條ノ四 防空法第六條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ同法第六條ノ二ノ規定ニ依ル指定ハ從事令書又ハ指定書ノ交付ヲ以テ之ヲ行フ
前項ノ從事令書又ハ指定書ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 防空ノ實施ノ開始及終止ハ内務大臣(航海中ノ船舶ニ付テハ逡信大臣)之ヲ命ズ

前項ノ命令ハ關係アル地方長官ニ對シテハ内務大臣、航海中ノ船舶ニ對シテハ逡信大臣、關係アル市町村長及防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ對シテハ内務大臣ノ通知ニ依リ地方長官之ヲ發ス
内務大臣又ハ逡信大臣第一項ノ命令ヲ爲スニ付テハ其ノ時

期及區域ニ關シテハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ通知ニ依ルベシ

第六條 前條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ開始命令アリタルトキハ監視及之ニ伴フ通信ハ直ニ之ヲ實施シ防空上必要ナル其ノ他ノ事項ハ直ニ之ヲ準備シ適宜之ヲ實施スベシ

監視及之ニ伴フ通信ハ前條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ終止命令アル迄之ヲ繼續スベシ

第七條 防空ヲ實施スル場合ニ於テ航防機ノ來襲ニ關シテハ左ノ各號ノ區分ニ依リ防空警報ヲ發ス

- 一 警戒警報 航空機ノ來襲ノ虞アル場合
- 二 警戒警報解除 航空機ノ來襲ノ虞ナキニ至リタル場合
- 三 空襲警報 航空機ノ來襲ノ危險アル場合
- 四 空襲警報解除 航空機ノ來襲ノ危險ナキニ至リタル場合

當該區域ノ防衛ヲ擔任スル軍司令官、師團長、要塞司令官、鎮守府司令長官若ハ警備府司令長官(以下陸海軍司令官ト稱ス)又ハ其ノ指定スル者ノ發スル防空警報ヲ以テ前項ノ防空警報トス

第七條ノ二 内務大臣ハ防空上必要アルトキハ其ノ定ムル所

防空法施行令

ニ依リ防空法第八條ノ三ノ規定ニ基キ空襲ニ因ル危害ヲ避クル目的ヲ以テスル退去ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 國民學校(之ニ準ズベキ學校ヲ含ム)初等科兒童又ハ年齡七年未滿ノ者
- 二 妊婦、產婦又ハ梅毒
- 三 年齡六十五年ヲ超ユル者、傷病者又ハ不具癡疾者ニシテ防空ノ實施ニ從事スルコト能ハザルモノ
- 四 前各號ニ掲グル者ノ保護ニ缺クベカラザル者

前項第四號ニ掲グル者ノ範圍ハ内務大臣之ヲ定ム

第八條 防空法第十一條第一項ノ關係者ハ同法第五條ノ二若ハ第五條ノ四乃至第五條ノ六ニ掲グル建築物(工事中ノモノヲ含ム)、第二條ニ掲グル事業若ハ施設、第三條ニ掲グル特殊施設又ハ第三條ノ二ニ掲グル物件ノ管理者又ハ所有者トシ關係アル場所ハ此等ノ者ノ管理又ハ所有スル土地及建築物其ノ他ノ工作物トス

防空法第十一條第三項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第十三條 主務大臣ハ地方長官又ハ防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ對シ、地方長官ハ同法第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長ニ對シ防空計畫ノ設

定上必要ナル事項ヲ指示スベシ
前項ノ指示アリタルトキハ之ニ準據シテ防空計畫ヲ設定ス
ベシ

著者略歴
陸軍士官學校卒、憲兵教習所長
名古屋、大阪憲兵隊長、豫備憲兵大佐。

(出文協承認)
あ100181號



昭和七年六月二十五日 印刷
昭和九年七月二十日 再發行
昭和十八年十二月十五日 全訂三版印刷
昭和十八年十二月十八日 全訂三版發行

戒嚴令詳論

定價貳圓五拾錢
特別行爲稅
相當額 二十錢

合計金貳圓七拾錢

(三、〇〇〇部)

内地・一五 外地・二八

著作者

三浦 惠一

發行者

新井 武之輔

印刷者

白井 赫太郎

配給元

東京都神田區淡路町二丁目九番地
日本出版配給株式會社

發兌

東京都神田區
猿樂町一ノ六

松山房

電話神田(25)二三四一
番 振替東京六八四〇六番

會員番號一三一〇一六

(一四東東) 所刷印

精興社

東京・神田

三福 木田 清清 一作	尾山 万次郎	佐野 福藏	佐野 福藏	伊佐 野鐵 之助
工場 設置 案内	有限會社書式手續總覽	中小企業 の合同と 有限會社	有限會社設立案内	新會社 設立 案内
九A 二五 五上 頁製	三B 二六 〇上 頁製	三A 二五 〇上 頁製	五A 三五 八上 頁製	一A 四五 二上 頁製
千價 外内 地地六 八三八 〇〇〇	千價 内 地二 一五 五〇	千價 外内 地地三 三二〇 二〇〇	千價 外内 地地五 五二〇 二〇〇	千價 外内一 地地五 八三〇 〇〇〇



